矯正図書館

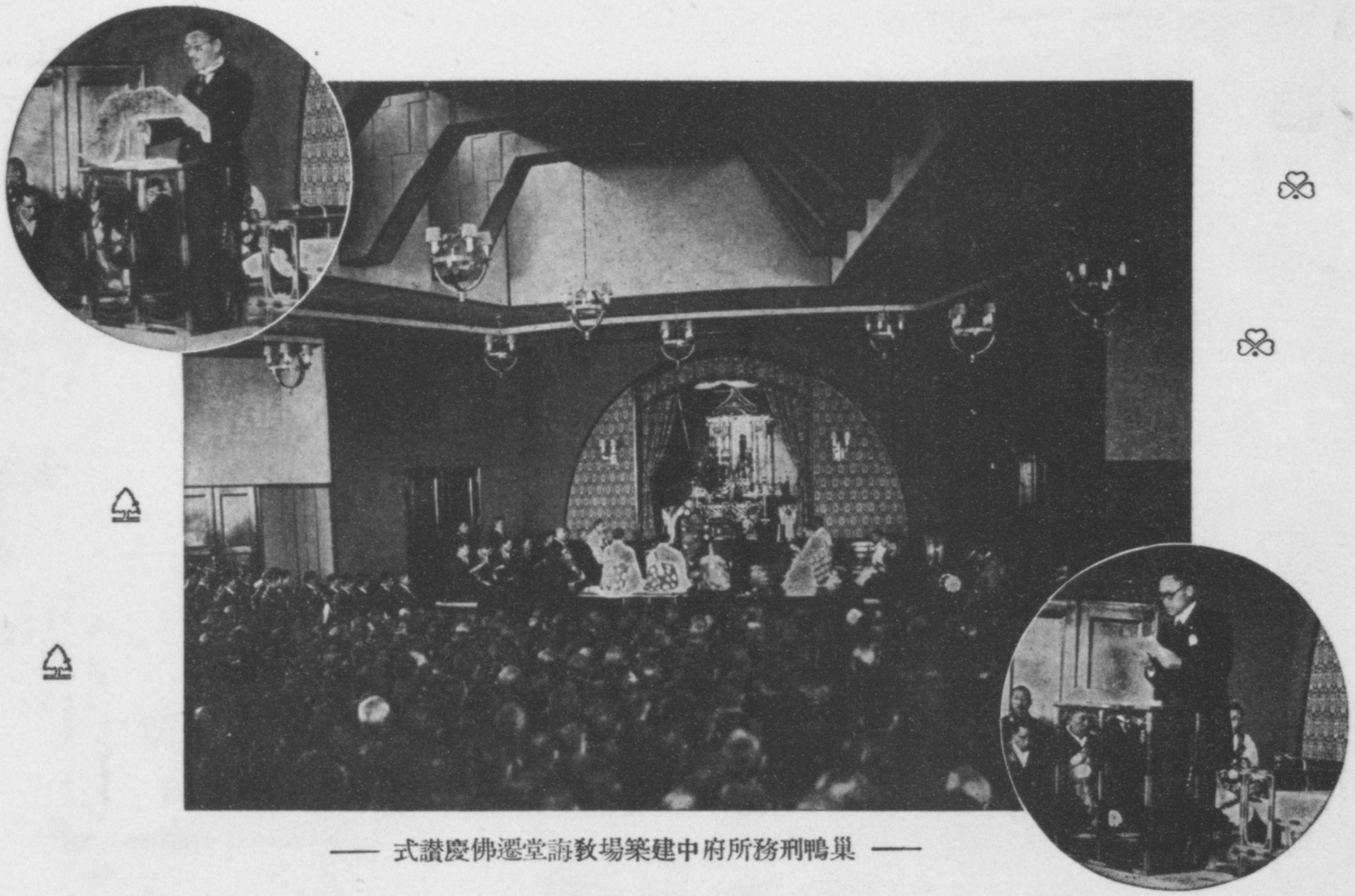
刑政

第四十六卷　五月號　第五號

戰線の囚人と銃後の囚人（卷頭言）　正木亮　2
女子犯罪現象の特質・原因及び對策（上）　木村龜二　4
現代犯罪生物學の展望（三）　吉益脩夫　14
假釋放審査規定制定前後における假釋放の成績比較　印南貞一　31
我邦刑獄略史　白井勇松　36
フランスの刑法改正　ドクトル・デルネル　41
海外時報　48
中村孝也講演——雜報——讀者の頁——海外異聞錄——刑政俳壇——家庭の頁——敍任及辭令——訓令通牒

財團法人　刑務協會發行

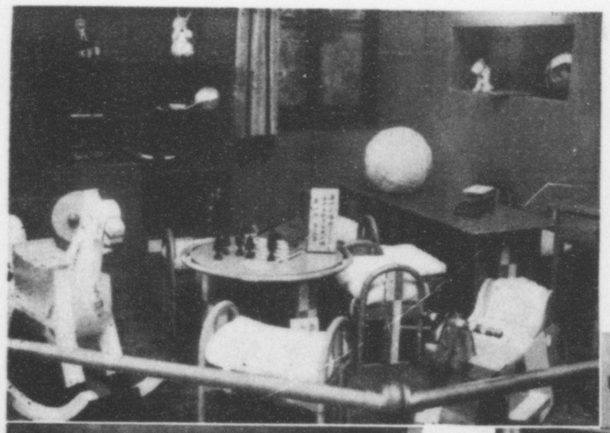
矯正図書館

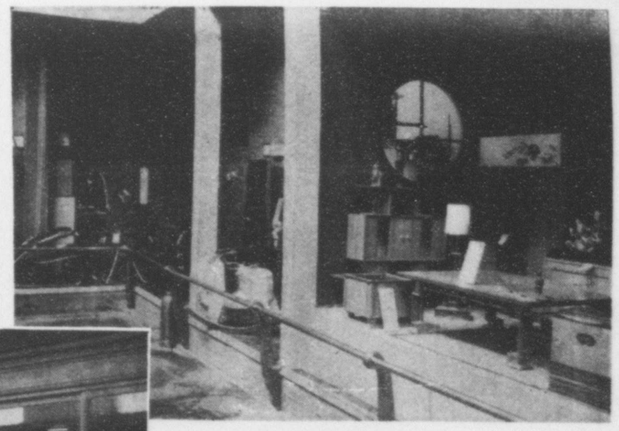


巢鴨刑務所府中建築場敎誨堂遷佛慶讃式

刑政第46巻第5号

矯正図書館











婦人子供博に出陳されたる

刑務所製作品

刑政第46巻第5号

矯正図書館

政　刑



第四十六卷

第五號

戰線の囚人と銃後の囚人

天津昭和八年三月二十九日發聯合通信、同月三十日東京朝日新聞の記事を玆に轉載する。「長城戰線においてもつとも激烈な戰鬪が行はれた冷口方面の敵死傷者は九千人といはれ、連日救護隊の輸送、棺をけの製造に忙殺されてゐるが、尙多數不足を告ぐる狀態にあり、今回第一軍長于學忠は天津地方法院長に命じ天津監獄に收監中の囚人三百二十名を解放し前敵抗日救護隊なるものを組織させ昨二十八日午前十時冷口方面に出動せしめた」と。

囚人を戰線に立たせるといふことは考へられないことではない。昔、俘虜や囚人を或は軍船の船夫に或は軍車の曳夫に用ゐたことを思ひ起すと人手の足らない戰場に囚人を用ゐることはむしろ當然なことであらう。

昭和七年初春上海の空に戰雲がとざし、雨となるか風となるか、われらの心臟が高鳴りを始めたとき行刑當局はその管下全般に向つて軍需品製作に全力を傾到すべきことを命じた。卽ちわが行刑當局は自ら進んで囚人たちに軍國銃後の活躍を爲さしめようと計畫をすゝめたのである。

囚人をして銃後の活躍を爲さしめることに就いても既に他國にその例を見出すことが出來る。只わたくしは、今回の日支事變に際してわれと彼との間に囚人に對する國家の觀點が面白い對照を爲しつゝあることに尠からざる興味を感じたのである。

囚人を戰線に立たしめることは歷史的に觀察すれば全く刑罰應報の具體化であつたのである。國家は只實利的立場に於て囚人をかり立てゝ以て戰線を賑はすの外何等彼等から精神的の或ものを得ようとはしなかつたのである。又假に之を求めんとしても國家がしかく實利的立場に立つ以上、彼等が祖國の爲

めにその生命を拋つてまで戰ふことは到底期待することは出來ない。國家がそれによつて贏ち得るところのものは、只粗暴の囚人兵士たちが爲すであらうところの掠奪と良民に對する暴虐のみである筈である。今支那はこの愚策を敢行して皇軍に對抗しようとして居ると報ぜられて居るのである。

之に反し、囚人を銃後に働かしめようとする我が行刑當局の政策の基點をうち眺めて見ると、當局が毎に高調し實踐しつゝあるところの國民敎育の思想がそこにあらはれて居ることを看過することが出來ない。

世は思想國難來を憂ふ。しかし、多難な外交と事變に際して國民は國家の危急存亡に絶大なる關心を持つた。この國民の愛國的思想傾向に合致せしめるべく囚人を指導するところにわが行刑敎育の歸着點があつたのである。行刑の目的は囚人をして合法的組織的生活に復歸せしめるといふことが行刑學の定義であるが、わが行刑に於ては要するにわが國の存亡に正しき關心を持つ國民にまで育てゝ行くことがその目的でなくてはならぬのである。その意味に於て行刑當局が囚人を銃後に働らかしめたことは行刑敎育の一方法として之を享け入れねばならなかつたと思ふ。

支那の政策は囚人を戰線に於て彈よけに使つた。この實利的な政策に對して囚人たちがどうして強く愛國的に戰ふの氣分を出し得よう。日本の政策は囚人を銃後に於ける國民と同じ赤誠をあらはさしめようとした。囚人たち、汝等も國を愛へよ。汝等も亦日本國民なればなりといふのが日本の政策であつたのである。この政策の爲めに囚人たちは心から働いた。

國の强さがはしなくも囚人に對する國家政策のあらはれによつて證明出來たことをわたくしは特に面白いことだと思ふ。

昭和八年四月十二日

正木亮

女子犯罪現象の特質・原因及び對策（上）

木村龜二

一　女子犯罪現象の構造的特質（以上本號）
二　『女子犯罪現象の男性化』の傾向
三　女子犯罪現象の對策と其の批判

犯罪一般についてと同じやうに、否、男子犯罪現象と比較して特に甚だしく、女子犯罪現象については、或ひは神祕化、詩化せられ、或ひは單純なる好奇心の對象と化せしめられる傾向を持つて居る。卽ち、そこでは、單に科學的な考察が蔽はれる傾向があるのみならず、其の重要性が甚だしく看過せられて居ると謂ひ得るであらう。然るに、私の考へでは、女子犯罪現象は二つの意味において特殊な重要性を持つて居る。第一には、女子犯罪現象は、少年犯罪と同樣に、近代的犯罪現象であつて、其の動向と原因とを明らかにすることに依り、同時に現代の犯罪現象一般の原因を理解し得ることになる。第二に、女子犯罪現象は、女子の社會的地位と結びついて一つの重要なる社會問題を構成し、これに對する政策的考察は不可避的なものとなりつつあることである。この二つの點から、私は、以下において、女子犯罪現象の構造の分析とその原因の探究と、更に、現に

採られつつある對策と其の批判とを進めたい。

一

女子犯罪現象（weibliche Kriminalität, criminalité féminine）の特質を理解する爲には、先づ、それが男子犯罪現象に對して持つて居る地位を確定することが必要である。男女の犯罪率については、主として第十九世紀後半の事實を中心として、ロムブローゾの作成したる表がある(一)。それに依ると、女子を一とする男子の率は、イタリアでは五·二であり、イギリスでは三·八、デンマーク及びノールウェーでは四·〇、オランダでは四·五、ベルヂックでは四·五、フランスでは四·八、オーストリアでは四·八、プロイセンでは五·七、ロシアでは一〇·一、ヴェノス·アイレスでは二七·一、アルヂェリアでは二五·〇であるとせられて居る。

(一) Lombroso, Le crime, causes et remèdes, 1907, p. 214–5.

然るに、最近、ハッケルは更に正確なる比較研究を發表して居る(二)。それを採錄すると——

國名	平均年次	人口十萬につき滿十五歲以上で有罪の確定判決を受けたる者		女子を一とする男子との比
		男子	女子	
ベルヂック	一九二四—一九二五	一、一八四	三九〇	一：三·〇四
デンマーク	一九一一—一九一五	四四一	六五	一：六·七八
ドイツ	一九二四—一九二七	二、三五九	四〇一	一：五·九

イングランド及びウェールス	一九二六—一九二八	二〇四	二一	一:九•七一
フランス	一九二三—一九二六	二一六	一:五•四一	一、一六八
イタリア	一九二一—一九二三	一五九	一:五•〇四	八〇二
カナダ	一九二四—一九二六	四〇六	一:一三•二〇	五、三六四
オランダ	一九二六—一九二八	八五	一:八•二七	七〇三
ノールウェー	一九二三—一九二六	三三	一:一一•三九	三七六
オーストリア	一九二四—一九二八	一二六	一:五•七三	七二二
スエーデン	一九二三—一九二五	二四二	一:一八•一二	四、三八五
スイス	一九〇九—一九一一	一三九	一:六•九六	九六八
ハンガリー	一九二四—一九二八	三七九	一:三•四九	一、三二四
北米合衆國	一九三三	七九	一:一一•〇六	八七四

右の如くである。之に對して、我が國における男女犯人の比率は、小野教授の掲げられるところに依ると(三)、刑法犯有罪被告人中女子一人に對する男子の數は、——

平均年次	明治	大正	
	一五—一九	二〇—二四	一—五	六—一〇
男女比	一〇•一	一〇•二	九•九	一〇•六	一二•二
	一二•七	九•九	一〇•六	一二•二

次に、全犯罪現象の中における男女犯罪の率及び男子百人に對する女子の犯罪の割合如何といふに、之については、レスネルが有益なる比較研究を發表して居る(四)。今、これを採錄して見ると次の如くである。即ち、——

國名	犯罪の種類	平均年次	有罪宣告總數に對し		男子有罪被告人百人に對する女子の比率
			男子%	女子%	
ドイツ	刑法犯（重罪・輕罪）	一九二六—三〇	八五•七	一四•三	一六•七
オーストリア	全犯罪（重罪 輕罪 違警罪）	一九二六—三〇	八三•七 九〇•〇 八三•三	一六•三 一〇•〇 一六•七	一九•四 一一•一 二〇•〇
スイス	重罪・輕罪	一九二九	八八•三	一一•七	一三•二
フランス	全犯罪（重罪 輕罪）	一九二五—二九	九〇•二 八三•三	九•八 一六•七	一〇•九 二〇•一
ベルヂック	全犯罪	一九二三—二七	七四•五	二五•五	三四•二
オランダ	重罪・輕罪・違警罪	一九二六—二九	八九•五	一〇•五	一一•八
イングランドウエールス	全犯罪（重罪 輕罪）	一九二六—三〇	九〇•五 八八•四	九•五 一一•六	一〇•五 一三•一
デンマーク	刑法犯（重罪・輕罪）	一九二四—二八	八八•一	一一•九	一三•五

(二) Hacker, Internationale Kriminalstatistik, Monatsschrift, 22. Jahrg. 5.–6. Heft, 1931, S. 274.

(三) 小野教授刑事學（プリント）昭和四年度第四六頁。

の割合であつて、大體、女子の犯罪は男子の犯罪の十分の一の割合となつて居る。

スエーデン	全犯罪	一九二五—二九	九三・七	六・三	六・八
ノールウエー	全犯罪（重罪・輕罪）	一九二六—三〇	九一・七	八・三	九・一
イタリア	刑法・商法犯（重罪・輕罪）	一九二一—二三	八二・六	一七・四	二一・〇
日本	刑法犯	一九二五—二九	九三・七	六・三	六・七
カナダ	〔重罪 / 輕罪〕	一九二六—三〇	九四・六 / 九六・六	五・四 / 三・四	五・八 / 三・六

尙ほ、この外、アメリカ合衆國についてギリンが述べるところに依ると(五)、千九百十年の人口調査を基礎として、同國では全人口に對する男女成少年囚の比率の割合は、男子九・六に對して女子一人の關係であるとせられて居る。この割合は、地方的に見て、南部の太平洋方面では五・七對一となり、東南中央部では六・五對一となつて居るが、これ等の地方で女子犯罪の多いのは黒人の混入して居るが故であるといふ。何となれば、右の割合は黒人と白人とについては甚だしく異り、黒人に在つては男子四に對し女子一の割合であり、白人に在つては一三對一の割合であるとせられて居る。

(四) Roesner, Geschlecht und Straffälligkeit, Handwörterbuch der Kriminologie, 6. Lieferung, 1933, S. 593.

(五) Gillin, Criminology and penology, 1926, p. 57–8.

然らば、年齢を標準としたる男女犯罪現象の特質如何といふに、犯罪率の最も多い年齢は、西洋では、大體、男子については二十一歳から二十五歳までの者であり、女子については三十歳乃至四十歳の者とせられて居る(六)。例へば、アシャッフェンブルグがドイツの千八百八十七年より千九百一年に至る平均男女有罪判決數の割合を引用して示すところに依ると、——

年齢	男子	女子
年齢割有罪判決數平均比率		
一二—一四	三・七	三・九
一四—一八	八・二	九・〇
一八—二一	一九	一二
二一—二五	一九	一二
二五—三〇	一五	一二
三〇—四〇	一一	一四
四〇—五〇	八・三	一三
五〇—六〇	五・三	八・二
六〇—七〇	二・八	三・九
七〇以上	一・一	一・五

の如くである(七)。この點は、日本については稍異り、刑法犯第一審有罪被告人について見ると、男子犯罪は三十歳以上乃至四十歳未滿の者において極頂に達して居る(八)。

(六) Rozengart, Le crime comme produit social et économique, 1929, p. 102 et s., p. 89. 尙ほ、古い統計學者の研究を述べたものとしては、Lombroso, ibid. p. 215 et s. 又、最近の諸國の狀態を個別的に論じたものとしては、Roesner, Alter und Strafkalligkeit, Handwörterbuch der Kriminologie, 1. Lieferung, 1932, S. 22 ff., insb. S. 26 ff. 參照。

(七) Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 3. Aufl., 1923, S. 173. Vgl. Liepmann, Krieg und Kriminalität in Deutschland, 1930, S. 133; Koppenfels, Die Kriminalität der Frau im Kriege, 1926, S. 8.

(八) Cf. Miyake, An outline of the Japanese judiciary and the administration of prisons in Japan, 1930, p. 16.

又、犯罪現象の增減といふ見地から見て、女子犯罪と男子犯罪との全犯罪現象に對する比率は如何なる方向に進行しつつありやといふに、男子の犯罪の率が增加しつつあるのに對して女子

矯正図書館

のそれは減少の傾向を示しつつあることが指摘せられて居る。例へば、ヘルツは、オーストリアについて、有罪者百人につき、千八百五十二年乃至七十年平均男子犯罪率は八四・八%であつたが千八百九十九年には八六・一%に增加したのに對し、同期間における女子の犯罪率は一五・二%から一三・九%即ち一・三%の減少を見たとして居る(九)。又、最近には、レスネルは、ドイツでは千八百八十二年には有罪者百人中男子八〇名に對し女子二〇名の割合であつたが、千九百十三年には右の割合は八四對一六に變化し、女子の比率の減少したことを指摘して居る(一〇)。然らば、犯罪總數に對してではなく、人口に對する男女犯罪の增減の率は如何といふに、この點については必ずしも學說は一致して居ると謂ひ得ない。レスネルに依れば、可罰能力ある男子十萬に對し千八百八十二年には、一、六六七名の男子有罪者があつたが千九百十三年には二、〇四三名となつたのに對し、同期間の女子有罪者の數は女子人口十萬に對し三七九名から三五九名となつたとせられて居る。即ち、男子については二二・六%の增加があつたのに反して、女子については五・三%の減少があつたといふのである(一一)。之に對し、アシャッフェンブルグは、千八百八十二年乃至千八百九十一年と千八百九十二年乃至千九百一年との各十年間における可罰能力ある男女各十萬に對應する男女有罪者の數は、男子については一、七四六名から二、〇九一名となり、女子については三七五名から三九四名となつたとして、その增加率は男子は一九・七%女子は五・〇%、即ち、女子犯罪の增加の速力は男子犯罪よりも約一五%遲いと爲して居る(一二)。それで、これらの事實からは、大體において、女子犯罪現象の增加率が男子のそれよりも大でないといふことだけは

推知し得ることとなるであらう。

(九) Herz, Verbrechen und Verbrechertum im Oesterreich, 1908, S. 82.

(一〇) Roesner, Geschlecht und Straffälligkeit, ibid., S. 579.

(一一) Roesner, ibid. 同樣、Liepmann, Krieg und Kriminalität in Deutschland, 1930, S. 131.

(一二) Aschaffenburg, ibid., S. 184.

かく、男子の犯罪に對して女子の犯罪が少いといふ理由については、學說はこれを種々に說明して居る。ロムブローゾは、女子の犯罪の男子のそれに對して少いのは、女子に在つては犯罪の代りに賣淫が行はれるからであるとして『男子の犯罪に比較して女子のそれの少いのは賣淫が之を說明し且つ之を補充する』(一三)と謂つて居る。ケトレーは、男子の犯罪に比して女子の犯罪の少い原因は、女子が社會的に從屬的地位に在つて消極的役割を營むが故であると爲して居つたとせられて居る(一四)。又、最近には、コッペンフェルスは次の如く說明して居る。曰く、『私は、女子の犯罪の少い主たる原因を次の如く考へる。即ち、元來、男子の行爲は、原則として、計畫的に考へられ、一の確實な外部的事實的に與へられたところの目標に眞直ぐに向けられるのに對して、女子の行爲は偶然的事實瞬間的氣分感情に因つて動かされ、しかも、直ちに氣分の變化突發的な他の反對の動機に屈服するものである。故に、女子の行動は、我々には、動もすると不明確な且つ非論理的な性質のものを含み、それが一の全然重大なる一身上の利害に直面する場合に、唯だ例外的にのみ、一の決斷的な行爲に至らしめるのである。この善い意味においても、又、惡い意味においても積極的な活動の欠缺が、屢々外部に示されるところの確固たる法的感情の缺乏と結び

ついて、女子は直接に法律に違反した行爲に出ることをせずして、寧ろ一層屢々法律の側を通過してしまふのである』(一五)と。尙ほ其の他諸種の說明が爲されて居るが(一六)大體、右の諸種の原因が各々部分的に女子犯罪の稀少性を決定して居るものと爲し得るであらう。

(一三) Lombroso, ibid. p. 228.

(一四) Herz, ibid. S. 79.

(一五) Koppenfels, ibid. S. 6.

(一六) 其の他の說明については、Roesner, Handwörterbuch, S. 574 ff. Exner, Krieg und Kriminalität in Oesterreich, 1927, S. 148; Bonger, Criminality and economic conditions, 1916, p. 472 et seq. 等參照。

右に述べられたところは、女子犯罪現象の男子犯罪現象に對する單純なる統計的數字的差異とその原因とに外ならないが、更に一步を進めて、その心理的特質を明らかにすることを必要とするであらう。これに關しては、ヘルツは『全體としては、女子犯罪は、嬰兒殺を除いては、殘虐性よりも多く卑怯(Feigheit)と不正直(Unaufrichtigkeit)との性質を持つて居る』(一七)と爲し、同樣にアシャッフェンブルグも『大體において、女子犯罪は不正直の性質を有するのに對して、男子の犯罪は暴力性(Gewalttätigkeit)を持つて居る』(一八)と爲して居る。

(一七) Herz, ibid. S. 81.

(一八) Aschaffenburg, ibid. S. 182. 稍これに近い思想としては、Guilhermet, Le milieu criminel, 1923, p. 128 et s. 參照。

最後に、個々の犯罪に對する男子及び女子の分擔の割合を考察して見るに、アシャッフェンブルグがドイツの千八百九十二年から千九百一年に至る平均百分比を女子について揭げて居るところに依ると——

重罪及び輕罪總數	16,5
嬰兒殺	100,0
棄遺	89,7
墮胎	81,1
猥褻媒介	60,7
毒殺	63,3
物贓罪	39,5
秘密殺害	46,2
常習的贓物罪	36,8
單純贓物罪	34,9
庇護	34,3
單純竊盜	28,5
侮辱	26,8
過失僞證	26,9
累犯的單純竊盜	23,6
僞證	30,2
誣告	27,7
詐欺	18,1
橫領	18,3
恐喝	13,4
重竊盜	11,6
住居侵入	11,3
單純傷害	10,5
累犯的重竊盜	8,3
重傷害	7,5
物件毀棄	5,8

右の如き割合と爲つて居る(一九)。卽ち、嬰兒殺、遺棄、墮胎、猥褻媒介、毒殺等においては、女子は、男子に對して、過半數以上の犯罪率を占めて居る。これ等の犯罪は、刑法上の犯罪の要件たる主體の性質、女子の肉體的、精神的特質に因つて原因づけられて居るものであつて、ロムブローゾの言葉を以つてすると『女子特有の犯罪』(criminalité spécifique de la femme)とも稱せられ得るものである(二〇)。

(一九) Aschaffenburg, ibid. S. 179; Koppenfels, ibid. S. 7. Vgl. Roesner, Handwörterbuch der Kriminologie, S. 584 f.; Herz, ibid. S. 79.

(二〇) Lombroso, ibid. p. 217.

以上が、大體現代における女子犯罪現象の構造の持つところの特質である。然らば、女子犯罪現象の原因は如何に理解せられねばならぬか、及び、その原因の變動に因つて、女子犯罪現象の構造は如何なる變化を受けるに至りつつあるか。

刑政第46巻第5号
矯正図書館

現代犯罪生物學の展望〔三〕

吉益脩夫

目次

十二 改善不能の概念の相對性に就いて
十三 犯罪生物學會の誕生
十四 バイエルン式社會的豫後の判定
十五 ヴエルヴエックとS・A・Pの使命
十六 グラーツ刑事學研究所の研究法
十七 モスクワ犯罪者研究部の組織
十八 レットランドの犯罪生物學研究所
十九 ザックセンの犯罪生物學的調査法
二十 我國の現況と將來への希望

十二、改善不能の概念の相對性に就いて

既に我々は現代犯罪生物學の原理に關する考察を終つたから、次に之を行刑の實地との關係に於て研究して見たいと思ふ。

犯罪生物學の最も重要な任務は少くとも現在に於ては行刑を扶助することにある。換言すれば玆に現代犯罪生物學の存在(レーゾン・デートル)の意義があると云ふことが出來る。

「改善不能の犯罪者は存在するものなりや?」の問題は刑事學のカレント・トピックである。フオン・ローデン(von Rhoden)(一)は此問題に對して現今恐らくNoと云ふ答を豫期する人はなからうと云つて居る。

然し、現今に於ても教育刑の立場から論ぜられる法律學者には教育不能と云ふことはないと主張せられる人が少くない。此一見全く相反するやうに見える二つの主張は事實に於ては、決して相容れないものでないことを知ることが出來た。(二) 即ち、改善不能を肯定する一般生物學者と之を否定する教育刑主義の刑法學者の說の相違は畢竟教育可能性の概念の相違に基くものである。前者例へば、フイリンガー(W. Villinger)(三)は動物に對する仕込み(Dressur)とか精神薄弱者に對する治療教育(Heilpädagogik)が可能であつても、一般人にまで仕上げることが出來ないときには教育可能と稱しない。之に反して正木學士は此等も廣い意味の教育であるから、低い程度に於て教育可能であると呼ばれる。更に兩方の主張には次の如き立場の相違がある。前者の立場は現實型であり、後者の立場は理想型である。然し兩方の說を理解したときには、その間に事實に對しては相違のない事が分る。生物學者ローデンは云つて居る。今日犯罪者を刑の執行の目的で改善不能者の群に入れたときそれは只現在に對する判定であつて、彼が二年或は三年の後にも尙同樣に取扱はるべきものであるとは云へないと。實際變質者の年少犯罪者には

所謂〝Nachreife〟(晩熟)と稱する狀態像の變化を見ることがある。レップマン(H. Leppmann)やシュルツェ(E. Sehultze)は多年の經驗に基いて取扱困難な年少犯人の異常な情緒興奮性、夢想虛言の傾向、强度な氣分の轉換性が成熟後消失することのあることを述べ、メツゲンドルフェル(H. Meggendorfer)は感動性癲癇(Affektsepilepsie)の現象が後になつて治癒することを報告して居る即ち、ローデン等の改善不能の概念は絶對的のものではない。一方教育刑を說かれる正木學士も現在の刑務所の制度に於て改善不能のあることを否認せられるものではない。然し今日の醫學に於て癌が不治であるにも拘らず將來治癒可能と考へられると同樣の意味で、將來に於ける此等犯人の改善可能なことを肯定して居られる。玆に於て我々は兩方の說の相接近することを知ることが出來た。即ち、一方は絶對的改善不能を主張するものでなく、他方は絶對的改善可能を主張するものでない。

エクスナー(F. Exner)(四)は改善不能を認めて居るけれども、その概念も相對的なものに過ぎない。氏は云つて居る。改善不能への豫後は決して單なる個人の性格や性質の指示のみによつて根據づけられるものではなく、常に個人の改善をなすところの特別な社會制度によつて條件づけられて居る。それだから改善不能の概念も只形式的に決定され得るに過ぎない。即ち、刑罰によつても或は法律に規定された改善手段によつても社會の要求に適應し得ない人間が改善不能である」と。生物學者フイリンガーも教育可能性の限界の可動性なることを認めて居る。獨逸行刑法草案第百六十一條の規定、即ち過去の行動によつて受刑者に改善の能力或は意志が缺けて居ることが示された場合に累進制度から除外することなどは此相對的な意味の改善不能を指すものと云ふことが出來よう。又獨逸刑法草案に於て保安處分に附せられた改善不能犯人に對して三年毎に判決が更新されるやうに規定されて居るのも、改善不能の絶對的でないことを認めて居るからである。

却說、我々は若し「改善不能」と云ふ不吉な言葉を使用することを好まないならば、かの最近逝去したバイエルンの刑事教育學者クルーグ(五)(L. Klug)の提議に基いて、此言葉の代りに「自由不能」(„freiheitsunfähig")と云ふ言葉を用ひればよい。氏は絶對改善不能と云ふことは恐らくなからうと云つて居るが、或るプロセントの自由不能な犯罪者の存在を認め、教育的感化に適せない此等人間の集群に對して持續的監置をなすことは社會のみならず本人に對する保安を意味するものであると云つて居る。

又改善困難と云ふ言葉を以て改善不能と云ふ言葉を緩和することも一策であらう。ツイーエン教授(Th. Ziehen)は「教育不能と云つても結局教育困難(schwererziehbar)と云ふことに過ぎない」と云つて居る。

丁度之によく似た論爭が心理學に於ても見られる。それは意識、無意識なる一對の言葉である。通俗のみならず、心理學者の用ふる無意識(das Unbewusste)と云ふ言葉さへ嚴密な意味では低下意識(das Minderbewusste)と云ふ言葉が少くない。又心理學の實際に於ては潛在意識(das Unterbewusstsein)と無意識とは同じ意味に用ひられて居る。今、之を訂正する

ことは容易なことでない。之と同様に既に多くの人によつて用ひられて居る「改善不能」と云ふ言葉を他の言葉に換へることも容易なことではない。

以上に於て所謂改善不能の概念が明かになつたから、次に所謂改善不能なる受刑者はどの程度に於て存在するかを、文獻に就いて簡單に見ることとする。フオン・ヘンテイツヒ(H. von Hentig)(六)によれば、一九〇七年から一九一一年に至るプロイセンの累犯者九〇%は釋放後恐らく又累犯に陷るだらうと刑務官會議によつて判定されて居る。そして氏はその原因を殆んど專ら改善不能に歸して居る。フイールンシュタイン(七)は自己の生物學的調査の材料に從つて七七三名のストラウビング刑務所の受刑者(重懲役刑)の社會的豫後(soziale Prognose)を判定して居る。即ち、四七四(六一・三%)は改善可能、一九九(二五・六%)は改善不能、一〇〇(一二・九%)は豫後の疑はしいものであつた。其內譯は次のやうである。

(一)四〇七名の財產犯人中
一六六(四〇・七%)改善可能、一七四(四二・七%)改善不能、六七(一六・四%)豫後疑ハシ

(二)八六名の暴力犯人中
七三(八四・九%)改善可能、四(四・六%)改善不能、九(一〇・四%)豫後疑ハシ、

(三)一一八名の風俗犯人中
八五(七二・〇%)改善可能、一六(一三・五%)改善不能、一七(一四・四%)豫後疑ハシ、

(四)一六二名の國家及び宗教に對する犯人中
一五〇(九二・五%)改善可能、五(三%)改善不能、七(四・三%)豫後疑ハシ、

此研究に於て改善不能者は二五・六%であつて、今若し豫後の疑はしい一二・九%の半分即ち六・五%を改善不能と見るときには、改善不能者は結局三二・一%となる。丁度此數がロンブローゾの生來性犯人のプロセント(約全犯人の三五―四〇%に當ることを述べて居る。同樣に豫後の疑はしいものの半分を改善不能として計算すると、財產罪では五〇・九%、暴行罪では九・八%、風俗犯では二〇・七%、國事犯と宗教犯では五・二%が改善不能者となる。尙之を二百名づつ無撰擇に取つて三つの犯罪者群に就いて比較すれば、

(一)二百名の激情性犯人中
一三四、改善可能、二一、改善不能、四五、豫後疑ハシ、

(二)二百名の機會性犯人中
一五二、改善可能、六、改善不能、四二、豫後疑ハシ、

(三)二百名の狀態犯人中
一六、改善可能、一四〇、改善不能、四四、豫後疑ハシ、

之によつて見れば、激情性犯人と機會性犯人に於ては改善可能者が遙かに多いのに反し、狀態犯人(慣習性犯人)に於ては上述の如き計算によれば、八九・九%の改善不能者があることになる。尙最近フイールンシュタイン(八)は衞生官トルンクと共にストラウビングに於ける三千名以上の材料に基いて、その社會的豫後の改善不能と宣言さるべきものが少くとも五〇%はあると云

つて居る。トルンクは其中百名の明瞭な材料を基礎として、素因による犯罪者の八〇%は豫後不良であるに反し、主として環境的による犯罪者の八〇%は豫後の良好なことを述べて居る、然し、現在の生物學的知識によつて如何なる程度に確實な豫後を下し得るかは問題である。

却說、教育なるものは之を自然科學的に見れば、一つの適應過程である。それだから教育可能性は客觀的には社會的所與と要求に對する適應能力であり、主觀的には明瞭に意識された精神的不足の感情から起る社會的適合と獨立への努力である。故に客觀的には個體の適應能力、主觀的には精神的態度としての教育への用意 (Erziehungsbereitschaft) が教育可能性に對する二つの重要な根本的前提であると云ふことが出來る。此精神的態度は當人の意志と心情(Gesinnung)に依存するものである。我々は教育可能性を決定するために、是非此方面を充分檢査しなければならない。

適應能力の側からの考案はフイリンガー、フイールンシュタイン、ローデン、ハーン(九) (R. Hahn) 等によつて精神病學的立脚地に於てもなされた。既に乳兒に於て無意識的な被影響性の形で教育可能性の萌芽が見られ、耄碌した老人に於ても尙社會適合性の痕跡が殘存して居る。それだから、フイリンガーは云つて居る。例へば、癲癇性癡呆とかコルサコフ氏精神病の如き重い精神病的人格 (Psychopathen)(十) の如き殆んど尋常な教育可能性に至る多數の段階系列が存在すると。精神病者や强度な異常者が教育の限界の彼岸に置かれる理由は、彼等に適應能力の生物學的要

素が缺如して居るためである。

此改善不能の概念は心神喪失、心神耗弱の概念よりは遙に範圍の廣いものであつて、耗弱者とすることの出來ない多數の病的人格、卽ち、意志薄弱者、興奮者、性的倒錯者、鈍感者、ヒステリー者などにも實際上改善不能 (praktisch unverbesserlich) と見られるものが少くない。犯罪者が內因性犯罪者 (Endogeniker) であるか、外因性犯罪者 (Exogeniker) であるか卽ち、素因と環境の中何れの影響を一層多く受けて居るかを決定することは犯罪生物學にとつて重要なことである。何となれば外因性犯罪者は一般に改善が容易だからである。

行刑の實際に於て特に注意すべき一つの事項がある。銳敏な刑罰感受性に基いて刑務所において脫線行爲を演ずる囚人が眞の改善不能者ではなく、寧ろ生來の鈍感と刑務所に慣れて居るために安心しきつて無難に刑期を終り從つて改善の效果の擧つた如く見せかける受刑者が眞に改善不能な人間である。それだから刑務所生活の如き或期間だけの犯罪者の行狀に余り重きを置くことは危險である。種々な方法で種々な機會に調査されなければならない。

次に主觀的な教育への用意に就いて簡單に述べることとする。たとへ素質的に教育への適應の可能性があつても、當人の心情と注意が之に傾いて居ないときには教育は不能である。故に之は當人の豫後を決定する上に重要なものである。然し心理學的な道德檢査は道德的判斷の檢査であつて、眞の道德的心情の檢査たり得るものではないから(十一)、今日我々には感情移入の道以外に適切な道のないことを知らなければならない。

改善可能か不能かの決定は受刑者のみならず、社會一般に對して重大な影響のあるものであるから、素人心理學の感情的な推定を避けて、生物學者、精神病學者、及び心理學的素養のある刑事學者の手に委ねられなければならない。

社會的豫後の判定は本人の適應能力、心情、刑期中の體驗ばかりではなく、出所後の種々なる豫測出來ない環境の影響を受けることもあるから、容易なことではない。それは初犯者に於ては一層困難であり、發達中の少年に對しては最も困難である。

一 v. Rhoden G., gibt es unverbesserliche Verbrecher? Mon. f. Krim. u. Str. 24 Jahrg, 2 Heft. S 74. 1933.

二 我國に於ける法律學の文獻を讀む機會を得なかつたが、幸に正木書記官から直接教育不能を否定せられる理由を詳細に御說明願ひ、其結果生物學者の教育不能肯定說との間に事實上決して越え難い深淵のあるものでないことが分つた。

三 Villinger W., Die grenzen der Erziehbarkeit im Strafvollzug. Frede-Grünhut, Reform des Strafvollzuges. S. 144. 1927.

四 Exner F., Theorie der Sicherungsmittel S. 74. 1914.

五 Klug L., Kriminalpädagogik. in Degen-Viernstein: Der Stufenstrafvollzug. Ba. III S 126. 1929.

六 von Hentig H., Strafrecht und Auslese S. 68. 1914.

七 Viernstein Th., über Typen des verbesserlichen und unverbesserlichen Verbrechers. Mitteilungen der Kriminalbiologischen Gesellschaft I. S 35. 1928.

八 do., über Kriminalbiologie. Allgemeine Zeitschr. für Psychiatrie u. psychisch-geuchttiche Medizin. Bd XC III V 5/8 Heft. S. 295. 1932.

九 Hahn R., Grundsätzliches zur Frage der Unerziehbarkeit von psychiatrischen Standpunkte aus. Bericht über d. 3 Tag. über Psychopathenfürsorge. S. 13. 1914.

十 Psychopathen と云ふ言葉は geisteskranke（精神病者）でもなく、尋常者でもない。即ち、兩者の中間にあると云ふ意味で grenzzustände と呼ばれる。所謂變質者のことであつて、情意方面の異常素因を有する持續的な人格である。

十一 拙著「青少年犯罪者の道德的心情」心理學研究、六卷一輯、（昭和六年）

十三、犯罪生物學會の誕生

一九二七年六月六日ウイーンに於てアドルフ・レンツ教授を會長として、第一回犯罪生物學會が開催せられた。レンツが開會の辭に述べた如く、リスト以來、刑法の立法と行使に於て犯罪者の人格の研究の必要なことが叫ばれて居るにも拘らず、今日に至るまで事實に於て未だ餘り變化を見て居ない。此會の目的は犯人の人格把捉を中心とし、之を立法、裁判、行刑に應用することにあるが、更に尙二つの重要な使命が含まれて居る。卽ち、之をなるべく多方面から基礎づけるために精神病學、遺傳生物學、心理學の領域の種々なる方法を刑事學的目的に合一すること、及び各國に於て孤立的に行はれた研究の結果を比較する事の出來るやうに統一する事がそれである。それだから會員には例へばボンデイー（獨、法）ブムケ教授（獨、醫）カララ教授（伊、醫）デーゲン行刑局長（獨）エクスナー教授（獨、法）グルーレ教授（獨、醫）ヘルウイツヒ判事（獨）ヘプラー教授（墺、法）クラスヌーシユキン教授（露、醫）クレツチユメル教授（獨、醫）、マルベ教授（獨、心）メツガー教授（獨、法）ミツテルマイヤー教授（獨、法）ノイライテル（レツトランド、醫）オルシヤンスキー教授（露、醫）ポーリツツ典獄（獨、醫）

ショーベル警視總監(墺)ウテイツ教授(獨、心)ワグネル・ヤウレツグ教授(墺、醫)フイールンシュタイン上級衛生官(獨)ウオウオルスキー教務主任(墺、法)ワイセンリーデル典獄(獨)ツルクツオグル(瑞西醫、法)など歐洲の種々な國の種々な專門の人を含むheterogeneousなところに此會の特徴がある。(二)第二回の犯罪生物學會はドレスデンに於て、第三回はミュンヘンに於て開催せられた。(三)各國の種々有益な研究が發表され、その効果は決して少くなかつた。

一 Mitteilungen der Kriminalbiologischen Gesellschaft I. Tagung in Wien(Graz 1928)
二 do. II Tagung in Dresden (Graz 1929)
三 do. III Tagung in München (Graz 1931)

十四、バイエルン式社會的豫後の判定

一九二三年バイエルン司法省は犯罪生物學的な調査(一)を始めることに決定した。そして一九二七年から更に全部の受刑者に之を行ふ事になつたが、醫師による犯罪生物學的調査の他に畧式の心理學的社會學的調査が敎誨師、敎師その他看守長等によつて行はれる。調査の結果を集め篩に掛け、整頓するための犯罪生物學蒐集所がある。フイールンシュタインを長として始めはストラウビング刑務所に置かれて居たが、一九三〇よりミュンヘンの獨逸精神病學研究所に移された。(二)今日既に一四三六二例の材料が集つた。その中八三九二例は正式、五二七〇例は畧式によるものである。獨逸最初のものとして有名な此研究法は心身の狀態、環境的影響、遺傳生

物學的研究を細密に行ふものである。之によつて犯人の社會的豫後を判定し、改善不能と改善可能を決定することがその主要な目的とされて居る。フイールンシュタインの此方法には個々の缺點も相當擧げられて居るけれども、最も重大な問題となつたものは社會的豫後の判定である。(三)リープマンによつて鋭い批判が與へられて居るがそれは過去の一般的方法に對するものであつて、其後氏の犯罪生物學的奉仕に對する態度は全く變つたと云はれて居るから、若し氏が現在生きて居たならば、以前とは違つた意見が發表されたことであらう。然し、今尙フイールンシュタインの遺傳生物學的見解には清算すべき不明瞭なところを發見する。(四)又ウイルマンスは刑務所の醫者の時間と興味の不足や精神病的素養の不充分なために、社會的豫後の信賴出來ないことを述べて居る。(五)之に反しメツガーは今日の生物學的基礎を有する犯罪心理學に於ては責任のある決定をなすことが出來ると云つて居る。改善可能なことを肯定したり、疑はしいと判定することは著しく困難ではないが、然し、改善不能の豫後は余程注意して附けなければならない。

最近に於てもペトルチルカ(六)のやうに社會的豫後の決定に猛烈に反對する學者がある。氏はバイエルン法は環境調査などが不充分であるから、斯かる不滿足な研究から正當な豫後を期待することは出來ないと云ふ。私はバイエルン法の不滿足な點を幾多認めるけれども、在來の感情的な判定よりは遙かに優れて居ると思ふ。クラーレ(七)はバイエルンの方法を大體に於て承認して居るけれども、次の如き點を改良すべきことを提議した。卽ち犯人の生物學的調査は總て

醫師に託すべきものであるが、適當な改善手段の選擇や試みは法律家に讓らるべきものと云ふ。兎に角兩者には興味の一致するものがある場合には協力してなすべきであつて、權限の爭奪程無意味なものはない。

一 Degen-Viernstein, Stufenstrafvollzug I—Ⅲ a. a. O.
二 Viernstein Th., Über Kriminalbiologie. a. a. O.
三 Liepmann M., Die Problematik des „Progressiven Strafvollzugs." Mon. f. Krim. u. Str. Beiheft I. S. 66. 1926.
四 Wilmanns K., Die sogenannte verminderte Zurechnungsfähigkeit. S. 161. 1929.
五 Mezger E., Die Behandlung der gefährlichen Gewohnheitsverbrecher, Mon. f. Krim. u. Str. J. 14. S. 160 1923
六 Petrzilka W., a. a. O. S. 57.
七 Klare H., a. a. O. S. 120.

十五、ヴエルヴエックとS・A・P・の使命

一九二〇年勅令を以てベルギーの行刑に犯罪人類學的奉仕 Service dánthropologie pénitentiaire) が始められた。大刑務所には總て研究室を有し、之がフオーレーの中央研究室を以て統一的なオルガニザチオンに合一されて居る。S・A・P・の統轄は人類學者にして精神病學者なるベルベツク (L. Vervaeck) によつて又、他の研究室は精神病院の經驗ある犯罪人類學者なる醫者によつて主宰されて居る。そしてベルベツク博士は司法大臣に直屬となつて居る。

S・A・P・の主要な任務は受刑者の人格を廣く研究して、その犯行の原因を發見し、最も有

效と思はれる治療を行ふために分類することである。それだから前のフイールンシユタインよりは遙に謙遜な要求しか持つて居ない。又ベルベツクの研究法は穩健で周到なところが特徴である。種々な異常者に對しては特別な治療設備が企てられて居るが、尋常者に對しては年齡と職業能力によつて分類されて居るに過ぎない。玆にベルギー行刑の弱點があると云はれて居る。ペトルチルカは玆に於ても治癒不能な受刑者は單なる人格研究に基いて決定され得るものではなく、幾度も試に社會へ復歸せしめて、之が失敗した後始めて解ることであると云つて居る。

一 正木學士「行刑の變遷をたづねて」(昭和四年)
二 Petrzilka W., a. a. O. S. 82.

十六、グラーツ刑事學研究所の研究法

レンツを所長とする此研究所の人格把捉の方法は最近の心理學的潮流たる構造心理學の上に立つて居る點に於て他の研究所より一頭地を拔いて居る。然し、レンツの體系には餘りに最新の學說が集められて居るために、その中に一致し得ないものが含まれて居るやうに思ふ。尚レンツの研究法中最も不確實なところは解釋 (Deutung) である。此點はグラーツ學派の自重すべきところであらう。

一 Lenz A. a. a. O. S. 70.

十七、モスクワ犯罪者研究部の組織

一九二三年裁判精神病學者クラスヌーシュキン教授 (E. Krasnuschkin) によつて、ロシア最初の犯罪者の研究が行はれたのが機會となつて、モスクワ警視廳に犯罪者人格と犯罪の研究部が設立された。氏と前に述べた研究に協力した社會學者と人類學者が此研究部の核心となつた。それに一人の心理學者と生化學者が協力者として加へられた。此研究部は內務人民委員に屬して居る。研究法に別に新しい所はないが、專門家の協議によつて研究するところに特徴がある。此機關は漸次增大して、實務家の側から鑑定を依頼されるやうになつた。モスクワには此研究部だけでは不足なために、更にクラスヌーシュキン研究所が出來た。そしてその意義の重大性に鑑み、四つの人民委員に從屬して居る。

更にレニングラードに犯罪者研究の刑事學部が創立された。オルシヤンスキー教授 (L. Orschansky) を長として莫大な數の犯罪者が研究されて居る。キエフ、オデツサ、サラトフ、サマラ、ロストフ、ウオロネツシユなどにも同樣の施設がある。

1 Krasnuschkin E., Das Kabinett für die Forschung der Persönlichkeit des Verbrechers u. d. Kriminalität in Moskau Mon. f. Krim. XV S. 274. 1924.

2 Orschansky L., Die Kriminalbiologische Forschung in Russeand. Mitt. d. Kriminalbiol. Ges. I. S. 63. (1928)

十八、レットランドの犯罪生物學研究所

一九二四年ノイライテル(1)教授 (F. v. Neureiter) によつてリガの中央刑務所に犯罪生物學研究所が設立された。之は氏の指導する裁判醫學の大學研究所の附屬として設けられた。研究法は氏自身が云つて居る如くベルベックの方式に從つて居る。

1 Neureiter F., Der Kriminalbiologische Dienst in Belgien u. Lettland. Mitt. d. K. G. I. S. 19. (1928)

十九、ザツクセンの犯罪生物學的調査法

一九二三年ドレスデンのフェッチェル教授 (R. Fetscher) はザツクセン司法省に願つて受刑者の研究を許された。最初性的犯罪者に就いて遺傳生物學的研究をする意圖であつた。費用の一部はロツクフエラーの寄附金で援助された。此時既に永續的な研究をしようとする意志を持つたから、研究を擴張した。今では政府から毎年五千マルクの補助を受けて居る。此研究法の他と異るところは摘要カードの作り方と、性格檢査として盛んに筆蹟學を用ひて居ることである。

1 Fetscher R., Die wissenschaftliche Erfassung d. Kriminellen in Sachsen. Mon f. Krim. 23J. 6H. S. 321. 1932

二十、我國の現況と將來への希望

我國に於ては昭和二年私は市ヶ谷刑務所に於て青少年受刑者の分類を命ぜられ今日に及ん

で居る。此分類は心神耗弱者の選擇が主要な任務であるけれども、此際全體に就いて得た材料は二千例に近く、其結果は漸く發表の運びに至つた。然し、此は都市の青少年犯罪者に過ぎず他の種々な犯罪者に就いては餘り充分知られて居ない。

却說、將來我國に犯罪生物學的研究が廣く用ひられるやうになるためには充分な準備を必要とする。最早我國は外國の既成品を輸入して滿足する時代は過ぎた。準備なくて徒らに制度が出來ても無意義である。

現在我國に於て最も必要なことは刑務官諸氏の科學的研究である。

次に必要なことは我國の法律學と醫學との間に現在あるところの障壁を撤廢することである。相互の間には全く沒交涉な現狀は外國と全く趣を異にして居た。先月の刑政に揭載された木村敎授の論文などは兩方の領域を結び合はせる氣運になつた兆ではないかと思はれる。行刑の研究に於ては却つて障壁のない自由な天地を必要とするものである。

假釋放審査規程制定前後に於ける假釋放の成績比較

印南員一

一

假釋放とは、刑務所で自由刑に服する囚人が改悛の狀が顯はれたが爲にその滿期前に釋放されるものであることは、現今に於ては何人と雖これを了知してゐる。そして少しでも刑事法制に關心する程の人は、假釋放の條件として懲役及び禁錮の受刑者は刑役刑期の三分の一を、無期刑であれば十年を經過したる上でなければ許されないものであり、典獄の上申に依つて大臣の許可するものであると答ふるに困難しない。

假釋放は、日本では寬政二年（西曆一七九〇年）石川島人足寄場に於て、外國にては一七九一年オーストラリヤに於て、彼我殆ど時を同うして發案創始せられ、爾來幾多改善を加へられたが、要するに受刑者に對して改善自新を促す方法として用ゐられ、受刑者に對する恩赦權の發動とはその性質が異るものとされてゐる。

效果的に觀察すれば假釋放は判決を實質的に變更するものであることに相違ない、行政官廳に依つて之を取扱はしむるは嚴然として存する三權分立の精神に悖ると謂はるるやうであるが、しかし行刑の側からいへば犯人の改善を目的とする刑罰の運用を裁判官の判決によつて拘束されては何の爲めに行刑があるのかわからない。この點から考へると三權分立は刑の執行まで裁判官に保留しようとして居るとは考へられない。

假釋放は改善作用に基くものであるから累進制度を採用するに於ては、假釋放申請權は受刑者に附與するが當然であると學者は說いてゐる。何故なれば、累進制は受刑者の改悛向上を促すを以て最大目的となす爲に、作業

に勉勵し、行狀善良改悛の狀を顯はしつゝ所定の各階級を上り、これに隨伴する責任を果したるものは最終期たる假釋放期に入れらるべき權利を取得することが當然であると。反之累進制を採らざるに於ては、受刑者の動靜を視察監督する行刑官吏卽ち刑務所長に申請權があることは亦當然である。

假釋放は自由刑による拘禁が條件的に免除されるのであるから、從つて假釋放期間は尙刑の一部である。改悛の狀はあるも刑務官の監督を受けずに社會に伍せしむる場合尙相當の義務を負はしめなければ誘惑に陷り易く、再犯なきを確保し難いからかやうな條件が殘されるので此の點が所謂善時制度と異るのである。假釋放の條件はわが法制に於ては刑法第二十九條及び假出獄取締規則に詳細に規定されて居るから之を省略するが、それらの條件に背反すれば結局社會適應性のなきものであるから再び拘禁せられなければならなくなる。

さて改悛の狀の有無は事實に於て判決の實質の變更を齎す結果になるのであるから、その認定は重大であり、愼重衡平に取扱はれる必要がある。從來受刑者を視察するに當つて、罪質に依り、或は環境や經歷に依つて當然改悛するものと豫斷した場合がないであらうか。又受刑者の阿諛便佞にわざはひされた點がないであらうか。最もよく受刑者の平常の動靜に通ずる工場擔當看守をして唖然たらしめた假釋放がなかつたであらうか。拘禁上特殊の事由なく又相當收容數のある刑務所に於て嘗て假釋放一年十人以內卽ち一月一人にも達しいところがあつたが、之は改悛の狀あるものがその數以外にはないと云ふのでは決してない。かやうな狀況がそのまゝに放置されると受刑の場所の如何に依つて自由刑の衡平を欠くことになるから、此の點に關し過去幾度か注意訓示が繰返されてゐるが、之は要するに自由刑の衡平は假釋放運用と重大な關係があるといふことを當局から注意されたことになるのである。假釋放の數が少くなつたり多くなつたりすることは假釋放制度の趣旨に徹底を欠ぐ所があるからである、刑務官がお互に自由刑衡平の原則を離れて獨自の所見に重きを置くからである。假釋放はしかく獨斷的な特殊性のものではない。その運用によつて全受刑者を眞に眞人間にしようとする改悛の拍車なのである。

假釋放審査規程はかうした弊害の防止であり、狀勢の促進の爲に制定せられたのである。

二

假釋放審査規程は受刑者の非社會性を、身上關係、犯罪關係及保護關係の三方面から監察審査すべきものと定めてゐる。

身上關係は、行刑の基本であるところの個性發見であつて、十項目に亘つて入所後二月以內に審査をなし爾後六月毎に繰返し之をなす。それは變化進展のあるべき健康狀態、精神狀態、思想及信仰、責任觀念及協同心、勞働能力、行狀、作業賞與金及領置金についてなさるべきである。この審査は教誨師、教師、保健技師、同技手、作業技師、同技手が各擔當事項について參加し尙日常受刑者に接涉する看守其の他の者をして補助せしめる。殊に行刑に關係深い心理、精神病、社會、教育の諸學の專攻者を參加せしめ得ることに規定せられて、近時唱へらるる行刑の科學化が實現されたことになるものである。

犯罪關係は入所後二月以內に七項目に亘り審査を了せなければならない。犯罪の性質、動機及情狀、犯罪後の情狀、犯罪に對する社會の感情は特に重視しなければならぬ。

保護關係は九項目に亘つて審査を命じ、無期刑は十年經過、有期刑は三分の一經過までに一應終了すべきものである。社會適應性を養ひ得たりと雖完全でないことは云ふを俟たないところで、これを補助誘導して完全を期するのが保護であるから、保護能力卽ち保護者の性格、資産及生活狀態並に歸住地關係が特に重要視せらるる譯である。

三

さて上述の如き趣旨の下に於て制定された假釋放審査規程によつてどんな結果が生れたか玆に假釋放の成績を一瞥しなければならない。審査規程は昭和六年五月に制定公布せられたが、その上申書式等が翌六月に通牒されたので實施は同年七月からである。玆に實施前後の成績を擧げると左の如くである。

	假釋放許可人員	同取消人員
昭和三年	一、四九〇	一八
同　四年	一、一六五	九
同　五年	一、〇五九	八
同　六年六月迄	六六二	三
同　七月後	一、〇〇二	一、六六三	八
同　七年	二、三七七	二六二

審査規程前三年間平均一、二三四人强であるから制定後の昭和七年は實に約二倍に躍進してゐる。と同時に取消人員は同樣平均一一人强に對して正に二十三倍の狂騰を示して何人も一驚を喫せざるを得ないであらう。この

香ばしくない取消の激増は何を語るものであらう。改悛の狀認定の粗慢といふより外にない。然し取消人員の增加を以て直ちに假釋放成績が悪いと見るのは早計である何となれば取消人員を差引いて施行前に比し二一一五人の受刑者が更生されて居るからである。故に、問題は取消數の多いことを批難するよりも取消を出さねばならぬ今日の未熟な審査に改良を加ふべきであつて今のところ取消數の增加は新制度につきものの犧牲に外ならないのである。從つて將來益々改悛の狀認定の適正が期せられ取消を減少せしめ得るならばこの歸かしき數は愈々朗らかに躍進しつゞけるのである。

次に審査規程制定後に於ては假釋放の運用範圍が擴大されたが共の成績を見る爲めに左に執行濟期間を一瞥しておかう。

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年六月迄	同七月後	昭和七年
定期刑 三分ノ一以上	七	五	一四	七	二	二八
三分ノ一以上 三分ノ二以上	三元	一七	一四	三五	三元	一〇三
三分ノ二以上	九六	四三	五八	四五	七一	一六八
四分ノ三以上	一、一四七	九四二	八三	五二	七三二、七四三	

定期刑に於ては三分の一、二分の一、不定期刑に於ては二分の一、三分の二が著しく進出してゐる。

取消を見る。

	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年六月迄	同七月後	昭和七年
六月以内	一六	八	七	一	五	一五四
一年以内	二			二	三	六
一年六月以内		一				
二年以内						
二年以上						二六二
計	一八	九	八	三	八	

	計	無期 十年以上	無期 十五年以上	無期 二十年以上	不定期刑 短期以内	不定期刑 長期 三分ノ一以上 同 三分ノ一以上	不定期刑 同 三分ノ二以上	不定期刑 同 四分ノ三以上
昭和三年	一、四九〇	一〇	一〇	五		一	八	一五七
昭和四年	一、一六五	三	一三	二			一	一三〇
昭和五年	一、〇五九	五	一三	二		一	二	一三五
昭和六年六月迄	六六二	二	一三	三				五四
同七月後	一、〇〇一	一	五	三		七	四	一三三
昭和七年	三、二七七	七	五	一〇	一	一	一八	二五九

殆ど全部が假釋放後間もない犯罪である。之によつて見れば之等の者に對する假釋放審査がいかに粗漏であつたかがうかがはれる。

最後に從來短期刑に對して特に惜まれて居た假釋放が審査規程以後非常に利用されるやうになつたことを著目すべきである。此の點を明かにする爲めに假釋放を許された者の刑期別を示すと次の如し。

		昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年六月迄	同七月後	昭和七年
懲役	六月未滿	五	一三	一九	六	一三	二四
〃	六月以上	八六	六二	四九	六七	一五九	三六〇
〃	一年以上	二九一	一九六	一九二	一二八	二一五	五一四
〃	二年以上	二八〇	二七一	二三四	九七	一〇一	二八八
〃	三年以上	四二三	三一七	二八〇	一七六	三〇一	六四二
〃	五年以上	二七三	二三四	一七八	一一三	一三三	三三八
〃	十年以上	八八	四八	六三	二七	二一	四二
〃	无年以上	二〇	八	一七	九	二	二七
〃	無期	二五	一九	二〇	一七	五	二一
禁錮	六月未滿	九	八	一七	二八	三〇	一〇三
〃	六月以上				二	八	三
〃	一年以上	一			一	二	一
〃	二年以上三年未滿					一	

	計	勞役場留置 三十日未滿	三十日以上	五十日以上	百日以上	二百日以上	三百日以上
昭和三年	一、四九〇						
昭和四年	一、一六五						
昭和五年	一、〇五九						
昭和六年六月迄	六六二						
同七月後	一、〇〇一						
昭和七年	三、二七七	二	四	四	四	一	一

六月未滿、六月以上、一年以上の短期刑が四倍乃至五倍の異常なる數に昇つてゐる。之によつて見ても阻まれ勝ちであつた短期刑に對して審査規程の「刑期の長短に拘はらざるものとす」る規定は、將來益々利用されることであらうと思ふ。

我邦刑獄略史

（徳川時代末期まで）

白井勇松

緒言

古代に於ては犯罪人は社會の仇敵にして、之を刑し之を罰するには如何なる手段方法を執るも敢て辭する所にあらずと、一般に思惟せしものの如くであつて、苟くも社會が亦其一面に於て犯罪に對し相當の責任を有するものであると云ふが如き觀念は、毫末もあらざりしに似て居つたのである、故に一度其罪の決する所あらば、其者の身體生命を畢げて、之を刑罰の犧牲に供し、其間に於て毫末も個人的の權利、若くは社會的諸般の事情を顧慮する所あらずと云ふの有樣であつて、其刑罰の殘忍刻薄なる狀態は、洋の東西を問はず殆んど同一轍の有樣であつて、監獄改良なる語は歐洲各國を風靡して遂に千七百年代に於ける英國監獄改良の鼻祖ジョン・ハワードの蹶起を見るに至つたのである。氏は盛に人道を鼓吹して、熱心に監獄改良を唱道し、幾度か歐洲大陸を來往して大に努むる所があつたのである。のち全歐洲の監獄改良は着々として行はるゝに至り、米國の監獄も亦改良せらるるに至つたのである。

歐米の監獄が其改良せらるゝ以前に於ける狀態は、頗る悲慘、殘酷殆んど暗黑狀態にありしものたるは、歷史の證明する所であるが、今玆には我邦に於ける刑罰及行刑沿革の大要を叙述して見たいと思ふのである。

第一　古代

我邦太古に於ける刑罰若くは監獄に關する事は固より記錄の徵すべきものなく、多くは口碑傳說に依り後人の想像せるものに係ると雖も、犯罪があれば之を罰するに收贖祓除の法ありたることは、殆んど疑ふべくもあらずである。

天照大神時代素盞嗚尊（スサノヲノミコト）が罪を犯したるとき千座置戸（チクラオキト）を科し其爪髮を拔きて罪を贖はしめ、天兒屋根命（アメノコヤネノミコト）をして祓除の呪詞を宣して、根國を逐はしめたのである。又太祖統一の後天兒屋根命の後裔が、世々國民の犯せる罪を祓除することを掌つて居つたのである。罪名に天津罪、國津罪の區別がある。

神武天皇卽位元年、罪若干條を定め、罪の輕重に從ひ贖物を徵し、神明に誓て祓除し、惡を去り善に遷らしめたのである。元惡大憝にして悛むることなきものは、物部氏に命じて之を誅戮せしめたのである。

崇神天皇卽位十年、武埴安彥、出雲振根を誅した。

履仲天皇卽位元年、仲の王子反亂せるとき、此亂に連累したる者は其罪死に該るも、之を宥して黥し、從たる者は役使に供したのである。是れ卽ち受刑者を役使するの嚆矢である。

允恭天皇の朝に流刑があつた。

雄略天皇の朝に左降、除名、沒收、焚殺等の刑があつた。

淸寧天皇卽位四年に天皇親ら囚徒を錄し給ふたと申すことである。

崇峻天皇の朝に梟刑があつた、而して斷訟に盟神探湯（クガタチ）の法を設けられた、之れは泥土を釜中に沸騰せしめて手をして採らしめ以て曲直を決するのである。但し疑獄の場合に限り之を用ひたのである。當代に於ては法律は簡易であつて、大概殺人、强盜、姦淫は死罪とし、窃盜は贓物を算して之を贖はしめ、財產なき者は身を役して奴と爲し、其他は輕重に從ひ流罪、杖罪の類を科した。

推古天皇卽位十二年に憲法十七條を定められた。聖德太子が政を攝して冠位を制し、憲法を定め、天皇記、國記等を撰し給ふたのである。同二十八年制して曰く「君后に不忠、孝妣に不孝なる者あらば必ず告げよ、若し隱さば同じく其罪に處し重く刑罰を科せん」と、成文の法を立つること此に始まつたのである。

孝德天皇卽位五年に始めて八省百官を置き、其八省中の刑部省に囚獄司を置き、刑部卿の監督に屬せしめたのである。之れ囚獄監督廳を規定したるの始めである。

天智天皇の朝に律令を撰び始めて徒刑を設けられたるが如くである。

文武天皇大寶元年に大寶律令を制定せられたのである、此に於て刑法が大に備はつた、其刑を五罪と云ふの

であつて之を二十等に分つた。笞罪は十より五十まで、杖罪は六十より百まで、徒罪は一年より三年までにして、以上は各五等に分つのである。流罪は近、中、遠の三等とし、死罪は絞、斬の二等とし、以上通して二十等である。又謀反、謀大逆、謀叛、悪逆、不道、大不敬、不孝、不義を八虐とし、之を犯す者は常赦にも原さず、應議にも減ぜず、以て君臣、父子の分を嚴にしたのである。男と女とは其居所を峻劃し、或は老幼、産婦等の散禁を許し、或は有司を派し治獄の狀況を視察せしめ、給養缺くる所なく、病故は厚く之を治療したのである。

徒刑に付ては畿内の徒刑の者は京師に送り課役を免じ、私粮を食せしめ、鈦を着け、三、四人を相連ね若くは盤枷を着けて、一人ごとに兩人防援し、路橋を作り、宮城の四面を掃除する等の雜事に役し、婦人は衣を縫ひ穀を舂くの役に從はしめ、滿役の日に至れば役の日數と作物の色目とを錄して、囚獄司より刑部省に送り、刑部省より事情を錄して其身を本鄉に遞送す、若し親戚なき者役中に死するときは壠りに用地に埋め其姓名を記して本屬に下すことになつて居つたのである。

聖武天皇神龜二年詔して、死者復生くべからざるを恤ませ給ひ、死罪を流罪に、流罪を徒罪になしたるを以て此後大辟の罪も大抵流罪に處せられた。而して大赦、常赦、曲赦等の詔屢下りし爲め、寛典の流弊を生じたのである。又車駕京中を巡行し給ひしに、偶獄舍の前庭に於て囚徒の悲吟、號叫するを聞召され、痛く大御心を惱ませられたることありしと云ふのである。

同天皇天平年間に私鑄錢の者は首從を問はず着鈦して終身鑄錢司に役したのである。

光仁天皇寶龜以後は刑法稍峻嚴となりたるのであつて、放火、盜賊を衆中に搭殺するに至り、死罪中新に搭殺の刑を增したのである。

嵯峨天皇弘仁九年の宣旨に犯盜の者は輕重を論せず皆役所に配すべしとあるに由りて、所司遂に年限を定めずして居つた。因て十三年に至り犯盜の者杖罪以下に當るときは徒一年とし、徒一年に當るときは半年を加へ、二年、三年は各一年を加へ、三流に當るときは六年とし、死罪を犯し別勅を以て宥すときは十五年を限とす、又人と爲り兇惡なる者は終身之を役することとしたのである。盜人は着鈦後決杖する例なりしを天錄四年に之を停めたのである。

峨嵯天皇の頃より檢非違使を置かれた。當初は都のみなりしが後には地方にも設置された。今の憲兵の如きものであつて、盜犯其他の豫防に任じ此等を取締つたのである。

花山天皇の寛和年間に至り又梟首の刑を增すに至つた。然れども此時朝政稍弛み、武人跳梁し、盜賊横行し朝權は遂に武門に歸するに至つたのである。爾來六百有餘年後水尾天皇の朝に至る間、刑獄の事亦大に紊れ、廢設、變更殆んど常なきの狀であつた。

第二　中世以降德川氏時代迄の變遷

後鳥羽天皇の朝建久元年、源賴朝總追捕使となるや、司法權の大部分は兵馬の權と共に專ら幕府に委する所となり、北條氏執權となるに及び、北條泰時の首唱に因り法制の改廢を見るに至つたものがあつた。

後堀河天皇の貞永元年に卽ち北條泰時の首唱に因りて貞永式目五十一箇條を定めたのである。

北條氏亡び足利氏の之に代るや、大概貞永式目を模範としたる內規に依りたるものの如くであつた。

應仁以來國內大に亂れ、所謂戰亂暗黑の時代なれば、刑史の見るべき事迹なく、諸侯相割據して其雄を張り、刑法の如き亦諸侯の隨意に定めたるもの行はれたるの狀であつたのである。

概して應仁以後に於ては刑罰益々峻嚴となつたのである。武田氏の釜煎の刑、織田氏の鋸挽の刑等其例である。

慶長八年德川家康將軍に任ぜらるるに及んで、刑罰組織は大に整頓したりと雖も、其嚴酷なる性質は尙も跡を絕たずと云ふの有樣であつた。德川氏は刑を更めて死罪遠島、追放、敲の四種とした。死罪は斬、火、獄門、磔、鋸挽の五等にして、遠島は伊豆の七島、薩摩の五島、肥前の天草、隱岐、壹岐等に便宜放逐する。又無籍の囚にして再犯の嫌ある者は、佐渡若くは佃島に發遣して、苦役せしむる。追放は所拂、江戶拂、江戶十里四方拂、輕追放、中追放、重追放等とした。敲は輕敲五十、重敲一百の二等に分つたのである。而して右四種の刑の外尙ほ屬罪卽ち附加刑として晒、黥（入墨）、闕所（闕所は田畑家屋敷若くは家財を沒收する刑）、非人下手（非人下手は非人頭に下附し其籍に編入する刑）の四種を設けたのである。其他閏刑として士人に對し逼塞、閉門、蟄居、改易（改易は士族以上の籍を奪ひ其家、屋敷、食邑を沒收する刑）、切腹等、僧侶に對し晒、追院、構の三種、婦女に對し剃髮及奴（奴は本籍を除き奴婢と爲す）、庶人に對し呵責、過料、戶閉、手鎖等があつたのである。

獄舍を江戶常盤橋門外の水濱に設け、靈元天皇の延寶

年間に之を小傳馬町に移し其獄舎を五種に分つた、即ち揚座敷、揚屋、大牢、百姓牢、女牢之れである。揚座敷は將軍に謁見する者の犯罪したるものを拘禁する所にして、揚屋は士人、僧侶の犯罪者を拘禁する所である。大牢、百姓牢は共に平民の犯罪者を拘禁する所にして、女牢は婦女犯罪者を拘禁する所である。石出帶刀なる者をして世々監守（典獄）の職を司らしめ、之れに同心（看守）及び獄丁（押丁）數名を隷屬せしめたのである。外に囚獄の病監二箇所を置いた俗に之を「留め」と稱したのである。一を淺草千束村に、一を品川驛に置き、共に穢多頭と稱する者をして之を守らしめたのである。

又享保七年本所松坂町に獄舎を設け、代官の管轄する部民の犯罪者を拘禁した。之を馬喰町代官所の管轄の代官に屬せしめ、其の隷屬する所の手附（同心の如き役）をして看守せしめたのである。代官は當時の地方長官にして、馬喰町の代官は江戸近部の地を支配したのである。其他京都、大阪、長崎及び奈良等奉行若くは代官の管治する地に皆囚獄があつたのである。又各大小藩に於ても概ね小傳馬町の獄制に準じ、治獄の事を行つたのである。

當時江戸には奉行（裁判所）三あつたのである。其一を勘定奉行と云ひ、旗下其他身分重き犯罪者を裁判し、其二を社寺奉行と云ひ、大僧正以下身分ある僧侶及び位記を有する神官以下の神事に關する犯罪者を審理決定し、其三を町奉行と云ひ、通常の犯罪者を審決したのである。之を南北の二箇所に置き、吳服橋内に在るものを北と云ひ、數寄屋橋に在るを南と云ひ、月番を以て囚獄を監督し、毎月交代の際吟味に至らざる囚人あるときは、其事由を付し老中を經て將軍の閲覽に供するの規定であつたのである。然れども後に至つては之を略して老中限り視ることに爲したと云ふことである。斯くの如く鄭重に事を行ひたるは、畢竟するに淸寧天皇は親ら囚徒を錄したりと云へば、將軍に於て宜しく親ら審理すべきであると云ふに在つて、罪ある者は速に之を斷ぜしめ、若し故なくして長く滯獄せしむるが如きことあれば、嚴重に之を督責したのである。

降て將軍德川家治の時、寬政二年石川大隅守屋敷裏の葭沼一萬六千餘坪の地に拘禁所を建設して、人足寄場と稱し、市井に徘徊する無賴、無宿の徒を驅りて拘禁する所としたのである。是れ卽ち明治二十八年まで東京石川島監獄（現今に於ける巢鴨刑務所の前身）の在りし所である。

The Penal Reform in France

Dr. Doerner

フランスの刑法改正

——豫備草案

ベルリン區裁判所判事

ドクトル・デルネル

最近、この數年間に、歐洲並びに歐洲以外の諸國に於て、引きつゞき矢繼ぎ早に、實體的刑法の改正事業が行はれて、既に完成したものも多く、デンマルク、イタリヤ、ユウゴウスラビエン（ユウゴウスラビヤ）、ポーレン（ポーランド）、シユワイツ（スイス）の二三のカントン（州）、ソウヴエト・ルスランド、スパニエン及びチユルカイ（トルコ）等では、今日已に新しい刑法が施行されてゐるのである。ドイツ並びに墺太利と共に、エストランド（エストニア）、レツトランド（レトビア）、スイスの他のカントン及びチエコスロバカイでは、改正の事業は今尚ほ進行中に屬してゐる。フランクライヒ（フランス）も近代的の精神觀念こそぐはない刑法を有つてゐる國の一つで、一八一〇年のコード・ペナル（刑法）は、彼の十八世紀の啓蒙時代の精神を呼吸してはゐるものゝ、何んといつてもナポレオンの帝國主義の産物で、本來報復とか威嚇とかいふ思想で支配されてゐるものであつたのである。で一八一四年來、多くの改正補修が試みられはしたが、此等の諸法規も根本に於ては何等の變革をもたらさなかつたのである。是に於てか、フランスでも久しい以前から新刑法を制定しようといふ要求が自然に高まつて來たのは、毫も怪しむに足らないのである。

この刑法改正の事業は、一九三〇年迄には、非常に進捗して、此年の十二月には、當時の司法大臣であつたシエロン氏によりて、司法省内に一八一〇年の刑法（Le

Code pénal de 1810) 及び一八〇八年の治罪法 (Le Code d'instruction criminelle de 1808) の改正に從事すべき改正委員が設けられたのである。この委員會の委員長は破毀院 (Cour de cassation —— 佛國の最高法院で日本の大審院に相當するもの) の檢事總長で、他の委員は、同じ法院の三檢事 (中一人は同時に大學教授たるもの)、司法省刑事局及び行刑局の兩局長 (die Leitern der Strafrechts- und Strafvollzugsabteilungen des Justizministeriums)、巴里大學教授一人並びに辯護士三人より成れるものである。委員會は一年有餘にして刑法の總則部に關する豫備草案を脫稿して、草案は直ちに裁判所、大學の法學部並びに法學々會の檢討に付せられたのであるが、此等の團體の意見に基いて、更らに新らしい草案が起草せらるゝことゝなり、且つ、上院 (Sénat) 及び下院 (Chambre des députés) 兩院の刑法委員會に廻付さるゝことゝなつてゐる。

先づ、この豫備草案の形式について看るに、其容積の大いなる (獨逸草案の八十五條なるに反して百四十三條ある) ばかりでなく、頗る系統の立つてゐない觀があるのである。この總則の部には、各論に屬すべき事柄 (例へば死刑執行に關する越權の公告、許可なき歸國、賦品隱匿、重罪輕罪を防止せざる罪等に對する刑罰規定の如き)、當然手續法に屬すべき諸規定、刑罰執行に關する許多の規定 (例へば姙娠せる婦女及び妻に對する刑の執行釋放以前の過渡級の處遇、作業强制及び獨居拘禁等に關するもの)、及び幾多の純然たる警察處罰令の如きものが發見さるゝのである。この草案を通覽するのに、多くの規定 (保安處分の採用、常習犯人に對する刑の峻嚴化、刑の免除、執行猶豫、刑を輕減すべき事情を酌量する範圍の擴大に關する規定の如き) について獨逸の刑法草案が模範となつてゐることは是を看取するに難くないのである。しかし、裁判官の自由裁量については、獨逸草案とは反對に、却て縮少されたのである。で、例へば執行猶豫とか常習犯人に對して刑を加重する場合の如き、裁判官は獨逸草案で與へられてゐるやうな自由の尺度で裁量するわけにはいかないのである。

(一) 刑法の適用

この刑法草案の時に關する適用の範圍についての章の規定からして、獨逸政府の提案にかゝる刑法草案の施行法 (Zeitgesetz) に對する違犯行爲の刑法上の取扱ひ方を採用したことが分明かるのである。特別の事情のため一定の時期を限つて禁止を命じた規定の廢止は、この期の間に行はれた罰すべき行爲の訴追と刑の執行とを妨ぐることはできないのである。場所に關する適用の範圍についての規定は、これ亦た獨逸草案と同じく、佛國刑法は國內に於て行はれたる凡ての犯罪に適用せらるゝものであるといふ原則から出發してゐるのである。この原則の除外例で、獨逸草案に存しないものは、フランスの港灣の一つに碇泊せる外國船の船內で乘組員の一人によつて他の乘組員に對して犯罪の行はれる場合に、若し兩人共外國人であつて、而して、何等所在官憲の救助の求められるゝなく、且つ、港灣の治安の妨害せらるゝことなき時は、刑法は右の犯罪には適用せらるべきでない、といふ規定である。獨逸草案の解釋に從へば、獨逸の刑法々規は、獨逸の領海內に碇泊する外國船 —— 私有たると公有たるとを問はず —— に適用せらるゝのである。國外に於ける凡ての犯罪については、犯人の自由意志によると犯人引渡規則によりて强制せられたるとを問はず、犯人のフランスへの歸還以前の犯罪に對しては訴追は起り得可からず、といふ御都合主義の原則が採用されてゐるのである。外國に於ける行爲の罰すべきや否やは、行爲のあつた場所の法律によつて其行爲の罰せられてゐるや否やによつて定るのであつて、犯罪の輕重は問ふ所ではないのである。國家の治安を害する罪、貨幣僞造、海上掠奪、奴隸賣買、猥褻の目的を以てする人の募集、阿片の賣買取引並びに猥褻なる出版物の賣買取引等の所謂世界的犯罪 (Weltverbrrechen) は、犯罪の行はれた場所の法律及び犯人の國籍に拘はることなく、凡て訴追せられ得るのである。

(二) 刑罰と保安處分

草案は罰すべき行爲を、重罪 (crime-Verbrechen)、輕罪 (délit-Vergehen) 及び違警罪 (contravention-Uebertretung) の三つに分つて、この區別と共に之に相應して三種の刑罰を設けてゐるのである。卽ち、重罪に對しては體刑と名譽刑、輕罪に對しては輕罪の刑 (peines en matière correctionnelle)、違警罪に對しては警察罰 (Polizeistrafe) を科することになるのである。體刑及び名譽刑に屬するものは、

(a) 死刑

(b) 終身强制勞働刑。但し、これは裁判官の命令でフランス領殖民地でも執行され得るのである。

(c) 流刑 —— フランス本國外の或る場所へ終身追放するのである (フランスでは惡評の高いストラーフコロ

ー（流刑地）を廢する氣がないとみへる）（註――南アメリカの佛領ギヤナ（French Guiana）のデビルス・アイランド（Devil's Island――惡魔の島）は流刑地として世界に名高い。有名なドレフユウ事件の主人公であるドレフユウ大尉も曾つてこの島へ流されて居たのである。）

(d) 期間を限れる强制勞働刑

(e) 要塞禁錮刑（Festungshaft）――五年以上二十年に及ぶ。

(f) 懲役刑（maison de force）――五年以上十年に及ぶ。

(g) 名譽刑（entehrende Strafe）――公民權の剝奪で、主刑としても附加刑としても兩つながら適用される。

重罪刑（Verbrechensstrafe）を宣告されたものは、生存中並びに死亡によりて贈與を爲し及び贈與を受くる能力を失ふのであつて、これが爲めに刑期中彼のために法律上の後見人が指定されるのである。輕罪の刑は禁錮と罰金である。禁錮は十日より五年に及び、懲戒場（maison de correction）で執行されるのである。政治犯の輕罪は特別の施設で執行されるのである。罰金の最少限は二十五フランであるが、最大限は規定されてゐない。違警罪は單なる禁錮（一日より九日に及ぶ）又は一フランより二十四フランまでの罰金を科せられる。已に述べたやうに、附加刑としての公民權の剝奪せられる以外に、草案には重罪及び輕罪の場合に於ける有罪の宣告の公告と沒收とを認めてゐるのである。而して、重罪の場合に於ける公告は强制的のものとして規定されてゐるのである。獨逸の刑法草案は特に輕微な犯罪の場合に於ける刑の免除を規定してゐるが、フランスの草案も之に倣つてゐる。裁判官が只だ罰金刑を宣告し得るのみの輕罪に於て、犯人が猶ほ未だ重罪又は輕罪のために處刑せられてゐない場合には、裁判官は刑の免除を宣告することができるのである。尙ほ亦た、フランスの草案には、禁錮刑及び罰金刑の執行猶豫（猶豫期間はいづれも五年）及び受刑者の條件附釋放を認めてゐる。また、草案には、罰金刑及び禁錮刑の場合に、或る一定の期間の經過したる後許可せらるゝ復權について詳細の規定がある。復權は其の効力として、附加刑並びに其他一切の向後の結果と共に、有罪の宣告が未だ曾つてなかつたものとして考へらるゝのである。草案には刑の時効を規定してゐるが、時効の期間は規定してないのである。

保安處分（mesure de sûreté）

保安處分も亦た三つのグループルに分たれてゐる。

(a) 自由剝奪處分

(イ) 刑罰に代へて發狂せる犯人を病院に收容（收容期間は刑事訴訟法にて嚴に之を定む）

(ロ) 心神耗弱者、常習の泥醉者並びに麻醉劑服用者の罪を犯せるものにして、特に一般の公安を害する危險あるものを刑の外に之と共に最長五ケ年間病院に收容。

(ハ) フランス本國又は其海外領地に於ける農業又は工業の作業場（Arbeitsanstalt）に五年乃至十五年間常習犯人を收容する。

(ニ) 一定の住居又は生業なくして諸方に徘徊するものにして罪を犯かしたるものを刑期滿了後最長二年間一定の施設（Bettleranstalt）に收容。

(b) 自由制限處分

(イ) 或る職業が犯罪と關聯してゐて、其職業を繼續するに於ては犯人が社會の公安を害する虞あり、しかも、右の職業に對しては何等の懲罰手段の存せざる場合、最長五年間右の職業に從事することを禁止する。

(ロ) 有期强制勞働、要塞禁錮、懲役に處せられたことのある人の滯住禁止。

(ハ) 重罪又は輕罪のため六ケ月以上の禁錮に處せられたことのある外國人の國外追放。

(ニ) 一年以上の禁錮に處せられたるもの、五年までの監視。

尙ほ、この種の處分に屬するもので新奇なと思はれるのは、

(ホ) 犯罪を行つたものが其の犯行の犧牲となれるものの身體財產に更らに新たなる侵犯を敢てする危險の存する場合右犯人に保證金を賦課する。といふ處分で、若し、犯人が再びかゝる犯罪のため有罪の宣告を受けた場合には、右の保證金は主として被害者に生じた損害の賠償に充てられるのである。

(c) 財產法上の保安處分

(イ) 生產販賣及び使用の違法なりとせられてゐる物件の沒收。

(ロ) 犯罪遂行の手段となつた工業又は商業上の企業を一時又は繼續して禁止する。

(ハ) 或る會社の社長又は責任擔當社員が會社の名に於て又は會社の支持の下に重罪又輕罪を犯かし、因て一年以上の禁錮に處せられたる場合には、當該會社の事業の一時停止又は會社の解散を命ずる。

獨逸の草案と異り、或る種の保安處分は執行を猶豫せらるゝものがあり、凡ての保安處分は時効に因りて消滅するのである。

フランス草案によると、刑罰と保安處分との外に、また別に、被害者の申請により、刑事訴訟法上、被告に現狀恢復並びに損害賠償の宣告を下すことができるのである。而して、この二つは、特別の施設に於ける拘禁を以て強制され得るのである。

(三) 罰せらるべき行爲

未遂犯については、フランス草案はドイツ草案と同じく、實害よりはむしろ犯人の意志に重きをおく主觀說に立脚してゐるのであつて、しかも飽くまでもこの主義を貫徹してゐるのである。未遂罪は、ドイツ草案に於けると同じく、罰せられるのであるが、しかし、ドイツ草案とは反對に、酌量減輕は認められてゐないのである。重罪の未遂は原則として既遂と同樣に罰せらるゝのである（これはドイツ草案の上院案と同じである）。輕罪の未遂は只だ法律によりて定められた場合に限り罰せられる。併合罪について、只だ單に一個の刑が科せられるのは、フランス草案もドイツ草案も同じである。併合罪中二個以上の罪あるときは、單に最も重き刑が宣告せられる。但し、この場合にドイツ草案とは異り、必ずしも刑は最も重き刑法々規から引き出される必要はないのである。科せられた二個以上の罰金は合算して處斷するのである。一個の行爲にして數個の罪名に觸れる場合は、其最も重き刑を以て處斷するのである。

(四) 犯罪者

法人が犯罪の主體であり、罰金刑及び財産法上の保安處分に處せられ得るといふことは、ドイツの現行法律では單に例外として認められてゐるのであるが、フランス草案では原則として之を認めてゐるのである。フランス草案は、現行法と同じくドイツ草案とは反對に、犯罪者たるものゝ資格と實際に現はれた犯罪の色々のフオーム（形）の間に區別を設けてゐないのである。或る犯罪の教唆者と幇助者とは正犯者と同樣に取扱はるべきものなのである。贓品隱匿者は、其の法律上の性質に從ひ、已に草案の總則に於て、共犯といふ關係で處罰されてゐるのである。贓品隱匿の內容をなす犯罪事實は、隱匿者の積極的（ポジティーブ）（明確）な意識が必要で、卽ち正犯者たる前の犯人（Vortäter）が罰せらるべき行爲によつて其物件を獲得した事を知つてゐなければならないのである。「知つてゐる筈だ」（"Wissen-Müssen"）だけでは十分でないのである。若し事前の犯罪（Vortat）が體刑を科せらるゝものならば、隱匿者も同じ刑を科せらるゝのである。しかし、隱匿の場合には、死刑は終身懲役を以て之に代へるのである。

絕對的な刑法上の責任無能力の限界は、フランス草案では十三歲と定められ、相對的責任能力の限界は十八歲と定められてゐる。十三歲に滿たざるもの重罪又は輕罪を行ひたる場合には、(一) 其家族に引き渡され、又は、(二) 丁年に達するまで信任するに足る人物或は私設の感化院に預け、又は、(三) 官憲の監督の下に委ねるのである。違警罪を犯した兒童は懲戒せられ、再び犯かしたものは監視に付せられる。十三歲から十六歲までの少年にして罪を犯かす意志なきものは、是れを罰しない。右の少年は兒童と同じく感化處分に付せられ又は裁判官の定めた期間感化の目的で行刑施設（Strafanstalt）に收容される。若し、罪を犯かす時必要な意志を有つてゐた場合には、十三歲より十六歲までのものには刑を變改し又は刑を輕減する。十六歲以上十八歲までの少年は普通の刑罰を科せられる。更らに、裁判官が酌量すべき事情が存することを認めた場合には、多數參合して罰すべき行爲をなしたる時にも、刑は減輕せられるのである。フランス草案もドイツ草案と同じく、刑を減輕すべき事情の一般的の酌量を明かに規定してゐるのであるが、しかも刑を減輕すべき事精の意義を詳細に規定してゐないのは不思議である。

常習犯に對し刑を加重するといふ思想は、ドイツ草案から出たものであるが、しかし、この思想の實際上の遂行については、兩者は根本から異つてゐるのである。ドイツ草案は刑を加重する條件を定める場合に、犯人の性格に重きを置いてゐるのであつて、其條件としては、重罪又は豫謀に出でた輕罪のため、前きに二回處罰されたことのあるといふ外に、更らに、本人が公の安寧秩序にとつて危險なる常習的な犯罪者である、といふ確證が必要なのである。之に反して、フランス草案では、累犯といふ條件だけで足りるのであつて、しかも累犯は只だ一回で十分の加重條件となるのである。フランス草案ではかく常習犯人の範圍を廣く取つてゐるのであるが、しかし、之については制限はあるのであつて、若し、最初の犯罪が重罪であつた場合に、次の犯罪がそれほど重くないものなれば、此の新しい犯罪は五年以內に行はれなければならないし、若し最初の犯罪が輕罪であつた場合には、次の犯罪は同じく輕罪でなければならないのであつて、それより輕い犯罪であつてはならないのである。違警罪についても、若し犯人が一年以內に同じ種類の新しい違警罪を犯かした場合には、立派に累犯の理由になるのである。

Deutsche Juristen-Zeitung, den 1 März 1933

海外時報

ドイツに於ける「ステリリザチオン」運動

今度、ドイツ醫師組合（Der Deutsche Ärztevereinsbund）では、聯邦政府の內務大臣（Reichsinnenminister）に、人種改良上の理由からして「ステリリザチオン」（Sterilization-Sterilisierung——墮胎）の手術を無科にて施し、且つ、右の手術に關して取締をなすべき「ステリリザチオン」法（Sterilisierungsgesetz）の發布についての請願をしたのである。ステリリザチオンに關する法律の草案は已に聯邦政府內務省ででき上つてゐるのである。現行法に從へば、人種改良上のスターリリゼーションは重大な身體の毀損といふことになるのである（刑法第二百二十四條）。之に反してドイツ刑法草案（第二百六十四條）によると、被毀損者の同意を以て行はるる毀損——「スターリリゼーション」も亦た——の行爲が同意あるに拘らず善良の風俗を害するものたる場合に限り處罰せらるゝのである。しかし、現在の議會の狀勢では、この草案が何日法律になるやら見越しもつかないので、今や公然とこの「ステリリザリング」の問題を特別法で取締らうとする運動が盛んに行はれてゐるのである。草案では、强制のステーリリゼーションは避けてゐるのであつて、この手段方法は本人又は本人の法律上の臨時の代表者の應諾ある時にのみ行はるべきものとしてゐる。尙も外に、後見裁判所の判事（Vormundschaftsrichter）及び二人の醫師より成る委員の同意がなければならないのである。困窮にして扶助を要するものゝ場合には、管轄權を有つてゐる救護會（Fürsorgeverband）で手術の費用を負擔することになつてゐる。この手術を請願する權利を有つてゐるものは、病者本人本人の法律上の代表者、主治醫又は公醫、病院及び監護所に在るもの又は刑務所に收容されてゐるものは、前者については其の組合の長、後者については刑務所長である。

人種改良の立場よりするステリリゼーリングについては、この手術を受くべき人々は、遺傳性精神病者、遺傳性心神耗弱者、遺傳性癲癇病者、其他遺傳性の疾患に惱むもの、又は、遺傳性の病的素質の所有者であつて、而して、醫學上の學說に從つて、此等の人々の子孫に重大なる身體上並に精神上の遺傳的な損害をもたらすことが多大の確實性をもつて豫見し得る場合に手術を施すことができるのである。一九三二年九月十一日より十四日までフランクフールト市（アム・マイン）で開催せられた最近の國際刑事學々會獨乙支部大會で採用された、社會的理由によるステリリゼーリングについての決議案は（昭和七年十二月「刑政」時報欄參照）、內務省の草案では之を採用しなかつたのである。

Strafvollzug, Februar 1933

因みに、三月十五日發行の「ドイツチエ・ユリステン・ツアイツング」によると、今年の六月七日から十一日までハンブルヒで刑事人類學協會の大會が開催せられる筈で、大會の議題の一つには「社會保安とステリリザチオン」が揭げられてゐる。右に關する講演は、ベルヂツクのベルベツク博士の「ベルヂツクの保安處分による精神病犯人の處遇」、デンマルクのゴル氏の「デンマルクに於けるステリリザチオンの實施」、ドイツのロイテル博士の「ステリリザチオンによる社會の保安」フエチヤー博士の「ステリリザチオンの學理と實際」等がある。

アメリカのプロベーション・オフイサーの俸給

前號にはアメリカのプロベーション・ワークの話が出てゐるから、玆處では、プロベーション・オフイサー（プロベーションに付せられたものを監視指導する官公吏）の俸給を申し上げる。ニューヨークのナショナル・プロベーション・アツソシエーションでは、去年、プロベーション・オフイサーに支拂はれる俸給についての三十ページに餘る研究報告を出してゐる。右の報告書によると、「合衆國に於けるプロベーション・オフイサーの平均の俸給は、一九三一年十二月三十一日現在の調で、年俸二千二百三十四ダラの率であつた。この數字は、合衆國に於けるオフイサーの俸給の作表を解剖して得られたものである。玆處にプロベーション・オフイサーといふのは普通の平のオフイサーのことをいつてゐるのであつて、主任や主任補は此中には入つてゐないのである。上に擧げた俸給額は、男のオフイサーの給料と女のオフイサーの給料とを一緒に計算したものから割り出されたのである。男子のオフイサーの平均俸給は、この額より稍多く

二千四百八十七ダラで、女子のオフイサーの平均俸給は一年二千〇〇三ダラである。

大きな都市と小さい都市とでは、オフイサーの俸給に大變な差等があるのである。例へば人口十萬以下の都市で働く男子のオフイサーは、一年平均一千七百二十五ダラを受けてゐる。同じ位の市の女子のオフイサーはこれより稍々少なく、一年平均一千五百二十二ダラである。十萬から五十萬までの都市では男のオフイサーは一年平均二千〇四十七ダラを得、女子のオフイサーは一年一千七百ダラである。五十萬以上百萬以下の都市では、男子のオフイサーの平均年俸は二千四百四十七ダラで、女子は二千二百九十二ダラである。百萬以上の都市では、男のオフイサーの俸給は一年平均二千八百四十一ダラで、女のオフイサーは一年平均二千八十九ダラを受けてゐる。チーフ・プロベーション、オフイサー（主任）は當然これよりは稍々高いサラリーを受けてゐる。十萬以下の都市の平均の男子のチーフ（主任）の俸給は一年二千百十六ダラで、女のチーフの平均給料は一千九百八十四ダラである。十萬から五十萬までの都市の平均の男のチーフは二千九百五十八ダラを受け、女のチーフは二千四百九十一ダラを受ける。五十萬から百萬までの都市では、男子のチーフの平均俸給は一年四千八百〇七ダラで、女のチーフの平均俸給は二千五百ダラである。百萬以上の都市では、男のチーフは平均一年五千二百八十九ダラで、女のチーフは四千〇六十七ダラである。」

尚ほ、報告によると、研究された三十三ヶの都市で、一人のオフイサーの取扱ふ平均人口は、四萬九千人である。調査によると、其處には、行狀の問題になる兒童が百三十人、低腦兒童が百人、實際犯罪を行つてゐる兒童が四十四人、浮浪兒が百十一人ゐることになるのである。この割合は一人のオフイサーが約三百八十五人の兒童の面倒をみてやらなければならないことになるのである。負擔は過重といはなければならない。此等の兒童の大部分は、適當な監視を加へなければ、忽ちに犯罪を常習にするやうになることは、言ふまでもないのである。で、若し、プロベーション、オフイサーの俸給として一年平均二千二百三十四ダラ（前揭）を出すことにすれば、一人の兒童に對して一年の總額六ダラの費用ですむことになるのである。刑事訴訟手續の費用、警察費、かんごくの經費等の莫大なことを考へたら——固より犯罪より生ずる社會の損害については何んにも言はないとして——、我々には、直ちにプロベーション・システムの遙かに經濟であつて、そして、一個の貴重なる社會保險となるといふことが解かつてくるのである。

Journal of Criminal Law and Criminology,
November-December, 1932

我國尊王思想の發達（下）

文學博士　中村孝也

本文は中村博士の講演の要領を筆記したもので責任はすべて記者にある。

（一）

わが國の尊王思想は因つて來ること遠くして深い。それは建國以來のことである。否神代ながらの思想である。それが國民思想の中樞を貫いて、流れ〳〵て今日に傳はつてゐるのである。中世武門政治となつてから、この光輝ある傳統思想も聊かうすれ氣味となつた。恰も日月の蝕するが如きものである。一時は蝕するもやがてはそのかくやくたる本來の光明を放つ。明治維新がそれである。明治天皇は六百餘年間の武家政治を倒して、王政復古の大業を成就された。これあるは皇室の御稜威に因ることは勿論であるが、一時は息をひそめた形の尊王思想が、暗々裡に國民各自の肚裡に醞釀復活して、それが發してこの偉業を大成せしめたのである。春來つて草木がその芽をふくが如きものである。生命がその本來の姿にまで伸び上つたのである。木枯しの冬日と雖も根には盡きせぬ生命がみなぎり渡つてゐるのである。

（二）

明治維新にまで導いた近世尊王思想の發達は、主として學問の力に依つてゐる。學問の方面から觀察することが出來る。一は儒教である。二は國學である。三は國史である。四は神道である。儒教はもと支那の教で、孔子、孟子が開祖である。孔子、孟子は、支那の周末、春秋時代から戰國時代にかけて生存してゐた人で、今から二千數百年も以前の人である。當時支那は周の末葉で、封建制度の下にあつた。周の王室を戴いて澤山の諸侯大名が、夫々の領地を保つて地方に分布してゐた。大名の數は當初は千三百餘もあつて、何れも王室を中心にして、相互に一大國家を形作つてゐた。大名の數は左樣に多く、又その領地も大小樣々であつたが、大別すると五つの等級に分れてゐて、それに應じて夫々の爵を賜つた。公、侯、伯、子、男といふのがそれである。日本の今日の華族の等級は、明治十八年の華族令で認められたものだが、起源をいへば遠く支那の周朝の規定を適用したものである。

隆盛を極めた周朝であつたが、三百年もの太平が續くと、世はだん〳〵亂れて來た。大名と大名との間に爭鬪が起り、

それが弱肉強食、優勝劣敗の徑路をとつて、春秋時代になると、大國は十三、小國は三十位になり、更に戰國時代に入ると、大國七つに統合され、その餘は言ふに足りぬものとなつてしまつた。そしてこの七つの大國の間に又、間斷なき爭ひが繰返されていはゆる戰國時代を現出してゐた。

國内がかやうに紛亂を極めてゐる一方に、四方からは蠻族が押しかけて來た。東夷、西戎、南蠻、北狄といふのがそれである。漢民族はこれ等の蠻族の侵入によつて非常に惱まされたのである。殊に北方からの侵入が痛手であつた。支那では昔から北方の强といふて、北方の敵は强力である。それで北方境の大名たちは國境に長い城壁を築いて、その侵入を防がうとした。後に秦が天下を一統して、いはゆる萬里の長城を築いたが、それはその以前の大名たちが築いた城壁を土臺にしたので、言はゞそれを完成したものである。現在殘つてゐる萬里の長城は、その後の長年月の間に、幾度か新しく作りかへられたもので、秦の始皇帝の築いた長城そのまゝではない。今日でも中華民國と滿洲國との境界は、萬里の長城であるとのことだが、昔でもさういつた形にあつた。

右の如く内憂、外患に惱み拔いた周末には、自ら二つの問題が重大なものとなつた。一つは對内的のもので、尊王思想である。一つは對外的のもので攘夷思想である。即ち王室が衰微して、群雄が互に牙をみがいてゐるといふその狀勢から、これはこんなことではいけない、是非王室の恢復を圖つて、世を太平にいたし民生の安固を期せなくてはならぬ、といつた尊王の問題と並んで、中華を侵さんとする蠻族共を追つぱらつて、國家の害惡を除けといふ攘夷思想がさかんとなつた。この機運に乘じて、我と思はんものは何れも尊王攘夷の旗印をひるがへして 天下に號令せんとする、とまづさういつた時勢となつた。我國でも幕末には尊王攘夷の聲がさかんに叫ばれた。京都の王室に政權を返し、同時に歐米人を國内から打ちはらつてしまへといふので、いはゆる志士浪人の活動となつたのであるが、その合言葉は右にいつた支那古代の言葉を適用したものである。

所で、支那古代の尊王、攘夷は、幕末の尊王攘夷とはちがつて、實は表看板にすぎないのである。この表看板のかげには自己の野望が幾重にもかくされてゐるのである。大名たちの本心は、尊王が目的ではなくして、自己の權勢を伸ばすことが目的であり、尊王の美名にかくれて、自己の野望を遂げやうといふのである。羊の皮をきた狼である。當時これを覇者といつた。權力をやしなひ、權力を以て諸侯を押へ天下を制せんとするもので、その覇者の踏む道は、即ち覇道である。諸侯は爭つて覇道を行つた。

（三）

この覇道横行時代に、孔子は生存してゐたのである。孔子は時代の施行思想に逆つて王道を主唱した。王道といふのは

王者の道で、權力本位の覇道に對している道德本位の政治を行はんとするものである。孔子は周の初めには、王道が行はれてゐたことを信じ、これを復活せんとしたもので、孔子の尊王こそは、本物の尊王であつた。儒教は孔子の教がもとゝなつて、後世に傳つたものであるから、尊王賤覇といふことがその立前となつてゐる。儒教は權力に依る政治を排撃する。力で押へてゐる政治は力で倒される。所謂暴を以て暴に代ふるものである。それでは徒に爭ひを繰りかへすのみである。國家民生の泰きを圖る眞の政治は道德を基礎とするものでなくてはならぬ。王道が天下に行はれて、始めて立派な社會が出來上るのである。儒教はさういふことを教へてゐる。滿洲國が建設されたときに、王道を天下に布くといふことが宣明されたが、歐米人にはその意味が理解出來なかつた。元來歐米でも支那でも、昔から行はれてゐるのは覇者の政治である。權力の政治である。國の成立からいつてもそれは判る。さういふ國の人たちは、王道といつたやうな高遠の理想は、或は合點行かぬかもしれぬ。西洋人には東洋精神を正確に認識し得る能力はない。しかし支那には、孔子といふやうな聖人が現れて王道を說いた。だが孔子の生前にそれが實現しなかつたやうに、後世に至つても、つひにそれは實現しなかつた。それが實現したのは日本だけである。儒教の渡來は應神天皇の御代であるが、日本では、天照大神の神勅に依つて、國の建ち初めからすでに王者の道が行はれてゐたのである。道德本位の政治が實現してゐたのである。應神天皇の御代に渡來した儒教思想は、天照大神の神勅を裏書してゐるにすぎないのである。日本では御歷代の政治、悉く道德に基いてゐる。力を以て理不盡に人民を押へつけるなどいふことは決してない。民を大御宝とみそなはされてゐるのである。これに對して武門政治は覇者の道である。權力本位の政治である。國の成立からいつてもそれは判る。さういふ國の人たちは、王道といつたやうな高遠の理想は、或は合點行かぬかもしれぬ。西洋人には東洋精神を正確に認識し得る能力はない。しかし支那には、孔子といふやうな聖人が現れて王道を說いた。だが孔子の生前にそれが實現しなかつたやうに、後世に至つても、つひにそれは實現しなかつた。それが實現したのは日本だけである。儒教の渡來は應神天皇の御代であるが、日本では、天照大神の神勅に依つて、國の建ち初めからすでに王者の道が行はれてゐたのである。道德本位の政治が實現してゐたのである。應神天皇の御代に渡來した儒教思想は、天照大神の神勅を裏書してゐるにすぎないのである。日本では御歷代の政治、悉く道德に基いてゐる。力を以て理不盡に人民を押へつけるなどいふことは決してない。民を大御宝とみそなはされてゐるのである。これに對して武門政治は覇者の政治である。權力本位の政治である。國の成立からいつてもそれは判る。さういふ國の人たちは、王道といつたやうな高遠の理想は、或は合點行かぬかもしれぬ。西洋人には東洋精神を正確に認識し得る能力はない。しかし支那には、孔子といふやうな聖人が現れて王道を說いた。だが孔子の生前にそれが實現しなかつたやうに、後世に至つても、つひにそれは實現しなかつた。それが實現したのは日本だけである。儒教の渡來は應神天皇の御代であるが、日本では、天照大神の神勅に依つて、國の建ち初めからすでに王者の道が行はれてゐたのである。道德本位の政治が實現してゐたのである。應神天皇の御代に渡來した儒教思想は、天照大神の神勅を裏書してゐるにすぎないのである。日本では御歷代の政治、悉く道德に基いてゐる。力を以て理不盡に人民を押へつけるなどいふことは決してない。民を大御宝とみそなはされてゐるのである。これに對して武門政治は覇者の政治である。權力本位の政治である。國の成立からいつてもそれは判る。さういふ國の人たちはねなければならぬ。德川幕府も、この權力政治を行つた。

德川幕府は、自己の權力政治に利用しやうとして儒教を奬勵したが、最後の結果に於ては、それは却つて權力政治を倒壞するために役立つことゝなつた。尊王倒覇の立前を有つてゐる儒教は、覇者である德川幕府を倒すための理論を提供したのだ。それはむしろ儒教としての當然の使命であり、結論であつた。德川幕府は、學問所として、湯島に聖堂を設け、武士の子弟を教育した。儒教の中でも朱子學を宗として、風教、節義に資せんとしたのであるが、何ぞ知らん、それは何時の程にか尊王思想を培養し、萌芽させて結局幕府は自分で仕立てた學問の爲に自分が仆れてしまつたのである。幕府は自己の根幹に培はふとして、實は墓穴を掘つてゐたのである。この事實は次の眞理を物語つてゐる。即ち間違つてゐるものの存在は、決して永く續くものではない。正しいものは最後の勝利者である。而して幕府政治といふやうな權力本位の變態

政治は、我日本國の國體とは到底相容るべきものでないといふことである。日本國民としての正しい考へ、即ち王道——日本ではこれを皇道といふが、この皇道精神は、建國以來の國民的感情であり、又信念であるのだが、德川時代の儒教の敎義はこれに幾多理論的基礎を與へたのである。

（四）

次には國學である。國學が尊王思想を刺激し、その發達に貢獻したことはあまりにも顯著なことである。一口に國學といつても廣義にいへば、その中には、今日のいふ國文學、國語學、國史、國民道德、神道といつたものをみな包含してゐるのであるが、前にいふやうに、國史と神道とは各別な部門に入れて、こゝでは主として國文學、即ちわが國の古典についていふ。

わが國では奈良朝から平安朝にかけていろ〳〵な書物が書かれてゐる。古事記、日本書紀、萬葉集から、榮華物語、源氏物語、枕草子、伊勢物語その他澤山ある。これ等は何れも、私たちの祖先が私たちに殘してくれた思想的の貴い遺產であつて、私たちはこれによつて、今日なほ、私たちの祖先の有つてゐた思想、感情、生活等に觸れることが出來るのだから、過去の日本人と現在人の日本人とは、或は思想的に隔絕してゐたかもしれない。だから古典は古ければ古い程貴いのである。古事記は第八世紀の奈良朝時代に書かれたもので、今から千二百年も以前のものである。現存のもの丶中では日本最古の古典で、比較的簡單なものではあるが、實によくまとまつてゐる。まだ假名の發明がなかつた時代であるから、漢字の音と訓とを交ぜて、その時代の用語そのまゝの形で綴られたもので、稗田ノ阿礼（ひえだのあれ）といふ人が暗記してゐたものを筆記したものである。

その中にはわが國の神話、傳說、歷史が、さながらにおどつてゐる。神話といふのは、神々の話、傳說といふのは眞僞の程は判らぬが、とにかく言ひ傳へてゐるもの、それに對し歷史といふのは正確の事實をさす。

古事記は元明天皇の仰付けで編纂されたものであるが、それには二つの目的があつた。一つは日本の一番最初の神樣天ノ御中主神以來の神々や、御歷史の天皇の御系統を明にすること、一つは當時の物語りを通して、その時代の日本國民の生活狀態を描かんとしたことである。だから古事記を讀むと、私たちの遠い祖先がいかなる生活を營んでゐたか、いかなる思想、感情を有つてゐたか、いかなる理想を描いてゐたかといふことがよく分る。しかもそれが、何等の粉飾も修辭も加へずに、たゞ有りのまゝ赤裸々のまゝに描寫されてゐるのだから實に興味津々である。幾十回、幾百回繰りかへして讀んでも飽くことを知らないのみならず、一回讀めば一回讀む毎に必ず新しいものを學ぶ。限りなき智識の泉である。日本國民の有つ最も良き本質と純情とは、三

卷の古事記の中に悉く盛り込まれてゐる。古代といはず現代の日本國民で、そこに自己の本來の姿を見出すのである。まことに古事記こそは、日本人の精神的故郷であらう。私は古事記程貴い書物は他には斷じてないと思ふ。

萬葉集はわが國最初の歌集である。古事記に洩れ、奈良朝に近い頃出來た歌を千四百首程集めたもので、やはり漢字の音と訓とをまぜて詠んでゐる。歌聖の稱ある柿本ノ人麿や山部ノ赤人、山上ノ憶良など當時の歌人として最も優れた人たちであつた。萬葉集の歌には、儒教や佛教の影響を受けたと見るべきものも多くあるが又純粹の日本人の氣持をうたつたものも非常に多い。儒教も佛教も知らなかつた以前の、又攝政關白の政治もなく、征夷大將軍もなかつた當時の、即ち天皇がぢか〳〵に國民に臨まれて、君臣の間柄が恰も父子の如き情合ひで結ばれてゐた當時の日本國民の生活や氣持ちが、そこにはよく現はれてゐる。率直で、純眞で、正直で、明朗で、そして勇氣に充ち滿ちてゐる本來の日本人の面目がそれ等の文字の間に如實にをどつてゐる。それが本當の日本人の姿である。生れたまゝの日本人はさうしたものであつたのだ。お湯から上げたばかりの赤ン坊の肌、それは文字通り玉のやうにうつくしい。神々しいまでに美しい。古代の日本人、私達の遠い祖先の心持ちは丁度それであつた。汚濁を知らず、虛飾を知らず、たゞ赤ン坊が母の乳房をまさぐるやうに、自分たちの祖先である神を敬ふことを知つてゐるのみであつた。崇祖敬神の信念の中に生きその信念の中に死んでいつた。言はゞ日本人が一番日本人らしい生活をしてゐた時代であつた。後世になつて、儒教が傳來し、佛教が輸入されて日本人の思想感情も可なりその影響を受けた。しかしこれは、赤ン坊がやゝ長じて禮裝をつけたやうなものである。支那風の仕立や印度風の縞柄やで、衣裝は衣裝として、華麗さもあり、又特色もあるとしても、それは結局あとからの添へ物である。中味と添へ物とをはきちがつてはならない。儒教や佛教や又基督教やの衣服を脫がせたところに眞の日本人の赤裸々の姿を見るのである。萬葉集はその赤子の姿をうたつてゐる。赤子の心をうたつてゐる。日本人が永遠に忘れてならぬものをうたつてゐるのである。孟子は大人は赤子の心を失はず、といひ、キリストも赤子の心を有たぬものは天國に入ることが出來ない、といふやうなことをいつてゐるが、人間が赤子の心から全く隔絕してしまつたときは即ち墮落したときである。國民とても同じことである。長い間にはいろ〳〵な思想や學說も入つて來るそれ等を採り入れて見るもいゝが、それは身に合つた衣服を一應まとふて見るといふだけのもので、それがために、中味の美しさを封じてはならない。さま〴〵な衣服を着せられ、雜多なお荷物を背負はされて、身動きも自由にならぬときにこそ、赤子の心を呼び戻すべきである。そしてその本來の姿に立ちかへらねばならぬ。古典はかゝる場合に役に立つ。古典は赤子の姿と心を描き、これを後の世に

矯正図書館

殘してゐるものである。私たちは、古典を繙いてそこに始めて、日本人の生れ立ちのうつくしい心の跡を見ることが出來るのである。

日本書紀は、元正天皇の時に出來たもので、古事記に比べて更に詳しく書いてあるが、これは漢文で綴られてゐる。後世、古事記も日本書紀も、相當研究されたのであるが、古事記は國語で書かれてゐるだけに、國學者が主として讀み、書記の方は、漢文だから漢學者、神道學者が多くこれに走つた。殊に神代の卷には特に重きを置いたもので、神道はそこから出た。

徳川時代に、漢學が盛んとなつて、荻生徂徠のやうな支那かぶれの學者が多くなり、肝腎の日本のことがとかくお留守になつてゐたときに、この日本の古典に光を點じて、日本の國體を明にして、尊王の大義を唱へたのが國學者であつた。先づ元祿年間には大阪に僧契沖が出て、古典の研究をやり「萬葉集代匠記」に精神を打ち込んだ。これが口火で、次では荷田春滿（あづまろ）といふ人が出て、盛んに尊王を唱へた。

踏みわけよやまとにはあらぬからとりのあとを見るのみ人の道かは

といふのが春滿の抱負であつた。前にもいふ如く當時は漢學萬能の世の中で、學問といへば漢學を指してゐるやうな有樣であつた。その中に在つて、敢然として日本精神を高調したかれの氣概を見るべしである。かれの門人賀茂眞淵は、師の志をついで國文學、古典の研究に志し、晩年には有名な「國意考」を著したが夙に江戸へ出て、多くの門弟を養成し、尊王思想の發達には、主要なる役割をつとめた一人であるが、かれの門弟の中から本居宣長といふ偉才が現れた。宣長はかれの先輩が著手してゐた事業を大成した近世思想史上の巨星である。享保十五年に伊勢の松坂に生れ、醫に志して醫者となつたが、讀書好きで、眞淵の門に入り、爾來三十六ヶ年かゝつて、有名な「古事記傳」四十四卷の大作をものした。書齋は二階の四疊半、床の間の傍に種々の鈴をぶら下げておいて、退屈したときにはそれを鳴らして耳を傾け心をすましました。それでその書齋を「鈴の家」といつて、今日なほ松坂に殘つてゐる。宣長の「古事記傳」は古事記研究の權威で國學發達の最高峰を示すものである。

さし出づるこの日の本の光より高麗もろこしも春をしるらん

支那心醉の時代に立つて、宣長はこの意氣込みをしめしたのである。而して宣長の弟子に平田篤胤がある。師の說を敷衍して儒佛を排斥し、神道を主張した。春滿、眞淵、宣長、篤胤の四人は國學の四大人といはれる。

國學者たちは古典を通して、正しき日本の姿を見出さうとしたのである。赤ン坊のやうに美しい純眞な日本人の心持ちをそこから汲み取らうとしたのである。言ひかへれば、日本の古道を明にしやうとしたのである。儒教や佛教やその他の添へ物や雜ぜ物を一切取りのけて、赤裸々の本來の日本道に觸れていつたのである。

る。今日の言葉でいへば、日本精神を宣明したものである。

敷島の大和心を人問はゞ朝日に匂ふ山櫻花

朝日に匂ふ山櫻花のうるはしさは、日本精神のうるはしさを聯想せしめる。そのうるはしさは最も多く皇室と國民との間の親善さに現れてゐる。國學者は古典によつてそれを知つてゐる。例へば雄略天皇がある日のこと散歩に御出かけになると、丘の邊りに名もなき里の娘が、竹籠を背負ひ、竹のへらを持つて草を摘んでゐる。天皇はそれを御覽じて、娘の傍へ寄添はれ、お前は何處の兒で、名は何といふか、予はこの國を治めてゐる天皇である、どうだ予と一緒に御殿へ來ないか、といふやうにいとも親しげに御言葉を賜はつた。後世、制度、格式の複雜になつた時代から考へると殆んど有り得ないことのやうで、いかにも畏多いことにも思はれるが、當時はさうであつた。天皇と國民との間に何等の夾雜物もなかつた。文字通り義は君臣、情は父子であつたのである。言ひしれぬ溫み味、柔か味が脈々としてその間に通つてゐたのである。古事記、萬葉集などには、さうした例が多數に載つてゐる。日本の國體の有難さ、うるはしさはこゝにある。しかるに徳川幕府の當時はどうかといふと、天皇は僅に京都の御所内に御住ひになつてゐるといふだけで、政權は幕府が握つてゐる。國民は江戸に幕府のあることは知つてゐるも、京都に天皇のゐますことを やゝもすれば忘れがちである。のみならず畏い多いことだが、朝廷は財政窮乏、幕府からの僅かな仕送りでその日を過してゐられるといふ有樣、これはどう見ても正しき世の姿ではない、日本の本來の面目ではない、これはどうしても古道に則つて王政の古に復し、惟神の固有の日本精神の發揚に努めなければならないといふわけで、古典から王者の道の有難さを學び知つた國學者たちは、いうるはしさを學び知つた國學者たちは、尊王の叫びをあげたのである。かくして周の言葉でいへば王道、日本でいへば皇道皇政とも稱すべき復古精神が力强く擡頭して來たのである。

（五）

尊王思想の發達に拍車を與へた第三の要素は國史である。國史の研究もやはり古典の研究から始まる。古事記の如きはわが國最古の古典にして且つ最古の國史である。しかし、國學としての古典の研究と、國史としての古典の研究とはその態度が聊かちがふ。國學としての研究は言はゞ文學的のものである。だが古典の中から國史を見んとするものは、古代史の研究そのものが目的で、その目的のために古典を利用するにすぎない。しかしながら同じ古典である。それを讀んでぶつつかつて行くところも亦同じである。古典を通して古代史を研究すれば、どうしても王政の古を想はざるを得ない。日本が嘗て歩んだ惟神の本街道を發見して、これに思ひを寄せざるを得ないのである。

國史の見方に對しても、江戸時代には

二つの相反した傾向があつた。一つは武家政治は合理的なものであるから、これを永久に維持するやうにしなければならぬ、といふ思想であり、一つは武家政治は變態的なものであるから、これを仆して王政の古に復さなければならぬ、とする思想である。前者は、徳川家康を本尊とし、その偉大さを謳歌し、その後繼者の政治を擁護せんとするものである。幕府が權力を握つてゐる時代であるからこれは當然ありさうな見方である、家康は東照神君と稱せられ、又歴代の將軍に(王)といふ名さへ與へられてゐた。撥亂反正の大業を成し、天下を太平に致した家康の子孫が天下の政治を行ふのは當然であるといふのである。徳川實記、寛永家系圖傳、藩翰譜などいふ書物は、何れもこの趣旨の下につくられたものである。殊に徳川の中期から末期にかけて、數十年間かゝつて編まれた「朝野舊聞(ほうこう)藁」などいふ書物は、千三百巻といふ大冊で徹頭徹尾、徳川家康を禮讃したものである。この書物は最初のほんの一部が印刷に附されたのみで、世に出てゐない。原本、副本合せて僅に四部が現存してゐるのみ。

この武家政治謳歌の思想に對して、尊王の大義を明にした史書も亦出た。先づ水戸の徳川光圀が編纂した「大日本史」これは中世から古代へ遡つて書かれたものである。この書物が尊王思想を刺激した效は著しい。それから山鹿素行の「中朝事實」これは古代史であるが、異朝に對して、わが國の面目を示したものである。それから賴山陽の「日本外史」、「日本政記」、その雄渾な文章と氣魄が、國民の腦裡に尊王思想を鼓吹したことはあまりにも有名な事實である。その一方には、蒲生君平、高山彦九郎といふやうな志士も出て、尊王思想は漸く民間にまでひろまつていつたのである。

中にも當時の尊王論者をいたく刺激した史實は建武の中興である。北條氏末期の惡政を仆して、後醍醐天皇が一時王政を布かれた。が、それは不幸にして三年で瓦解してしまつた。荷も國史を讀んでこの建武中興の一段に至らば、誰れか案を打つて起たざるものあらん。畏れ多いことながら後醍醐天皇の御末路を思ふとき、臣子として涙なしでゐられやうか。後醍醐天皇の御志は、今日是非とも我々の手で成し遂げなければならぬ。南朝の忠臣たちが一門一家を犧牲にして、朝廷に御奉公申し上げた忠誠は、我々のよきお手本でなければならぬ。それを思ふとき我々は徒にぢつとしてはゐられない。七たび生れて國に報ず、といつた楠公の丹心を我には受けつがなければならないといつたわけで、南朝回顧は、當時の志士の血ををどらせたのである。それには「太平記」といふ書物が大きな役割をつとめた。かれ等は一太平記」を讀んで感奮措くところを知らなかつた。「太平記」の流行と共に、後には太平讀みといふ商賣さへ出來た。街道へ進出して、それに面白くをかしく節をつけて、話のすじを敷衍して讀み聞かせ、民衆のポケットマネーをあつめた。これが今日の講談のもとである。かやうにして、古代から

中世へかけての國史の研究、就中南北朝の史實は、ひとり當時の尊王思想を理論づけたばかりでなく、進んでこれを實行に移さうとするまでの熱を與へたのであつた。

（六）

第四の要素は神道である。神道は研究といふよりも、信仰を以て基礎とするものである。從つて理論からいへば單純である。が又それだけに熱があつた。その中でも最も熱烈であつたのは垂加神道であつた。垂加神道は山崎闇齋の神道で、いはゆる垂加靈社の神號から來てゐる。闇齋はもと朱子學を學んだもので、そこから脫化して、神道を樹立したものである。又僧侶としては京都妙心寺の經藏主がある。初めは佛門に入つたが、庵室を出て儒に入つた。儒でも一家を成したがそれにも安んぜずして神道に入つた。佛儒、神三道を經めぐつて來たのである。佛は印度が元祖、儒は支那が本家であ

る。ところで自分は日本は日本人である。佛や儒ではどうしてもしつくりとしない。日本人として、日本人の心を落ち付けるべき宿は、釋迦や孔子の教の外になければならない。それはある、大にある。天照大神がそれである。天照大神は、天竺や支那にはない、ひとり日本國にあるのみである。天照大神より出てたる道、その惟神の大道こそは、日本人の安んじて踏むべき眞の日本道である。しかるにこの日本道は、幾多の外來思想の草のために掩はれて、後世のものはやゝもすればそれを見失ひ、道に迷つてゐる。何ぞその雜草を刈り掃つて、日本本來の古道を明にせざるや、といふので、神道を唱へた。故にこの垂加神道とて、闇齋等が始めてつくつたものではない。日本の昔ながらの大道であるが、たゞ闇齋等が特にそれを宣明したにすぎない。闇齋の神道は後世に大なる影響を及ぼしてゐる。實曆の頃、京都の公卿衆を說き、尊王運動の火蓋を切つた竹内式部は闇齋の流れを汲んだ人である。かれは桃園天皇に日本書紀の神典を進講しつゝ運動に着手してゐたが、事破れて、かれは京都を追はれた。神道には種々種類があるが、闇齋その人が熱血兒であつた如く、垂加神道が一番熱があり、一番大きい動力となつた。神道は信仰を主としたものではあるが、やはり古典から來てゐるだけに、尊王思想を理論づけ、その上それを實行へ持つて行くだけの熱があつたのである。

（七）

以上四つの動力がはたらいて、徳川中期以後尊王思想が勃興し、武家政治を倒して明治維新を現出するに至つたのである。ところで明治維新以來今日まですでに六十餘年、今日の國情を思ふと、幕末の問題は今日の問題でないとはいへない。幕末の尊王論は、對象に幕府といふものがあつた。これを倒すといふことが問題であつた。だから幕末の青年は、賴山陽の日本外史を讀んで血ををどらせた。然し今日の青年にそれを讀ましても左程に

感奮せぬ。それは日本外史の時代のやうに、皇室に對して幕府といふやうな權力政治がないからでもある。日本外史が對象としたやうな對象を今日は有つてゐない。つまり日本外史は、當時に於ける尊王の使命を果してしまつたのである。のみならず、今日の青年は、智識が進歩し理智が發達し、理窟に長じてゐる。單純な道理では容易に滿足しやうとしない。

現代の日本は更に新しい敵に面してゐる。それは反國家的思想である。この思想には外國流ではあるが相當に理論的根據を有つてゐる。それが理論好きな今日の青年の心胸に喰ひ込んで來てゐる。この思想は國家を破壞せんとするもので、破壞力はあるが建設力はない。歷史は、破壞の後には建設をなすべきことを教へてゐる。しからずんば、人類に來るものは不幸のみである。

歷史は決して飛躍をゆるさない。反國家思想がいかに未來の夢を描いても、さやうなことが一朝一夕にして出來得べきものではない。國民の事業は、祖先の努力の結晶を受けつぎ、更にこれに努力を加へて子孫へ引きわたす、かくの如く一段々々と積み重ねて、最後には立派な世界を築き上げる。それが國民の責任であり、使命である。その責任と使命とを完全に果したときにこそ、世界の平和、人類の幸福もさしまねぎ得る。この努力を外にして、破壞に志すは、暴でなければ單なる亂暴である。

德川時代の尊王論は、幕府を敵とし、王政復古を目的とした。その尊王論を理論づけ、又力づけるために古典が大に役に立つた。今日の尊王論は、反國家思想を敵として、國家意識、日本精神の高調を目的とするものである。それには日本の建國の精神を明にし、その發達の徑路を明にして、皇室の尊嚴と國體の特色を明にする必要がある。尊王思想は前述の如く日本國民の傳統的思想であるが、しかし理論的には未だ不備な點がある。今日理論好きの青年に說いて、その蒙を啓かんがためには、これを一層よく理論づけてやることも肝腎である。それが今日の混亂した國民思想を光明へ導くための一つの有力な方法でもあると思ふ。信念は固い、又不易である。が、これを人々の心に移し植ゑるには理論も亦必要である。それが爲めには國史の研究が第一に必要である。われ〳〵とてもそのためには一日も忽にしてはならない。大に努力しなければならぬ。世の識者も亦、その責任がある。それが青年を救ひ、日本國を救ふ所以である。



巢鴨刑務所府中建築場教誨堂
遷佛慶讃式

巢鴨刑務所府中建築場の教誨堂（雜居教誨堂及獨居教誨堂）は豫て新築中の處工事も愈々落成したので、大谷派本願寺より御宮殿、須彌壇及佛具の寄贈を受け、三月十二日午後一時より之れが遷佛慶讃の法要を嚴修した、本省より鹽野行刑局長、岡、東雨書記官、又築地本願寺よりは岡部宗城師參列せられ、其の他佐藤市谷、河邊橫濱兩刑務所長、京濱各刑務所教務主任、保護會關係者、地元有力者等數十名の列席あり、式は典雅極まりなき樂裡に嚴修せられ沼波政憲師の「宗教と生活」と題する懇篤なる教誨を最後として、二時間三十分に亙る盛儀を終へた千四百の收容者も齊しく佛陀の慈光を拜し、盛典を目擊して多大の感動を受けたものゝ如くであつた。

婦人子供博覽會出品
刑務所製作品の壓倒的人氣

上野の萬國婦人子供博覽會の刑務所製出品は、開館以來好評嘖々で、審査品に對しては、初日からお客の間に、賣約の競爭が始まつた程である。で守衞や看守も俄に手をふやしたやうなわけであるが、女看守などは、とても張り合ひがある、といふので、刑務所製作品の番に當ることを、ひどく喜んでゐる有樣である。中で人氣のあるのは、花籠、木彫、玩具類、紙類、燻炭取などで、花籠、木彫、などは、出品後數日を出でずして、賣約濟みの赤札が、四五枚から多きは數十枚も貼られるといつた盛況。何しろ、實質的で、格安といふのが一般の評判となつてゐる。これはひとり一般受けばかりではなく、商賣人側にも相當刺激を與へたらしく、工業新聞や、工藝品のカタログ製作を專門とする會社などからも、カタログに載せたいから、寫眞を撮らしてくれといふやうな申込もあつた。

賣店の方も同樣の人氣で、事務所の話では、需要の方はいくらでもあるが、供給の方がどうかしら、と心配してゐる樣子。先づ掛値なしに、壓倒的の人氣といつていゝ。出品刑務所と品目は次のやうなものである。

審査品

小菅。——銅管卓子。銅管椅子。電燈具。鏡臺。腰掛。靴。
豊多摩。——日本間セット。靴。机。隅棚。飾棚
巣鴨。——簞笥。子供家具。置物。花瓶。灰皿。靴。玩具。
横濱。——石鹸。
千葉。——鞄。
前橋。——玩具。本立。
静岡。——美濃紙。半紙。
長野。——人形。
大阪。——玩具。化粧臺。置物。上絵皿。庖丁。スキ鍋。魔法瓶。當油ランプ。
神戸。——角火鉢。
滋賀。——蜂蜜。
高知。——障子紙。美濃紙。半切紙。封筒。
名古屋。——鏡臺。兒童用机腰掛。
金澤。——二段卓。花臺。
松山。——花籠。色紙掛。短冊掛。
沖縄。——花瓶。東道盆。硯箱。菓子器。短冊箱。
宮城。——美濃紙。半紙。障子紙。
青森。——ベッド。スキー。
網走。——長火鉢。ホームスパン。飯櫃入。バター。
小田原。——大和煮　鮭水煮。ソース。鰯。臺巻。
盛岡。——パーソン。ハルターゼ。トマトソース。バター。煉乳。
横濱。——浴用石鹸。洗濯石鹸。粉末石鹸。
即賣品
石鹸。
千葉——。子供服。書机。椅子。鏡臺。洋服箪笥。机及書棚。鞄。靴。
宇都宮。——簞。瓢炭取。
前橋。——靴。玩具。本立。帽子掛。
ワイシャツ。エプロン。ブランコ。
衣裳入レ。
静岡。——巻紙。半紙。便箋。封筒。
チリ紙。
長野。——人形。
神戸。——洋服箪笥。鏡臺。
高知。——紙。障子紙。巻紙。用箋。封筒。
名古屋。——本箱。帽子掛。掛鏡。鏡臺。兒童用机腰掛。婦人用机。子供靴。
金澤。——花臺。箱。會席膳。名刺受。椀。
廣島。——花臺。見臺。椅子。額。
岡山。——飯櫃入レ。
松山。——各種籠。
沖縄。——椀。各種盆。藥臺。コップ臺。杯洗。徳利袴。廣蓋。菓子器。皿。
宮城。——半紙。障子紙。チリ紙。便箋。封筒。巻紙。
青森。——バット。
網走。——バター。
小田原。——魚大和煮。鯖水煮。ソース。鰯臺巻。
盛岡。——パーソン。

讀者の頁

◎黒田巖氏に答ふ

川越　内田生

刑政三月號讀者の頁欄に「敎化時代に於ける生命刑の存在に就て」と題し生命刑の撤廢を主張せられ居るも、愚生は其の存在を祈るものなり。

抑々國家の円滿なる發達は實に共同の社會生活に基かざるはなし、故に之に反する行爲を爲すあらんか速に適當なる處置を講ぜざるべからず、之所謂刑事政策なり。

行刑は實に此の刑事政策の一部門を爲すものなり、一部門たる行刑が敎育刑たるの故を以て生命刑の撤廢を求むるは本末顚倒の甚だしきものにして其の源を究めずして下流の清きを望むが如き類に如かずと愚考す、即ち黒田氏の言の如くせば斯の皇室に對する罪、内亂に關する罪、外患に關する罪、國交に關する罪と云ふが如き重大なる犯罪を爲すものをも生命刑は不可と云ふものならんっ然らば國家の存在より個人の生命を尊ぶと云ふが如き矛盾に陷るべし、即ち如斯罪を犯すのあらんか其は一般普通人より再び右の如き犯行を爲す危險性を多分に持つものなれば前記刑事政策的見地より斷然生命刑を敢行し以て國家の治安を維持せざるべからず、改善不能者は絶對的に隔離（生命刑を行ふ）し、之が可能者は黒田氏の言ふが如く敎育刑を施し極力善良なる社會人に復せしむるやう努めざるべからざるは言を俟たず。現今敎育刑とは實に後者を指すものならん。又一面より生命刑を觀察せんか、古來幾百千の生命刑を行ふも依然其の刑に該當する犯罪あるはさまで其の刑を信賴し得ざる證左なりとするも、其の刑の存在するや否やによりては猶數倍の本刑に該當する犯罪の增加するは否めぬ事實ならんと思料す、即ち消極的に其の刑は効果を發揮し居るものなり。

以上の如く生命刑の存否は國家の清長に大なる關係を有するものなるが故に其の存續を希望する所以なり、以て黒田氏に答ふ御叱正を乞ふ。

◎日本及日本人をみて

網走　虚的

何時の世になつても犯罪者は社會のバルチスだらう。然して如何なる醫學の進歩——治療の發達をも尻眼にしてバチルスは相變らず人の尊い命を奪つて、その係累の人々の涙を盜んでをる、と同樣に犯罪者といふバチルスも刑法の考慮も——刑事政策の充實も——行刑の進化をも他所事の如く見て益々增加の現況である。

この犯罪者は何が故に他の多くの人々から落伍して暗黒の道を辿るべく生を享

けたのであらうか。時代語を借りて云へば「何が彼等をさうさせたか」と考ふる時、吾人の貧しい調査は彼等の克己心の欠如による多くの場合を表はす。或る吾人は「世界に於て人より大なるべく、人に於て心より大なるものなし」と說き、又或る宗教家は「心は一にして二なるもの」と說き、一つは善魂他は惡魂となした。斯く考ふる時にも人間は何物かとの爭闘のために生れ、人自身に於てもその最も大なる存在なる心の中で善惡兩魂の爭ひを續けて一生を終るものと斷定したい。然して善魂惡魂なる語に表現せられたる心の爭ひに於て善魂の勝利の形を克己と云ふのではないだらうか。されば善魂の勝利は何に起因するかを考ふる時、吾人は巡回映画「日本及日本人」に於て現はされた日本精神を擧げたい。

此の日本精神こそは長き傳統により洗練され猶新鮮なる血を含み日本の彌增の繁榮を約束すると同時に國民一人一人を立派な國民に導びく原動力となるものだらう。吾人は映画「日本及日本人」を見た時、今まで保持した映画觀の變改を余儀なくされ、映画國營に迄も脫線し、世紀末的な安價な感傷と歪められた人情の表現を唯一の武器として大衆に迎合し經營せられてをるかと危ぶまれる現在の映画道を須らく日本及日本人式の行き方によつて一つは日本精神の振興に資し他は大衆の教導と慰安を兼ねる映画道への精進を續ける道なきやとの感を深うした。吾人は歌舞伎の勸善懲惡に骨董的價値しか認め得ないものであるが、日本及日本人的の映画藝術の清新さと力とには滿腔の敬意を表するものである。

當所に於ける日本及日本人等の映寫に先だち所長さんは御互も日本人であり且映画の人物亦日本人であるが、日本及日本人の映画を見て御互は唯單に面白かつたといふ以外の强い或物をつかみ得て不斷の修養を約束してもらひたい。といふ意味の訓告をせられたそれがあの映画を見た後の彼等の頭にどう殘つたであらう。吾人は眞黒な教誨堂の中でこの訓告を聞きこの映画に感激して見入りたる彼等の前途に光りを見出すと共に自分自身ともすれば涙ぐましき迄の感激に振へた。然して收容者慰安、敎化の問題があまりにも困難にして容易であり且あまりにも簡にして複雜なるに驚嘆した。

最後に精神文化の事業はその成果の表示は至極困難であり、努力は僅少ならざる事を思ひ、斯業に專念せらるゝ刑務協會の方々の御健康を祈ると同時にその繁榮を祈つて止まない。

（三・一九夜）

◎痛感

高知　森本生

日常新聞紙上に現れる廣告欄に依りても如何に世の進運生活戰線巧妙複雜至難なるか其の停止する處を知らず。現代世界の交通其の他凡ゆる文化の驚歎的發達と共に人間生活の複雜至難なるは固より當然と謂ざるべからず私等幼年時代夢想だになかりしリンドバーク大佐――大西洋エツケナー博士の太平洋横斷過月オリンピック大會に於ける日米間最近ゼネバよりのラジオ放送等超人間的なる頭腦者の爲に現實の世界は强力なる力にて縮少され大自然は征服しつゝげに世界を擧げて超スピード時代にしてかくの如き過速度的人世の大旅行に直面し受刑者を如何にして現代社會に勇飛せしめんとするか現在收容者は發信する信書等に依りても更生の爲め苦慮し居るも人間必然の衣食住に不安なく社會のスピード的實情生活苦責任感念犯罪當時の苦難をも多少忘却し架空的思想者少からず時に聞くどこに轉工場されても八等の飯にははづれないとて怠役せんとするもの貧困生活に喘ぐ家庭に對して高價なる書籍送付を依賴するが如き者あるは彼等の心境を表示するに十分にはあらざるか然して受刑者長短期間に於て過去の總てを淸算し將來の生計生活に對する準備と希望を抱き一步を社會に踏出すとも彼等が入所前と且つ又刑務所に於て想像せる社會に比してあまりにも現實の進步と衣食住不安が急劇の爲め躊躇逡巡二度三度落伍者となりて刑務所に入るもの少しとせず爲めに如何なる方法を以つて適切に時代に適合に訓育すべきか即ち承るに今回鹽野局長閣下に於かれては我國行刑界十餘年の懸案たる巢進制統一案を正に斷行せらるゝと拜聽す、實に本制度具現せらるゝに依りて我が國行刑は一大革新せられ全國刑務所刑罰の衡平は一層確立し自主的啓發主義に邁進し以つてあらゆる弊害を一掃時代適合の終局の目的を達するに至るべく、されば看守の責任も一層重且つ大なるを感ず此處に於て思考するに私等常に高塀內に於て終日長勤務に服するが爲め社會の進運に遲るゝの恐あり爲めに舊來の陋習を固執するの弊風無きにしもあらずかくては直に受刑者に其の反映甚大なるがゆゑに、舊套を脫し時代適合の訓育者たる樣自らの學識養生と人格の完成に努力精進し、本制度內容は我々如きものゝ未だ推知し得ざるも如何なる制度具現せらるるも適切に運用し、以つて遺憾無きを期するの覺悟と準備を痛感するものである。

◎行刑に對する社會の無理解の原因

蒼峯生

私は昨日非番を得て、長子が小學校に入學するので此の前途を祝福し、且つ、全幅の嘱望に燃える胸を抱きつゝ入學式場に臨み、期せずして、行刑と云ふものに對する感慨を深からしめたのである。

當日の式場に於て校長B氏は父兄に對し、大体左の樣な所信と希望を述べられたのである。（校長は兼て人格高潔にして村民の信望篤き士）

『本日より皆樣方の大切な御子樣方をお預りする事となつたのであります。吾々職員一同微力乍らも、精根の續く限り「お子樣を立派な人間に仕上げる」と云ふ目的に向つて出來得るだけの努力を吝ぬ考でありますが、今後に於ても兒童は學校に居る時間よりも家庭に居る時間の方がより多い關係上、各家庭に於て宣敷學校との聯絡を保ち、學校敎育に最大の關心を御持ちになつて、家庭敎育の

完成に力め、以つて、吾等の初志の貫徹の爲に不斷の御後援を賜らん事を歎願する次第であります。

惟ふに、教育に對する吾等の所信は、教育は單に讀み書きを教へる、と云ふが如き通り一片のものではないのであります。實に　知育と、德育と　体育この三つ相並行することに依つて一個の完全なる社會人を　造ることにあるのであります。で、父兄諸氏に於かせられても、先づ入學せしめた之で安心だ、と、云ふが如きお考になられると云ふ事はいけないのであります。私をして謂はしむれば、今日の入學と云ふ事象は、田圃に早苗を植ゑつけたも同然なのである。或は灌漑に、除草に、除虫に不斷の努力を吝まぬところに、多大の秋の收穫がある如く、實に　教育は之と　變りはないのであります。で、あるから、何卒そのお心算でお暇の時には再々登校して、今後立派な社會人としての前途を有する此の早苗の成育狀態を、親しくまのあたりにし、剴切なる御批判と御後援を賜り度いのであります』。

と云ふのであつた。私のこの講演を聞き、偖てより學校教育に對し、質問せんとする回答の一端を、此の時偶然にも聞いたのである。そして、其處に行刑との共通點を見出し、聲なき快哉を叫んだと同時に、行刑の密行主義と比較し、羨望とそして之が改善の意氣に燃えしめたのである。

私は惟ふ、現下の行刑も刑罰に對する社會の觀念と、刑事政策の進歩に伴ひ、目的主義の行刑である事は今更贅言を要せぬところであつて、學校教育に於ける如く、名稱の差こそ教誨ではあるが、德性の涵養に努め、又、行刑教育に於ても之を義務として知育の發揚を爲し、是非の判斷を容易ならしめ、以つて彼等の生活を陶冶せんとするのである。体育の點に於ても、刑罰の一つの目的が改善作用であるとされてゐる以上、その前提としての健康ならしめねばならぬと云ふ意味に於て、行刑建築に、衞生に、醫療に、戒護に之が深く考慮を拂はるゝと同時に、法律上の地位の問題が叫ばるゝに至つたのである。

しかく學校教育との類似點をまのあたりにし、一個の教育家となつた様な潑溂たる氣分に燃えた私は、その瞬間、あの教育と云ふものゝ本來の目的と、所信と意氣を熱辯を以つて、一般大衆に呼びかけ、叱正と批判とを乞ひ、後援を求められた當日の校長の立場、否、教育家の立場と、密行主義の名に隱れた退嬰的な一人よがりの行刑とを腦裡に於て比較した私は今更ながらの深刻な失望を感じたのである。學校教育家の様であつてこそ、各自の仕事と云ふものに社會人の理解と、批判があり、從つて赫々たる進歩と業績の揚るを見らるゝのである。

玆に於て私は、行刑も刑務官吏の筆舌に依り、その綱領や所信を、一般集會や街頭に於て社會に之を呼びかけ、輿論に訴へて、以つて、一般大衆に理解せしめることに依り、行刑の進歩と釋收者保護の完成をなし、而して行刑最終の目的達成に努むべきだと思ふ。

私は行刑教育と學校教育とを同一視してゐるのでは無いが、今日の刑務官は常にその餘弊を釀さずして眞によく社會人に理解せしめるだけの用意と、行刑の密行主義の爲社會の批判の伴ない退嬰的な今日の行刑否刑務官吏の立場の自覺を有する共に、更に進んで前述の様に、社會に呼びかけ得る迄に漕ぎ付けなければ措かぬ覺悟が必要だと思ふものである。私の愛兒の入學式場に於ける校長の講演は圖らずも、私の平素の所信に一大ショックを齎したのであつた。（終り）

◎作業賞與金給與に就て

尾道　かわぐち

作業賞與金に對する所有權の發生は、之を給與したる場合に始り、特別なる場合を除くの外、原則として釋放の際給與するは、之監獄法施行規則第七十五條に制定する處なり。今玆に述べんとするは釋放の際に於ける多額の（主として長期刑者）賞與金狀態なり。彼等の長き拘禁生活より、社會生活への更生の初歩たるや、人生最大の喜悦に外ならずして、又此處に國家の恩惠的金圓の給與は、彼等の前途に一脈の曙光を添へるものに非らずや。國家負擔の生活より、自己負擔の生活へ、轉更する彼等の多くは、物質的生活に惠まれざる徒輩なれば、其の負擔能力を基礎付く可く、玆に國家は賞與金給與制度を、是認せしものにして、原則を釋放になせし所以も玆に存するなり。然るに釋放後の、費途狀態を觀るに、給與の精神に背馳するのみか、爲に犯罪の萌芽を造り、日ならずして囹圄の人となるもの稀ならざるなり。累犯者の告白の例を示せば、「彼は數犯の刑を受け、最終の十五年の懲役により、賞與金六百有餘圓を所有し居りし者にして、釋放時まで、多額なる賞與金に對する物質的超越感に益々勇氣百倍して、向上より成功への決意を以て、過去の失敗を累ねざる事を誓ひしが、釋放と同時に大金を懷中する時俄に心理の虛榮に走るを制止する事能はず、酒色に浮沈し僅か二三ケ月の短日月にて、其の全部を費消したるなり。其の果が今日の境地にあらしめたる素因なりと。」　今や老先短き身の上を案じつゝ語るのである。之要するに拘禁生活と、社會生活とは、其の調和なき社會生活の頭初に、多額の金圓を給與したる撞着に因をなすものにして、多額なる給與は社會復歸の性能を　破壞する　具にあらざるかの感あり。故に釋放の際給與す可きは一定の額を昇る事を得ざる規定の存在に迫られるものにして、又玆に社會復歸の狀態を考慮し、條件的に其の後の給與をなすべきが、特別豫防作用の觀念にも、合致したる策に非らずやと信ず。法規の故を以て徒らに金圓を給與するのみにして、其の目的を顧みざるは、恰も底なき桶に水を注ぐが如き感なきに非ず。監獄法施行規則第七十五條に、生計上必要なきときは全部又は一部を給與せざる事を得、と、あるを廣義に解してみれば、酒色の生計上必要なきは明にして、全部を給與せざる事を得る結論に到達するものなれ共釋

放と同時に所有權の發生せしものにして、之一の空論に過ぎず。然れ共目的論より觀察すれば、此の空論も給與の缺陷より生れし事を知らねばならぬ。玆に私は給與制度の改正意見として一、限定額、二、分割給與（釋放時に給與したる費途狀態を考慮する事。所有權に對する不安なからしむる爲め給與期間を定むる事）を提言したい。玆に費途狀態を考慮するとあるは給與せざる意味に非ざるを附言する。然らば彼等も物質的慾望に目醒め、生活の道程を誤らず、日ならずして、物質的に倭少の超越を感ぜしむる時、賞與金の眞の恩惠に浴したりと謂ふべきなり。

終り

◎職員と家族

千葉　坂田生

往時は男子敗居を跨げば仇七人ありとさへ云はれた位に男子は亦仇もあれば味方もあつたであらうことは疑ふの餘地もあるまい、然しながら現代社會に於ては斯様に劍の下を往來したり、又は潜つたりすることはないのであるが、現世相は寧ろ之れ以上であることを忘れてはならぬ。昔時は士農工商の別が甚だ嚴重であつて士分以外には絶對に佩刀をさへ許さなかつたのである。所が現代は斯んなに階級を八釜敷云はぬ代りに一面物質文明は何處迄も底止する所を知らない狀態にある。其所で物質の爲めには往時最も尊重せられた義理とか人情とか道德とか德義とか云ふものは、勢ひすたれざるを得ぬこととなつたのは、誠に遺憾である。斯う云ふ結果が社會に於ける存立的の競爭が日一日と激甚を加へ、亦之れが爲には腰刀時代以上に世相を脅しつゝあることは多く云ふ迄もなく依つて以て男子の責務の既往より輕からざる事は、今更私が喙々を要せぬことながら其の勞と苦の爲めには全身を打込んでも尙ほ自己は勿論家族に滿足を與へることさへ容易でない。云はば白刃の下に一生を生存の爲に奔命に疲れ切つて倒れると云ふも、敢て過言ではあるまい。如何に男子が一家存立の爲には心命を擲つて居るかゞ窺はれる、反面家族の者と雖も勉手傍觀其の日暮らしに無爲徒食の消極者なりとは斷言しない、が克く妻の內助に依つてと云ふことがあるが、殊に吾が刑務職員の家族は最も此內助を積極的に而かも具體的に顯現して貰ひたいと思ふのである。刑務官は他の官吏と事違ひ無事の時に有事の備へを爲して居るのではなくて常に職務が有事である、兵士が戰場を馳驅し彈丸雨飛の中を駈け廻つて、皇國の爲めには命を的に身を鴻毛の輕きに置くと同じで敵は眼前に銃劍を持つた兵隊以上の者が控へて居るのであつて、瞬時も心神の弛緩を許さない。其責務の容易ならざるものあるは明白であつて、そこに家族の者の內助の必要が生れるのである。



海外異聞錄

◇刑務所までも侵入した失業問題

失業して飢ることのつらさから盜みをした、そして刑務所に入つたら、こゝにも失業問題が頭を擡げて、典獄が囚人の爲に仕事を得べく轉手古舞を演じてゐるといふ診現象は、全く浮世のセチ辛さを語るものに外ならない。從來英國の刑務所で囚人の仕事として最も歡迎されてゐたのは郵便行囊の製造であるが、これは仕事が簡單で不器用な者にも覺えやすく、材料も汚損することが少いからだ。殊に囚人には不熟練者が多く、刑務期間の短い場合などにはこれに適當の仕事を與へることはなか〳〵容易でない。そこで郵便行囊の製造などは甚だ理想的なのだが、近頃の財界不況はこの方面にも影響を及ぼし、肝腎の郵便局がサツパリ注文を出さないのである。それといふのは一般的不景氣のため郵便物の量が少くなつたので自然その需要も減ずる道理、それに經費節減のために各郵便局でも新規に注文を出さず、古いのを繕つて暫く間に合はせようといふ方針だから、刑務所の方にも失業者が出來る譯である。目下英國內務省ではこの問題を考究するため特別委員會を設けたからいづれ報告の提出を見ることだらうが、問題は要するに郵便行囊に代るべき囚人の仕事を見出す事だ。そこで陸軍省や海軍省など他の官署から蘆やハムモックといつた種類の注文を受けてゐるが、この方面も豫算節減の不景氣風が吹いてゐるから思ふやうに行かない、そして仕事の性質も郵便行囊ほど簡單ではないのである。メイドストーンの刑務所には官文書印刷工場がありウエークフィールドの刑務所では模範囚人に對し相當の賃金を拂ふやな方法を採用してゐるが、要するに財界不況は各方面に崇つて失業問題の悲鳴が刑務所からあがるまでになつたのである。

◇カポネは贅澤でない

目下米國ジョージア州アトランタの聯邦刑務所で十一ケ年の懲役に服してゐるギャング王アル・カポネが、刑務所內で特別待遇を與へられてゐると云つたやうな噂が立ち、最近議會の問題となつたが、右に關し今回下院司法委員會で同刑務所長アダーホルド氏から委員フランク・オリヴアー氏（ニウヨーク州選出民主黨議員）に宛てられた書簡が朗讀された。右はさうした風說を否認したもので、ギャング王の近況報告として委員等の興味を惹いた。その要領は次の通り「カポネが他の囚人と異る特別待遇を與へられてゐるといふやうなことは絕對にない。またカポネが彼の私有財產を引出しそれで贅澤な副食物や煙草や絹の衣類を購入し、二十五ドルもする靴を穿いてるといふやうな噂も全く事實無根である。彼は刑務所の規則により月に十ドルだけは費つてもよいことになつてゐるが、昨年五月四日彼が入獄以來費つた金は平均してそれよりも甚だ少い、十二月はクリスマスのため五ドルだけ余分に使つてよい事になつてゐるに拘はらずカポネは二ドルしか使はなかつた。又カポネが外出を許されてるとか運動も自由だとかいふ說が世間に流布されてゐるが、實際において規定の三十分以上は刑務所運動場の散步も許されてゐない。要するにカポネは普通の囚人と絕對同條件の下

に置かれ彼も亦これに對して一切不平がましいことを言はず、極めて柔順に服役してゐるのである」

◇服役は夫婦交互に

米國デンバー市のローランズ夫妻は、禁酒法違反で夫婦揃つて三十日間の体刑を言ひ渡され下獄と決定したが、夫婦揃つて監獄に打ち込まれては家に殘る赤ン坊の養ひ手が無いと泣きを入れた結果、判事もいたく同情して初めは夫のローランが三十日間苦役をつとめ、それが終つてから細君の番にしたとは、アメリカらしい融通の効く裁判振り。

◇自稱リンデイ第二世殺し續出

世紀末的ヤケクソから、柄にもない大犯罪を買つて出るキ印は何處にもあるが、近頃アメリカでは我こそリンデイ第二世の誘拐犯人だと名乘つて、警察を手古摺らせるオヂさんが跡くない。そんなのは大概失業して氣が變になつたルンペン諸君、悪事を働くにはあまりに善良に過ぎ、留置所に入つてパンの一片にでもありつかうといふ氣の毒な連中だ。最近「私こそリンデイの子を誘拐した眞犯人です」と名乘をあげて、一時警察を喜ばした男はマルチン・ドレイソンと呼ぶ二十五歳の奇術師、長年修業した奇術を以てしても、この不景氣時代には自分が生きるだけのパンを生み出すことも出來ず、苦しまぎれにリンデイ二世殺しの犯人を氣取つたもの、警察は彼の告白を頭から問題にしなかつたが、無許可のピストルを携帶してゐる廉、でしばらくロハのパンを喰べさしてやることになつた。

◇モスクワ名物「泥棒市」の廢止

露都モスクワには數世紀前からモスクワ生活の一部を占めてゐたサカレウスキー・マーケット一名「泥棒市」と呼ばれる市場があつた。「泥棒市」の甚だかんばしからぬ名を冠せられただけにその市場では出所の怪しい物品が公然賣買されてゐたのだ。それは帝政時代においても勿論さうであつたが、革命後においても依然「泥棒市」の面目を保つた。即ちあるソヴイエト市民は官營店舗に關係してゐるのを奇貨として物品をチヨマカし、更に不正商人の仲介で贓品をこの市場で比較的安値に賣捌いた。尤もそれらの濱職漢はしば〳〵檢擧され反革命の名の下に情容赦もなく射殺された。その點で日本などの寛大さとは格段の相違がある。ところが今回政府は史的惡名を流したこのマーケットを斷然閉鎖した。そして政府側ではこれが廢止を命ずる理由として既に新しい近代的の市場が建設された今日、古い不名譽なマーケットを存置することは意味がないと言明した。又モスクワの各新聞も例によつて官憲の提燈を持ちサカレウスキー・マーケットは盗賊と投機と惡疫の溫床であると攻撃した。斯る都合でこの市場は斷然お廢止となつたが何しろサカレウスキー・マーケットはモスクワ名物の一つに數へられ、その評判は寧ろ全國的ですらあつた。その光景はヨーロツパ的といふよりも寧ろアジア式で革命後は官營品が店並に陳列されてゐる外に、農民に特許された野菜や家畜の自由商品が雜然として市場を支配した。そして賣手と買手が騒々しく怒鳴り合ひながら一瓶の油、一對の靴下、數箇の木靴といつた商品を賣買し合つたものである。食糧品や衣類の不足を訴へるやうになつてからは、それらの日用品を比較的安價に得られる「泥棒市」がより多く繁昌してゐたのである。

◇强盜書籍の價値を知らず

最近プラーグの有名な書籍店に數名の强盜が押入り、大きな金庫を開けて現金や寶石類がドツサリ藏されてゐるかと思ひきや、古本や貧弱な繪畫のスケツチばかりなので當が外れた盜人共は殆ど手ブラで逃出して了つた。ところが馬んぞ知らんその古書は十七世紀頃の得難い珍本、それにスケツチはチエツコの巨匠ジヨセフ・メーンスの描いた原畫で全部合計すると時價五万圓余に上ると。

選句所感

紫淵君の鶯の句、清新な感じの出てゐる句である。鶯などは殊に詠み古されてゐるもので、餘程の句でないと最早や吾々の心を惹かない。それだけむつかしくなつてゐる題といふべきだ。然るに此の句はその常套陳腐に墮ちず、おのづから清新の氣が溢れてゐる。

若葉の頃の朝冷え、それはいかにも快いものだ。殊に林中に入ればその朝冷えが一層深く、若葉の發する香さへこもつてゐる。歩いてゐると自然と呼吸がふかくなつて、胸膕にこの快い朝冷えがたまるのを感じるものである。斯うした朝の谷の林中に鳴く鶯のこゑは、高く澄みひゞいてきこえる。まるで玉を弄するが如くである。そして囀を惜まずに鳴きつゞける。

境がすでに幽寂なところにきく鶯である。心ひかれずにはゐられない。

□

紫陽君の白魚の句、そのデリケートさを

毎月募集
刑政俳壇
當季隨意
締切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　鶯や若葉に冷ゆる朝の谷　靑森　紫淵

地　白魚のこぼれて砂にまみれけり　福岡　紫陽

人　畦塗りや晝の汽笛のきこえ來る　豐多摩　駒生

秀　田の畦に焚火の跡や春淺し　福岡　守峯
　山宿や間近くに鳴く雉子の聲　飯田　葉椰子
　草の家に嘶く馬や春の風　同　有甫
　陽炎や瓦干したる草の上　高知　一水
　芹摘むや水に薄日のゆらぎつゝ　晋洲　あらた

佳　鍬の灯の容を逆りて消されけり　甲府　一水
　朝空に高く立てたる幟かな　姫路　英子

よく捉へてゐるものである。白魚は河海の間に生じ長さ二三寸、幅二三分、形狀はやや鮎に似て細長いが鱗はなく、全身白く幾分の青味を含んでゐる。黒いのは眼ばかりである。この白魚を水邊の乾いた砂の上にこぼした、白魚は跳ねるうちに砂にまみれてしまつた。あの眞白な手に握れば潰れてしまうかと思はれる柔かい感じを持つ、しかも小さな白魚が砂にまみれるのである。いた〳〵しく見えざるを得なかつたのである。句の氣分が極めてデリケートである。白魚そのものがすでにデリケートな感じのするものであるから、これを活かして句にするには、どうしても氣分で行かなければならない。

取材の如何によつて、その表現も亦おのづから定まるものである。これを忘れてどんな取材でも表現の同一筆法をとつては失敗する。つまり景を詠ふことによつてそこに氣分を活かすのと、氣分によつて景を活かすの違ひがある。

□

駒生君の畦塗りの句、山村のほがらかな春晝の一情景だ。春の田園の仕事は忙しい。朝早くから出かけての畦塗りである。大きい田になると一本の畦を塗りあげるにも餘程の時間がかゝる。腰をも伸さず一生懸命にやつてゐると時間などは忘れてしまう。そこへ晝の汽笛が長閑に流れて來たので、始めてこんな時間になつてゐるのかと知つたのである。鍬を休めて見ると、朝から塗つた畦は帶のやうに光つてゐる。日光を吸ひこんで乾きつゝある畦のいく筋を見るのは自分ながら快い。自分の田ばかりではなく、餘所の田にも同じやうに人が出てゐて、其處にも塗り上げた新しい畦が光つてみえる。そしておなじやうに働く人々は腰をのばして頭上の太陽を仰いでゐる。

默々として働く人々の姿、野の上には日光が充ち溢れて午のしらせが傳はつて來る。何だかミレーの繪に通ふやうな趣がある。句柄の素朴なところにこの感じが多分に湧いて來る。

人間そのものゝ氣どりが極めて滑稽に見えるやうに、俳句でも氣取りは禁物である。素朴にして自然なるところに汲めども盡きぬ滋味がある。

蝶々のまつはり去りし渡舟哉　岩國　養山
廣々と畑打けり試驗場　旭川　小雨
春風に一艇早き湖上かな　大曲　呑洋
行春や雨に落着く晝籠り　姫路　松月
墓敵に下山の僧や春の雨　京城　雄心
菜の花に明るき雨の草家かな　千葉　古山
人去りて月梅林に照りにけり　山口　九濤
春雨や船から船の人を呼ぶ　三重　用寛
垣越しに見ゆる畑や蝶の舞ふ　山口　砂塔
青麥の中の草家や例ね釣瓶　手葉　泰山
春の夜の灯影明るし河岸の町　群山　苓洲
堰の戸の古りしあたりや猫柳　福岡　紫影
肥柄杓立てかけにけり猫柳　同　虎溪
ゆら〳〵と陽炎立つや山の畑　青森　巖
雪解の水枝川に溢れけり　横手　哺遊
星空にひゞきて蛙啼きにけり　網走　湖月
新しき筧に引きぬ春の水　新義州　青村
夜櫻や濠に湛へし水の冷　市谷　峨房
噴水の折々かゝる柳かな　大曲　月舟
草摘の手拭白し丘の上　同　船風
山吹や谷の水車に下る道　飯田　史山

春風や牛啼きて行く長堤　宇治山田　象室
風呂の煙流るゝ簗や桃の花　三重　愛山
ランドセルに四五本入れしわらびかな　名古屋　梅重
塗り替へし廣告塔や春の風　大曲　蓮村
濠端に釣見る人の日永かな　岩國　錦江
兩側に並ぶ官舍や田螺賣り　大曲　刀羅象
華かに大夕燒や殘る雪　同　華白
一本をめぐり〳〵て花見かな　鎭南浦　梅廼舍
春の日の島紫に暮れそめぬ　水戸　麥村
片濡れの赤き鳥居や春の雨　大曲　綠路
野を燒くや燻り殘るものゝあり　新義州　楊痴子
藤棚や下には跳る池の鯉　集鴨　晴月
海見えて岐るゝ道や草青む　福岡　松南
假橋の掛けたるまゝや猫柳　同　楳城
鯉のぼり立ち並びけり里の空　小田原　一川
汽車降りて急がぬ道や遂摘む　大阪　周匝
春愁を忘るべく古書寫しけり　金澤　瑤聲
日曜を春雨きゝて朝寢かな　甲府　夕雨
桐の花春暮れて行く雨の中　安東　奇峰
雨の日を出入る燕に土間暗し　豐多摩　晴風
降りかねし宵闇ゆゝし鳴く蛙　大曲　雲峰



家庭の頁

萬年筆にも買方がある

同値でも一本宛違ふ

始め軟いものは直ぐ指じる

▼萬年筆と云つても之にはピンからキリまであり、一概に値が安いからとて外觀がキレイだとのみで買ふべきではなく、選擇上の御注意を要します、先づ型から申しますと大體、普通型（インキ止式安全型）と自吸型（インキ自働吸入、所謂チューブ型）との二種類あります、普通型とはインキの注入はスポイトを以てする、此點は甚だ不便ですがインキ止の裝置があり、どんな風にしてもインキが漏れ出ないから、携帯に至極安全靴や筆入の中に入れる方には特に適當です、此型は服裝の關係上舶來品には殆ど無いが我國では最も、普及された樣式です自吸型とはチューブとレバーの作用に依りインキを自働的に吸入し得るのが特徴で、インキを入れるには至極便利です、だが前者の樣にインキ止めの裝置が無いから下に向けて置いたり、或は亂暴に持歩いたりすると自然インキの外へ漏れる難を免れません、でも最近我國には洋服の普及著るしくポッケットにクリップで挿んで歩く便が殖へたので此便利な自吸型は益々愛用されて來ました、此他繰出型（繰出式安全型）があります、此れは現在萬年筆通が愛玩する程度に止まつてゐます、「ペンの良否は萬年筆の性能を決定する」と云はれる位萬年筆に於いてペンの選び方は大切なものです、元來萬年筆のペンは十四金が最も適當で十八金も十二金も或は又九金も不適當です、で、御存知のやうにペンには殆ど、どれにも14K（十四金）の刻印がうつてあります、が此刻印必ずしも當にならず、安物には十四金とは云へその實九金を用ひた、イカ物も相當あるやうですからこの點御注意を要します、次にはペンの大きさですが、ペンには凡そ一號から六號迄の大きさがあり一般には二號ペンが用ひられてゐます、そして二號には2三號には3と刻印が打つてある筈です、處が中には一見ペンを大きく見せやうため、型や差込みの仕方を巧に加減したものなどもあります、例へば、金ペンの見える部分は普通の大きさですが、軸にさし込んで見えぬ部分が普通より小さくなつてゐるのは一種の胡魔化しです、斯う云ふのはインキの誘方が惡く且長持しません、お買になる場合は以上の點も念入りに調べる必要があります、とまれ、ペンは成るべく大きい方が書易い、値段も高くなるが、大きい方が彈力があつて、文字の巧さも出易く、疲れも比較的少いです、この邊の心得も必要でせう、今度はポイント（ペン先）の選み方です、ポイントは最も硬い金屬であるイリヂウムの出來得る限り不純分を

熔解し去つたもの、所謂生ヂウムを用ひます、生ヂウムは非常に硬いから、初めは幾分紙觸りが硬い嫌ひがありますが、而し、使ふにつれてだんだん具合よく慣れて來ます、處が如何がはし い安物は製作を樂にするため、生ヂウムでなく軟質のものを用ひますから初めは割合紙あたりが軟かく感じがよろしいが、直ぐに減つて長持いたしません、ですから、初め書いてみて馬鹿に紙あたりがよいのに惚込んで買ふのは禁物です、尙、何れの萬年筆にもポイントには細書、中書、太書等、あるひは腰の軟かいものや硬いものなどあつて、好みや用途に依りそれぞれ選擇が自由に利くものです、例へ同じ三圓の萬年筆でもポイントの書味は一本一本違ひます、ですから同じ値段の澤山のもの丶中から自分の手に合つたものを選定して買ふのが利口なやり方です、例へばこゝに三圓の萬年筆があつたとすると其中の一本しか試みてみず、それが偶然自分の手に合はなかつた場合、そこにある三圓の萬年筆全部が駄目だと思ひ込んで了ふのは大きな過りです。

赤ン坊 一ケ年の發育振り

▼赤ん坊が生れて一年間にどんな風に身体が育ち、五官や心の働きが發達するか、標準となるこまかな研究を御紹介しよう。これによつて自分の子供とくらべて見ると面白い。

△生れた時　体重八百匁脈搏百二十より百四十、呼吸四十、黄疸二日より七日まで臍帶、五六日で脫落。

△第一週　光線に感じ、觸感に反應し、聽官活動し、味覺の反應あり。

△第二週　ろうそくの光を認め顏に快感の表情。

△第三週　涙が出る。

△第四週　ニコニコ笑ひ、母音が出る。

△第一ヶ月終　体量一貫十二匁、五官が働く、睡眠に一回二時間一晝夜に十六時間する。

△第二ヶ月　体量一貫二百二十七匁、人聲の方へ顏を向け人の顏をよろこび音樂をよろこぶ、指で物をつかむ。子音數種出る、よい音樂を聽かせることが必要。

△第三ヶ月　体量一貫四百十三匁、人の顏を見てキヤツキヤシとよろこぶ。

△第四五ヶ月　体量一貫七百六十匁、人見知り、紙をさき、人の髮を引張る、睡眠は夜間ほとんどほ乳なくして十時間寢通す。子音ルク出づ、物をつかみ口へ入れる故衞生に注意を要す。

△第六ヶ月　体量一貫八百九十匁みづから起き直り、聲を出して笑ふ。

△第七ヶ月　うれしい時、兩上肢をバタ〳〵上下す。下前齒生え始む。驚きの表情をして口と目を開く、首をふりいや〳〵をする。

△第八九ヶ月　自ら起き上りしばらく手をたゝく、うつ伏して寢る。自らは語らぬが問の意を解し、音聲の抑揚が出來る發音に注意すること。

△第十、十一、十二ヶ月　体量二貫二百六十匁、歩き始め。支持なしに椅子を押しやる、手を出せばすぐ出す、そろそろ模倣時代に入るからよいことを眞似させること。

臓物は かうして食べる 榮養の王

▲こんなものといつてこれまでは殆どがへりみもしなかつたやうなものが、段々と我々の食品の中に加へられ、我々のたべものを豊富にし範圍をひろげてゆく……動物、魚類の臓物もその一つでせう、動物の肝臓の中にはビタミンAの外、BもありCもあり、DもEも澤山にあるといふことがわかつて來ました、尚グリコーゲンに、いろ〳〵有効な無機質もあり、ごく最近の研究では銅です、これまでは血液のヘモグロビンをつくる上に、鐵と共になくてならないこの銅を身體に有害だといつてゐたものでしたそれが非常に大切だといふことがわかると同時に、臓物及また普通食品の中でも澤山な銅を含むといふので、又一段と臓物の營養價値があげられたわけです。とにかく最近段々と臓物が家庭料理として需要されるやうになつたといふことは喜ばしい傾向です、値段もごくお安いものですから、まだ用ひられない家庭ではぜひお惣菜として、用ひられるやうおすゝめします。

▲料理法——はじめて召上るので、もしも臓物特有のにほひが氣になる様でしたら、葱或は生姜の汁などで消してから料理されるとよろしうございます。肝臓、心臓はそのやうにしてから串に通して鹽をふつて焼いてもよし、或はフライパンではじめ。鹽をちよつと焼いてその中に入れて焼くもよろしうございます。これはそのまゝすぐ召上つても又は吸物のタネにしてもふさはしいものです。又メリケン粉に卵、パン粉をつけてカツレツのやうに揚げても結構、保存には生姜煮、佃煮などにします。腸は庖丁を縦に入れて鹽をかけるとヌル〳〵したねん液がとれますから、そして洗ひ葱の汁をかけて、小さく切るか、ひき肉機にかけてひくかして油でいためオムレツ、コロッケの中などへ入れます。形のわからないやうにした方が腸などはたべよいでせう。

罐詰の 買ひ方・使ひ方

▲食物の貯藏法として罐詰法が一番進歩して居り、以前とちがつて營養の方から云つても今日のやかましく唱へられてゐるビタミンの保存からいつても、また品質の方からいつても、値段からいつても便利の點や、衞生の點からもなまの物に決して劣らなくなり、むしろ種々加つて重寶な點が澤山あるので罐詰の需要はとみにふえましたが、罐詰はその買方、使ひ方が大切でまづ買ふ時は、

▲製造家又は發賣元の正確に記してあるもの▲推奨マークが貼つてあり罐に一杯入つてゐる物▲品名入目を確實に表記した物▲外觀が美麗で店曝しでない物▲脱氣孔の跡のない物、もしあつても一つに限る事▲罐の蓋が引緊り凹んでゐて叩けばカンカンと堅い音のする物が良い罐詰です　次に使ひ方ですが、罐詰を經濟的に使用致しますには適當の配合をなし、一罐を二三種の料理に作ることです、一例を擧げれば鮭罐詰ならばコロッケを作つて夕飯のお菜とし、殘りでソボロを作つて置き翌朝の子達のお辨當のお菜にします。

◇敍任及辭令

願免　保健技師　野々垣梅次郎（滋賀）
各　〃　木塚熙（釧路）
通　〃　野中守四郎（山口）
〃　米澤貞二（廣島）

（三月三十一日）

願免　看守長　永井梅太郎（宮城）

（四月四日）

任典獄補（願免）　支所長　野村要太郎（仙臺）
任保健技師（釧路）　看守長　伊藤孫二（横濱）
〃（中京區）　保健技手　青柳辰夫（京都）
〃（橘通）　〃　竹林道生（神戸）
〃（市谷）　〃　三上敬（市谷）
〃（横濱）　〃　土肥直方（豐多摩）
〃（函館）　〃　河口忠雄（小菅）
〃（福岡）　〃　淺野昭（宮城）
〃（奈良）　〃　金坂直矢
〃（岡山）　囑託　大津正夫（大阪）
滋賀轉勤　保健技師　泉米治郎（和歌山）
和歌山轉勤　〃　高田龜吉（大阪）
大阪轉勤　〃　成田德太郎（函館）
廣島轉勤　〃　西村實（岡山）

（四月六日）

任司法屬（行刑局）　看守長　杉藤豐治（豐多摩）
任技手兼屬（〃）　司法屬　土橋惣太郎（行刑局）

（四月七日）

仙臺支所長　看守長　前坂源三郎（名古屋）
兎本職名古屋　支所長　吉岡董太郎（彦根支兼滋賀）
彦根支所長　看守長　吉村音四郎（滋賀）
滋賀兼務
任看守長（滋賀）　看守　藤原英藏（長野）
〃（秋田）　〃　高岡鄕藏（新潟）
宮城轉勤　看守長　成田助次郎（秋田）

（四月八日）

願免　保健技師　井上吉四郎（浦上支）

（四月七日）

浦上支所轉勤　〃　松村務（長崎）

（四月十九日）

任監獄通譯兼看守長（横濱）　看守長　野村瀧雄（横濱）
任看守長（小菅）　監獄通譯　西榮（横濱）
〃（横濱）　教務囑託　法元照夫（巢鴨）
〃（巢鴨）　〃　神酒澤孝四郎（豐多摩）
盛岡少年兼務　支所長　毛利佐四郎（一關）
〃　看守長

（四月二十日）

矯正図書館

訓令通牒

□受刑者看讀用私本ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第一〇九號　昭和八年二月十六日）

昭和七年九月ヨリ同年十二月ニ至ル間ニ於テ各刑務所ヨリ受刑者看讀用私本ノ審査方照會アリタルニ對シ之カ審査ヲ爲シ看讀許可シタルモノ別紙ノ通ニ有之、之等ノモノハ各所ニ於テ私本トシテ看讀許可相成差支無之候ヘ共其ノ實際ニ之ヲ運用スルニ當テハ各個人ノ思想、學識、其ノ他諸般ノ事情ヲ考慮シ適當ニ御處置相成度候

追テ左記書籍ハ其ノ内容ニ不適當ノ部分有之候ニ付將來私本トシテ看讀セシメサルコトニ御取計相成度候

記

煙　幕　櫻井忠溫　昭和七年五月行甲第八五七號通牒、收容者看讀用私本許可目錄揭載

其の頃を語る　東京朝日新聞社　同前

自昭和七年九月至同年十二月間　受刑者看讀用私本許可書目

イ　部

イングリッシュ、フォアアドバンストスチューデント　英文大阪毎日學習號編輯局　大阪出版社

ロ　部

論理學　大西祝　改造社

論理學通論　須藤新吉　老鶴圃

ハ　部

バーヂニバス　ピアリスキー　スチブンソン　鳴澤寡愆譯　健文社

輓近高等數學講座　坪井英太郎　共立社

輓近數學一班　岡田良知　國枝元治

森本清吾

ニ　部

日本口語法講義　山田孝雄　寶文館

日本佛教史之研究　辻善之助

日本美術史　相良德三　イデヤ書院

訓讀日本書記　黒板勝美　岩波書店

昭和八年日本農業年鑑　富民協會

日本經濟史（現代經濟學全集第六卷）　本庄榮治郎

日本地理大系（中部編）　松永有見　二松堂書店

日本密教史　本庄榮治郎

日本社會經濟史（現代經濟學全集第三十卷）　加藤美侖　教文社

日々の慰安　吉田東伍

日本歷史地理ノ研究

ホ　部

法悦感謝の生活　細川本瑞　和歌山高野山

治華經魂魄　田中智學　本玉院

ヘ　部

平面幾何學教科書　國枝元治　天業民報社

ト　部

統計學（現代經濟學全集第二十卷）　汐見

獨逸（一〇〇〇）熟語集　莊直一　南山堂

獨習英語會話　野本彌生八　集文館

頭山翁の眞面目　薄田軒雲　平凡社

獨和對譯、理論經濟學　生駒佳年　南山堂

獨逸語原語（宗教に就て）　Friedrich Schleiermacher

チ　部

中等教育英語唱歌集

リ　部

陸海陸戰隊上海戰鬪記　有馬成甫　海軍研究社

リングヴイレスポンドイツケルト歷史哲學　ザメンホフ　日本エスペラント學會

理髪衛生試驗問答　岡本好次譯　リツケルト

ヲ　部

歐洲經濟史近世之部　瀧本誠一　改造社

歐洲經濟史（現代經濟學全集第五卷）　本位田祥男　天業民報社

ワ　部

吾等の陸海軍　平田晋作　講談社

和洋左官の知識及彫刻手引　中西由造　東京吉田工務所出版部

カ　部

簡易獨逸語自修書　石原質　郁文堂

神と永遠への思慕　賀川豐彦　新生社

樺太年鑑（昭和七年度）　石橋博美　樺太敷香時報社

海軍讀本　平田晋作　日本評論社

漢詩入門　鷹取田一郎　立命館大學出版部

貨幣論（現代經濟學全集第十卷）　橋爪明男

改訂英作文辭典　入江祝衛　有明堂

貨幣制度各國貨幣制度（現代經濟學全集第十一卷）　高垣寅治郎

開進英語獨習精講　ヘツケルマン　改潮社
覺悟せよ次の大戰　中島武閲　宗学社
神に就ての瞑想　賀川豊彦　教文館
科學玩具ト模型ノ作リ方　秋間保郎　資文堂
平田潤雄
觀世音菩薩　大谷光瑞　大乘社
漢文大系第十二巻十六巻十七巻　富山房　富山房
漢詩入門　松崎覺本　春陽堂

ヨ部

横川法語講話　曉烏敏　香草舍

タ部

壇上紙上街上ノ人　鶴見祐輔　大日本雄辯會
大東京市地圖　杉山茂　九段書房
第一獨逸語教本　南山堂　南山堂
短歌文法七十講　生田蝶介　立命館大學出版部
代數學（上下）　掛谷宗一

レ部

靈の糧　神崎靈光　奈良縣道報社

ソ部

增補占法要略　高松貝陵　淺倉屋
崇災占病秘傳　高島易斷所本部神宮館

ナ部

南洋叢書　藤山雷太　日本評論社

ク部

楠木正成　直木三十五　中央公論社

マ部

滿洲事變の經過　新光社　新光社
正岡子規集　正岡子規　改造社
昭和八年每日年鑑　每日新聞社　每日新聞社
萬葉集評釋　橋田東聲　成光館

ケ部

現代婦人の作文　女子教育研究會　上方屋書店
現代哲學思潮　桑木巖翼　改造社
化粧品製造法　齋藤正次　南山堂
經濟記事ノ基礎知識　石山賢吉　ダイヤモンド社
現代に即したる常識作法　福谷繁三郎　福谷繁三郎
經濟圖表（現代經濟學全集第二十五卷）　猪間翼　大阪每日新聞社
經濟風土記　中國九州卷　刀江書店
現代人を救ふ宗教　宮澤英心　博文館
ゲーテとの對話　エツケルマン　改造社

フ部

佛蘭西語原書　Emil Otto Julrue Groos Heidelbery　三省堂
佛蘭西語會話及文法　英語編輯局
ヴント心理學　ヴント　改造社
ブルータク英雄傳（獨文）（レクラム文庫歷史及ローマ古典ノ部所屬）　三省堂
プリンス、イングリッシュ、リーダー　三省堂
文壇人物評論　正宗白鳥　中央公論社
ブラジル人國記　野田良治　博文館

コ部

古事記　幸田成友校訂　岩波書店
昭和八年國民年鑑　啓成社
子　鶴見祐輔　鶴見祐輔講談社
古代社會（上下）　モルガン著　山本琴佐々木巖共譯　共生閣
こゝろのあと　天理教東大教會　天理教東大教會
工作機械　關口八重吉　弘道館
語言獨習日支最新會話　恒峻大橋末彦　文求堂
航空讀本　小川太一郎　日本評論社
こゝろの力　小林一郎　成蹊學園出版部
高等數學の思想と手段　大上茂喬　文明社

エ部

英文法通論（譯本）　ヴアカーリ　英文法通論社
英和双解熟語大辭典　神田乃武　南日恒太郎　有明堂
英語入門　吉田幾次郎　研究社
英語獨習リーダー　淺野義夫　近代文藝社
英雄崇拜論（英和對譯）　トーマス、カーライル　英文學社
英語獨修リーダー　成光館　成光館

テ部

天理教綱要　天理教道友社　天理教道友社
哲學辭典（エンサイクロペヂヤ第三卷）　春秋社

ア部

赤穗浪士（上中下）　大佛次郎　改造社
朝日家庭叢書食ノ卷　朝日新聞社　朝日新聞社
あめりかの世界經濟征服　ラドウエルデニー　香川保譯　千倉書房
朝日住宅寫眞集　朝日新聞社　朝日新聞社
昭和八年朝日年鑑　朝日新聞社　朝日新聞社
アミエルの日記　北星堂　北星堂
アラビヤ夜話（初等英文世界名著全集第十二卷）　增子義亮　英文學社

サ　部

財政讀本　下村宏　日本評論社
眞田增丸先生言行錄　好村春基　大日本佛教濟世軍
作曲白秋童謠集　北原白秋　改造社
作曲白秋國民歌謠集　北原白秋　改造社
三和讀講義　吉祥眞雄　山城屋書店
財界膝栗毛　報知新聞社　東洋經濟新報社
最新研究英文解釋　小野圭次郎　三省堂
最新世界地圖　神保周藏　三省堂

キ　部

九星易學秘密極意　開成館　井上一書店
昭和八年基督教年鑑　海老澤亮　日本基督教聯盟年鑑部
舊約聖書ノ話（英文）　金子大榮　岩波書店
教行信證の概要　金子大榮　岩波書店
金融論（現代經濟學全集第十四卷）　高垣寅治郎　岩波書店
銀行論（現代經濟學全集第十二卷）　紀平正美　岩波書店
行の哲學　星野久成　岡村書店

ユ　部

ユース、オブ、ライフ全譯講義　野崎信夫　博文館
趣味の盆栽　實用圖書刊行會
昭和國民百科寶典　井澤水葉　太陽社
昭和書翰文（附ペン漢字のくずし方）　丸山順太郎　白水社
實用佛蘭西文法捷徑　石川雅山　改潮社
實用新式書道　鳥井龍三
人類學上ヨリル見タ西南支那

人類學汎論　西村眞次　東京堂
自修英文法の學び方　山川作治郎　昇龍堂書店
自修英作文の學び方　山川作治郎　昇龍堂書店
式辭と演說　堀籠美善　東雲堂
式辭と演說　大町桂月　二松堂
色彩の知識　宮下孝雄　太陽堂
受驗本位の日本歷史　三省堂　三省堂
上海事變經過　新光社　新光社
昭和八年時事年鑑　時事新報社　時事新報社
鍼灸術秘傳書　深田治律夫　金原商店
神經衰弱及强迫觀念ノ根本療法　森田正馬　實業之日本社

心理學案內 Ein Fuhrungin Die Psyghologie　南山堂
小額生業資金で出來る職業の手引　大阪每日慈善團　大阪每日慈善團

メ　部

明治維新史研究　東京帝大文學部史學會　富山房
明治大正史（藝術篇）　朝日新聞社　朝日新聞社
明治大正史（政治篇）　朝日新聞社　朝日新聞社
明治大正史（經濟篇）　朝日新聞社　朝日新聞社
名家俳句集　佐々醒雪　博文館
巖谷小波

ミ　部

道重信教師大講演集　大日本雄辯會　講談社

シ　部

新滿洲國讀本　保々隆矣　大乘社東京支部
新譯古近史談　米野豐實　山崎國華堂
新自修英文典　大槻盤渓　研究社
新英文解釋研究　角田東涯　研究社
新國家大滿洲　山崎貞　東京書房
新日本產業地帶　趙欣伯　時事新報社
新約聖書入門（英文）　趙欣伯　時事新報社
趣味修養、國民掌典　大町桂月　帝國實業學會
趣味の和文英譯　馬場峰月　敬文館
趣味の英文叢話　鈴木芳松　敬文館

詩集靈魂は羽ばたく　長田穗波　光友社
袖珍改新日本地圖　小川琢治　富山房
初等露西亞語文法　八杉貞利　大倉書店
ジョン、ウェスレー信仰日記　賀川豐彥　黑田四郎

ヒ　部

美容理髮試驗問題答案集　南崎雄七　大日本理容衞生學會
ひとむかし　出口日出麿　天聲社
ピーター、パン　石井直峰註譯　英文世界名著全集刊行所

モ　部

モダーン商店建築設計圖集　澁谷唯雄　吉田工務所出版部

セ　部

洗濯及粉末石鹼製造法ノ實際　深井景二　南山堂
世界大思想全集世界文化史　北川三郎譯（ウエルス）　春秋社
世界文化史大系　北川三郎譯（ウエルス）　大鐙閣
世界地理風俗大系別卷世界遺蹟大觀　新光社　新光社
世界地理風俗大系別卷世界風景大觀　新光社　新光社
世界現狀大觀（印度濠洲加奈陀篇）　新潮社　新潮社

整色寫眞ノ研究　佐和九郎　アルス社
青年手紙ト端書文　中村禮三郎　春江堂

ス部

圖解點新療法　松梁齋　近代文藝社
數學辭書　長澤龜之助　郁文社
數學ノ概念　林鶴一　紫山本彌
スポーツを語る　鳩山一郎　三省堂

原書之部

1. Bücher der Naturwissenschaft
2. Bacon, Essays
3. Carlyle Sator Resartus
4. Weston, W. T.; A Text of Economics
5. Josef Ponten, Landschaftsbilder, Zwischen Rhone und Wolga
6. Natur und Mensch　Ernst Haekel
7. Die Abstammung des Menschen
8. Gesetzbuch
9. K. Barth Das Wort Gottes und die Theologie
10. Paiter, Renaissance
11. Wundt Zur Psychologie und Ethik
12. "Reading from Times" from "The Times" Edited as a text book of current standard English
13. Stanley, Wie ich Livingstone band
14. Augden; Arabian Nights Entertainment
15. Lamark; Philosophic Zoologique
16. Montesquien; de l'esprit des lois
17. Max Orell, Jonathan and his continent
18. Carlyle Hers and hero worship
19. Schiller, Plato or Protagras ?
20. Deusey D. R. and M. T Shurgrue
Banking and Credit a text book for colleges and schools of business administration
21. Spencer F. M.; Guide to political economy;
A manual for classes and students in commercial schools.

附

定期ニ刊行スル「純宗教並ニ純修養的雜誌」「通信教授ニ屬スル中學講義錄ノ類」ニシテ刑務所ニ於テ許可シタルモノ

精神文化　中山文化研究所
速成中學講義錄　河野正義　大日本國民中學會
日蓮主義　日蓮宗宗務院
達磨禪　東京佛心會　代々木書院
日本外科學會雜誌　横山大樹　東大醫學部鹽田外科教室内
正則理髪學講義　大日本理髪學講習會　大日本理容協會出版部

宇宙　椎名正雄　宇宙社
修養之世界　菅原洞禪　修養世界社
現代佛教　高楠正雄　大雄閣
佛教生活　法藏館
一味　一味出版部
法味　興教書院
法藏　法藏館
法華　森江書店
の　法園　法園社
改訂增補　建築講義錄　帝國工業教育會

□思想犯受刑者看讀用書籍ニ關スル件

（司法省行刑局甲第二〇三號　昭和八年二月十六日）

別紙書籍ハ思想犯受刑者ノ看讀用トシテ適當ノモノト思料候ニ付テハ之等ノ書籍ヲ私本トシテ購讀希望スルモノ有之候ハヾ必要ト認メラルヽ範圍ニ於テ許可相成差支無之候條御了知相成度候

社會改造運動の心理學的考察　パトリック原著　立命館大學出版部
マルキシズムを中心として　山田敬德共譯　内舘忠藏共譯
社會經濟批判　山本勝市　京都思想研究會
東西思想の比較研究　岡實　日本評論社
日本民族の將來　加藤玄智　京文社
日本精神研究　田中寬一　培風館
法と宗教と社會生活　大川周明　行地社出版部
皇國精神講話　田中耕太郎　改造社
國體新論　筧克彦　春陽堂
人類學上より見たる我が上代の文化　黒板勝美　博文堂
儒教の獨逸政治理想に及ぼせる影響　鳥居龍藏　叢文閣
中世に於ける精神生活　五來欣造　早稻田大學出版部
やまとこゝろと獨逸精神　平泉澄　至文堂
王陽明研究　鹿子本員信　民友社
增訂支那哲學史講話　安岡正篤　玄黄社
現代哲學概論　宇野哲人　大同館書店
マルキシズムの崩壊　金子馬治　東京堂
日本精神の研究　神永文三譯（レンコヴキツチ著）　新潮社
東洋倫理概論　安岡正篤　玄黄社
マルクス學說體系の終焉　パウエルク著　竹原八郎譯　日本評論社

刑政第46巻第5号
矯正図書館

マルクス價値論の排撃　土方成美　日本評論社
經濟原論　小泉信三　日本評論社
人物論叢　辻善之助　雄山閣
我が歴史觀　平泉澄　至文堂
國家の研究第一卷　筧克彦　春陽堂
社會政策の理論と施設　下條康麿　日本評論社
資本主義と社會主義　ボーレ著　堀經夫譯　岩波書店
マルキシズム批判　藤井健治郎　玉川學園出版部
マルクス主義の解説及批判　(オールシュパン著)十時彌譯　中興館
國体と倫理　吉田熊次　宮山房
道徳の理論と實際　吉田靜致　寶文館
日本思想の研究　補永茂助　教育研究會
上代文學に現れた日本精神　野村八良　大岡山書店
日本文化史　笹川種郎　雄風舘書房
日本文化史序説　西田直二郎　改造社
教育と道徳　西晉一郎　大村書店
マルキシズムの哲學的批判　川合貞一　青年教育普及會
日本人の博愛　辻善之助　金港堂書籍株式會社
東洋倫理概説　山口察常　三友社書店
修史餘課　德富猪一郎　民友社
國民道徳本義　河野省三　天地書房
增訂日本文化史研究　內藤虎次郎　京都弘文堂書房
思想問題研究　深作安文　山海堂出版部
憲法讀本　上杉慎吉　日本評論社
日本思想十六講　高須芳次郎　新潮社
思想問題と國民精神　亘里章三郎　大成書院
我が三大國民道　五十嵐力　早稻田大學出版部
國民道徳講話　西晉一郎　藤井書店
日本倫理思想の系統　補永茂助　天地書房
閻齋先生と日本精神　平泉澄　山田周平　至文堂
武士道概說　田中義能　日本學術研究會

□緊急軍需作業ニ關スル統制計畫實施ノ件

（司法省行刑局甲第二二九號ノ二　昭和八年二月十七日）

標記ノ件別紙ノ通關係刑務所長ニ依命通牒ニ置及候條爲參考及送付候

司法省
行刑局甲第二二九號ノ一
昭和八年二月十七日

司法省行刑局長　鹽野季彥

刑務所長　殿

緊急軍需作業動員ニ關スル統制計畫ノ件依命通牒

軍需品ノ製作ニ關シテハ豫テ作業動員ニ關スル通牒ノ次第モ有之萬遺憾ナキコトヲ期セラレ居候コトトハ思料候ヘ共尙目下ノ時局ニ鑑ミ緊急ヲ要スル軍需品ノ製作ニ關シテハ豫メ緊急作業ニ必要ナル動員計畫ヲ樹立シ置ク要可有之思料候條別紙緊急軍需作業動員ニ關スル統制計畫ヲ即時實施相成ト共ニ斯種緊急作業ノ指令ニ及ヒ候場合ハ本通牒ニ基キ實施相成度候

緊急軍需作業動員ニ關スル統制計畫

第一條　本計畫ハ軍需品ノ製作ニ關シ特ニ急ヲ要シ已ムコトヲ得サル場合ニ於テノミ他ノ作業ヲ考慮スルコトナク之ヲ施行ス

第二條　軍需品ノ緊急製作ニ關シテハ業種ノ設定時間ノ延長技能受刑者ノ移送其ノ他司法大臣ノ認可ヲ要スル事項ニ付豫メ認可ヲ受クルコトヲ要セス但シ速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第三條　軍需品ノ緊急製作ヲ依頼セラレタル刑務所ノ長ハ其ノ量ノ多少ニ拘ラス直ニ其ノ種類數量ヲ行刑局長ニ報告シ統制ニ關スル指揮ヲ受クヘシ

第四條　緊急製作ニ應スヘキ作業ハ左ノ五種トス

一、縫　工
二、木　工
三、莫大小工
四、金屬工
五、革　工

前項各號ノ外特ニ急ヲ要スル業種アルトキハ其ノ都度行刑局長ノ指揮ヲ受クヘシ

第五條　刑務所長ハ行刑局長ノ命シタル緊急動員作業ニ即時着手シ得ル爲左ノ各號ヲ整備シ置クヘシ

一、緊急作業ニ從事セシムヘキ受刑者ノ員數及軍需工業動員法ニ揭ケタル軍需品ノ種類ニ從ヒ各人ノ製作能力ヲ定ムルコト

但シ一人ニ付數種ノ製作能力ヲ有スルトキハ能力ノ順位ヲ定メ置クコト

二、緊急作業ニ使用スヘキ主要ナル器具機械ヲ定ムルコト

三、緊急作業ニ當ルヘキ雜役夫ヲ特定スルコト

四、緊急作業ニ從事セシムヘキ受刑者ノ製作能力ニ不足ヲ生シタルトキハ直ニ之ヲ補充スルコト

但シ補充シ能ハサルトキハ行刑局長ニ對シ其ノ補充ニ關スル指揮ヲ受クヘシ

五、緊急作業ニ從事セシメタル場合ニ於テハ其ノ都度製作餘

力ヲ定ムルコト

第六條　前條第一號第二號及第五號ノ整備ノ詳細ハ之ヲ行刑局長ニ報告シ爾後其ノ變更アルニ從ヒ之ヲ追報スヘシ

第七條　刑務所長ハ緊急作業ニ從事セシムヘキ受刑者ニハ訓練ノ爲假想緊急作業ヲ課スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ結果ヲ行刑局長ニ報告スヘシ

第八條　緊急作業ニ從事セシムヘキ受刑者ニ對シテハ豫メ該作業ニ關スル趣旨ヲ說示シ置クヘシ

第九條　緊急作業ニ從事セシメタルトキハ受刑者ニ對シ相當ナル榮養物ヲ給與スルコトヲ得

第十條　緊急作業ニ從事セシメタル受刑者ニ對シテハ別ニ定ムルトコロニ依リ作業賞與金ヲ增加スルコトヲ得

第十一條　刑務所長ハ受負業者及委託者ニ對シ緊急作業實施ノ爲普通作業ノ成功ニ影響ヲ來スヘキコトアル旨ヲ適宜了解セシムルコトニ注意スヘシ

第十二條　緊急作業ニ關スル作業ノ狀態及內容ハ之ヲ參觀セシメ又ハ發表スルコトヲ許サス但シ陸海軍ノ關係官吏ニ付テハ此限ニアラス

第十三條　本計畫ヲ實施スヘキ刑務所ハ當分ノ內左ノ如ク定ム

一、集鴨刑務所
二、小菅刑務所
三、豐多摩刑務所
四、橫濱刑務所
五、千葉刑務所
六、前橋刑務所
七、川越少年刑務所
八、小田原少年刑務所

□緊急作業ニ就ク受刑者ニ對シ給與スル榮養物ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第二四三號ノ一　昭和八年二月二十一日）

標記ノ件別紙ノ通關係刑務所長ニ對シ通牒致候條爲參考及送付候

司法省行刑局長　鹽野季彥

昭和八年二月二十一日

刑務所長　殿

緊急作業ニ就ク受刑者ニ對シ給與スル榮養物ニ關スル件

本月十七日行甲第二二九號ノ一ヲ以テ命令通牒緊急軍需作業動員ニ關スル統制計畫第九條ニ依リ榮養物ヲ給與スル際ハ左記ニ據リ御取扱相成度候

記

一、緊急作業ニ就ク受刑者ニシテ一般作業時間ヲ超ユルコト二時間以上ニ及フトキハ之ニ榮養物ヲ給スルコト

二、榮養物ノ種類分量左ノ如シ

（イ）一般作業時間ヲ超ユルコト二時間以上六時間未滿ノ就業者ニ對シテハ一日一回米五五瓦麥六〇瓦以下ノ食糧及一日平均參錢以下ニ於テ適當ナル副食物ヲ給スルコト但シ副食物ノ實給額ハ一人一日金五錢ヲ超ユルコトヲ得ス

（ロ）一般作業時間ヲ超ユルコト六時間以上ノ就業者ニ對シテハ一日一回當該作業食糧一回分ノ食糧及一日平均金參錢以下ニ於テ適當ナル副食物ヲ給スルコト但シ副食物ノ實給額ハ一人一日金五錢ヲ超ユルコトヲ得ス

三、前二號ニ依リ給與スル副食物中菓子類、果物等ノ種類ハ左記ニ依ルコト

菓子類

パン。饅頭。最中。大福餅（餡入餅）。煎餅。ビスケツト。キヤラメル。汁粉。團子（萩餅）。等ノ類

果物

柿。梨。林檎。蜜柑（夏蜜柑）。西瓜。等ノ類

其他

雞卵。砂糖湯（又ハ水）。甘藷。馬鈴薯。麵類。等ノ類

四、前各號ノ食料表ノ整理ハ在監人食料表況例（明治三十七年三月司法省訓令甲第一四五號）第四號ニ準スルコト

五、右榮養物中副食物代ハ指定額外トシ配賦豫算內ニテ支辨シ難キ場合ハ豫算增額可相成ニ付給與人員、金額其ノ他算出ノ基礎事由等ヲ詳記シ增額方申請ノコト

□軍事機密漏洩防止ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第二五七號　昭和八年二月二十三日）

軍需品ノ製作ニ關シテハ豫テ通牒ノ次第モ有之作業上ノ祕密嚴守ニ付テハ十分御配慮相成居ルコトヽハ思料候ヘ共軍需品ノ製作ハ軍事機密ニ屬スルヲ以テ苟モ其製作ノ內容ヲ外部ニ漏洩スルカ如キコトナキハ勿論刑務職員ト雖モ作業上直接關係者以外ハ絕体ニ其內容ヲ知ラシメサル等其軍事機密嚴守ニ深甚ノ御注意ヲ拂ハレ尙日常ノ取扱ニ付テハ左記ノ通御取計相成度候

記

一、軍需品製作ニ關スル作業狀態ノ參觀又ハ其ノ內容ノ發表ハ絕体ニ許サヽルコト

但シ陸海軍ノ關係官吏ハ此限ニ在ラサルコト

二、軍需品製作ニ關スル書類ハ之ヲ別綴トシ取扱者ヲ特定シ必要時外ハ一定ノ施錠裝置ノ筐ニ格納シ置クコト

三、軍需品製作ニ使用スル作業材料又ハ器具機械ヲ民間商人ヨ

リ購入ノ場合ハ可成軍需品製作ニ使用スルコトヲ知ラシメサルコトニ注意ヲ拂フコト

四、軍需品ノ委託材料及製品ノ保管ニ付テハ一定ノ場所ヲ指定シ置キ其取扱ハ特定ノ者ヲシテ取扱ハシムルノ外受拂ノ明確ト保管上ノ適正ヲ期スルコトニ注意ヲ拂フコト

五、軍需品ノ運搬ヲ地方民間ニ委ヌル場合ハ豫メ本人ノ素行並信用程度等調査ノ上特定ノ者ヲシテ運搬セシムルノ外軍事ノ祕密嚴守ヲ誓ハシムルコト

□刑務事故防止ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第二六三號 昭和八年二月二十四日）

刑務ノ事故防止ニ付テハ從來屢々注意致置候ニ付相當御配慮相成居ルコトヽ思考候ヘ共昨年中ニ於ケル逃走事故ヲ見ルニ前年ニ比シ寧ロ增加セル現況ニ有之之レカ原因ヲ探究スルニ多クハ平素ノ無事ニ馴レ自然行刑紀律ノ弛緩ヲ來タシ戒護竝監督上ノ缺陷間隙ニ乘セラルヽモノト認メラレ候ニ付テハ部下職員ニ對シ平素監督訓練ノ周到ヲ期スルト共ニ物的戒護ト相俟ツテ人的戒護ニ深甚ノ注意ヲ拂ヒ將來事故ノ絕滅ヲ期セラル樣致度別表添付此段及通牒候

（別表略）

□作業時間延長ノ場合ニ於ケル作業賞與金ノ計算方ニ關スル件依命通牒

（司法省行刑局行甲第二六六號 昭和八年二月廿五日）

作業時間延長ノ就業者ニ對スル作業賞與金計算方各刑務所區々ニ相成居リ行刑ノ統一上遺憾ニ有之候條爾今左記ノ通計算相成度候

記

十ケ月間ノ作業延長積算時間	作業別	賞與金ノ增加
十五時間以上六時間以上	普通作業 緊急作業	計算額ノ十分ノ一ヲ增加ス
三十時間以上十二時間以上	普通作業 緊急作業	仝 二十分ノ五ヲ增加ス
五十時間以上二十時間以上	普通作業 緊急作業	仝 二十分ノ九ヲ增加ス

備考

一、緊急作業トハ昭和八年二月行甲第二二九號通牒ニ基ク緊急軍需作業ヲ謂ヒ緊急作業ニアラサルモノヲ普通作業トス

二、緊急作業ト普通作業トヲ合算ノ場合ハ緊急作業ノ延長時間ハ普通作業延長時間ニ換算シ計算スルコト

□緊急軍需作業施行ニ伴フ他就業者ノ處遇ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第三〇七號 昭和八年三月三日）

標記ノ件ニ付豐多摩刑務所長ヨリ別紙甲號ノ通照會有之候條別紙乙號ノ通回答致置候間御了知相成度候

（別紙甲號）

豐祕第四六號
昭和八年二月廿五日

豐多摩刑務所長 椎名通藏

司法省行刑局長鹽野季彥殿

緊急軍需作業施行ニ伴フ他就業者ノ處遇ニ關スル件

緊急軍需作業施行ノ結果同一又ハ類似作業ニ屬スル個人又ハ官廳ノ注文ニシテ著シク成工遲延シ場合ニ依リテハ注文ノ目的ヲ達シ得サルカ如キ狀況ニマテ影響ヲ及ホス虞有之候際ハ是等ノ製作加工ニ從事スル者ノ就業時間ヲ軍需品製作ニ就ク者ト同樣延長セサルヘカラサル實際ノ事情有之如斯場合ハ假令軍需品ノ製作ニ從事セサルモノナリト雖モ相關緊切ナル就業狀態トシテ之ヲ軍需品製作從業者ト看做シ特別給養、賞與金計算等ノ特別處遇ヲ本來ノ軍需品製作就業者ニ準シ取扱度何分ノ御指示相仰キ候

（別紙乙號）

司法省行刑局行甲第三〇七號
昭和八年三月三日

司法省行刑局長 鹽野季彥

豐多摩刑務所長椎名通藏殿

緊急軍需作業施行ニ伴フ他就業者ノ處遇ニ關スル件

客月二十五日豐祕第四六號ヲ以テ標記ノ件照會相成候處緊急軍需作業ノ就業者ハ作業ノ性質上他就業者ニ比シ其ノ心身ノ疲勞著シキモノアルヲ認メ特別ノ處遇方法ヲ講セラレタルモノナルヲ以テ假令類似ノ作業ト雖緊急軍需作業ニアラサル限リ之ト同樣ノ特別處遇ハ爲シ得サル義ニ付普通作業ノ範圍內ニ於テ適宜處遇方御取計相成度候

□犯數記載方ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第三〇四號 昭和八年三月三日）

統計小票犯數欄記載方ニ關シ疑義ヲ抱カルヽ向往々有之候處刑法第五十六號ニ所謂「五年內ニ更ニ罪ヲ犯シ」云々トアル期間

ノ條件ハ前犯ト後犯トノ關ニ要スルモノニシテ三犯以上ノ場合ニ於テハ右期間ノ條件ハ其直接ノ前犯トノ間ニ存スレハ足リ初犯トノ間ニハ存スルコトヲ要セサルモノニ有之候條御了知相成度尚左ノ設例御參照相成度候

設例

大正十四年一月犯罪　一犯
同　十年十月刑終了

昭和二年一月犯罪　二犯
同　十年十月刑終了

同　四年一月犯罪　三犯
同　年十月刑終了

同　七年一月犯罪　四犯
同　年十月刑終了

右各犯罪ハ刑法第五十六條ノ期間ニ關スル條件ニ適スルヲ以テ何レモ累犯ノ關係アリ

□詭激思想壞抱收容者入出所表作成方ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第四〇六號　昭和八年三月十七日）

標記ノ件ニ付本年一月二十八日行甲第一一五號ヲ以テ右傾思想懷抱者ハ當該各欄左傍ニ「アラビヤ」數字ヲ以テ再揭スヘキ旨通牒致置候處其ノ後一部刑務所ニ於テハ右傾思想懷抱者ヲ收容スルニモ拘ラス之カ揭記ヲ忘ル向有之調査上支障ヲ生シ候ニ付爾今右ニ依リ遺漏ナキヲ期セラレ度又若シ該當者ナキトキハ其ノ旨備考ニ記載相成度候

□敎化資料トシテ「ラジオ」利用方ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第四一二號　昭和八年三月十八日）

「ラヂオ」ニヨリ放送セラルヽ事項ヲ受刑者ニ聽聞セシムル要綱ニ關シテハ昭和五年十二月行甲第一、七二六號「ラヂオ」受信機設置ニ關スル件ノ通牒ニ於テ指定致置候ニ付テハ各刑務所ニ於テハ該要綱ニ依リ夫々適當ト認メラルヽトコロニヨリ御取扱相成居ル儀ニハ可有之候ヘ共每月提出ノ報告書ニ就テ見ルニ中ニハ最近ニ至リ著シク聽聞度數ヲ增加セラレクルモノアリ之ニ伴ヒ敎材ノ種類ノ如キ亦甚ダ多種ニ渉リ其ノ中ニハ眞ニ敎化的內容ヲ有スルヤ否ヤ疑ハシキモノモ往々有之、就中俚謠、小唄ノ如キ或ハ單ニ一席ノ座興的笑話ニ過キサル落語ノ如キ更ニ又敎化的內容ノ乏シキ劇ノ如キ、此等ノモノハ概シテ敎化資料トシテ妥當性ヲ缺クトコロ尠カラサル樣思料セラレ候、申ス迄モナク現在「ラヂオ」ニヨル放送セラルヽ事項ハ一般大衆ノ娛樂的要求ヲ滿スヘク組織セラレタル資料甚ダ多キヲ以テ之ヲ刑務所ニ於テ敎化資料トシテ選擇利用スルニ付テハ一般收容者ノ犯罪原因等ニモ鑑ミ最モ愼重ナル注意ヲ拂ハサルヘカラサルハ當

然ノ儀ニ有之即チ之カ施行ノ適否ハ將來ノ行刑效果ニモ影響スルコト大ナルモノアル儀ニ有之候條御今之カ取扱上ニ關シテハ指定ノ要綱ヲ十分確守セラルヽハ勿論敎材ノ選定ニ付テハ特ニ愼重御留意ノ上努メテ其ノ施行ノ適切ヲ期シ遺憾ナカラシムル樣御考慮相成度爲念及通牒候

□收容者食糧給與手續別表第二號作業別食量表中抄紙工食等改正ノ件依命通牒

（司法省行刑局行甲第四二一號　昭和八年三月二十二日）

標記ノ件左記ノ通改正相成候

左記

業種	細目	食等
抄紙工		
抄紙工	搗方、漉方（美濃紙六枚判以上ニシテ材料楮等分以上混入スル和紙漉方）	三等
	叩方、漉方（普通物漉方）	四等
	洒方、板廻、火夫方（三角形鐵板蒸汽乾燥）	五等
	抄方、藁切、煮方、皮踏張方（鐵板蒸汽乾燥以外ノモノ）	六等
	撰方、削方、紙揃、塵取、簀裂、藁抜	八等

□國際聯盟脫退ニ關スル詔書ノ趣旨收容者ニ告知方ノ件

（司法省行刑局行甲第四七八號　昭和八年三月三十日）

今般國際聯盟脫退ニ關シ畏クモ大詔ヲ煥發セラレ帝國ノ嚮フ所ヲ明カニシ國民ノ進ムヘキ道ヲ示サセ給フ

聖慮ノ宏遠ナル國民均シク恐懼感激措ク能ハサルトコロニ有之候、從來時局問題ニ關シテハ收容者ニ對シテナルヘク正確ナル認識ヲ得セシメ一般國民ト憂ヲ共ニシ以テ國民精神ノ作興涵養ニ努メシムル樣相成度旨屢次通牒致シ置タルニ依リ各所ニ於テハ夫々適當ニ御措置相成居候儀ト思料候處今回帝國ノ聯盟脫退ニ際シ如上ノ大詔煥發セラレタルニ付テハ職員ハ勿論收容者ニ於テモ克ク聖旨ヲ奉體シテ世局ニ處スヘク此ノ際更ニ大ナル覺悟ヲ爲サヽルヘカラサル機運ニ到達シタル儀ニ有之、就テハ右詔書ハナルヘク最近適當ノ機會ニ於テ一般收容者ニ知ラシメ更ニ之ヲ敷衍シテ其ノ意義ヲ十分諒解セシメ各自ヲシテ夫々非常時ニ於ケル其ノ本分ヲ全フスルコトニ深ク心掛シメ以テ行刑

ノ効果ヲ擧クル樣可然御配意相成度候

□看守出向ニ關スル件

（司法省行刑局行甲第五〇二號　昭和八年四月五日）

刑務所長交迭アリタル場合ニ於テ所長前任刑務所看守ヲ新任刑務所ニ出向採用スルハ端正廉潔以テ收容者ニ臨ムヘキ職員中ニ面白カラサル風潮ヲ醞釀シ職員統制上支障ヲ招キ綱紀ヲ紊廢セシムルノミナラス延テハ行政上影響ヲ及ホスコト寡少ナラサルモノト思料候處往々ニシテ如斯採用ヲ爲サルヽ向アルハ甚タ遺憾トスル處ニ有之候條御含家庭上止ミ難キ事情アル等特殊ナル場合ハ格別前任刑務所看守ヲ出向セシムル儀ハ嚴ニ御見合セ相成度尙其ノ他ノ職員ニ付テモ右ノ如キ關係ニアル場合ハ可成之ヲ避ケ愼重ニ御取計相成樣致度候

刑務協會は昭和八年三月中に於て死亡贈與金並びに退職贈與金を夫々次の通り贈呈した。

死亡贈與金　故曾根原初太郎外五名
總計金額百五拾壹圓也

退職贈與金　深澤林作外三十一名
總計金額百七拾參圓也

編輯餘錄

□ フラッパーどもがどんな途をたどつて犯罪に墮ちて行くか。ダンスホールの隆盛とカクテールの舌ざわりとが女性犯罪を增加して行くであらうことは識者の特に關心を持つところなのである。

□ 銀座の夕宵に罪に誘はれさうな女性がうようよして居る。怖らく日本の女性犯罪は年毎に增えて行くのではなからうかといふことが誰れもの頭に浮んで來るであらう。だがさうではない。日本の今日の行刑統計はむしろ女性囚人の數字を逆に遡下して居るのである。

□ 外國の女犯罪者は日本のそれに比して恐ろしくパーセンテージが多い。女尊男卑のせいか。それとも日本の婦道が未だすたれて居ないせいか。われらはそれらの點を考へて常に女性犯罪の研究といふことに多大の要求を感ずるのである。だが、不幸にしてわが國には女性犯罪の研究に關しては文獻甚だ乏しい。

□ 木村敎授の女子犯罪現象の特質原因及び對策は此のわれらの要望に對して貴重なる指示を與へられるものとして意義が深い。編輯子は特に敎授のこのめづらしい御投稿に感謝を送る。

□ 囚人のかずがだんだんと增加して來た。刑務所の數を減じようとする編輯子年來の主張は竟に空想に了るのか。嗚呼行刑政策と社會政策の不一致を如何にせん。花咲きみだれ鳥うたへどもわれ歌ひ能はざるを如何にせん。

昭和八年四月十二日

——あき羅——

定價		廣告料	
一冊（稅共）	金二十五錢	一等一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓	普通一頁	金三十圓

注文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和八年四月二十八日印刷納本
昭和八年五月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　竹田益平
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座　二三四四、三八二五番
振替口座　東京　二五〇五九番

刑政第46巻第5号

矯正図書館

46e Année N° 5 Mai 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.—La criminalité féminine, ses traits spécifiques, ses causes et remèdes.

Yoshimasu, S.—De l'état actuel de la biologie criminelle.

Innami, S.—Le règlement ministériel concernant la libération conditionnelle et ses résultats.

Mouvement des idées à l'étranger :

Doerner, Penal reform in France.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice

Tokio